

平成二十六年六月定例会

平成 26 年 第 2 回

# 菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 26 年 6 月 5 日～6 月 13 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成26年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 5	木	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
6 / 6	金	休会
6 / 7	土	休会
6 / 8	日	休会
6 / 9	月	一般質問（4人）
6 / 10	火	一般質問（3人）
6 / 11	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 12	木	休会
6 / 13	金	議案審議（承認第1号～同意第2号）質疑・討論・表決・閉会

平成26年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	小林久美子 (P29～)	1. 学童保育について	<p>①菊陽北小学校区の学童保育については、利用者が多く施設が手狭になっている。その対策はどうなっているのか</p> <p>②「子ども・子育て支援法」の成立を受けて、学童保育はどう変わるのか</p> <p>③支援事業計画づくりや、条例の制定などの今後の計画はどうなっているのか</p>
		2. 白川の河川改修と防災対策について	<p>①白川については、上流域と下流域では河川改修が進んでいる。中流域は、災害復旧工事のみで河川改修が進んでいない。この問題についての、町の認識と今後どう取り組んでいくのか</p> <p>②平成24年7月12日の災害を経験して、その教訓を今後の防災対策にどう生かしていくのか</p>
2	甲斐 榮治 (P42～)	1. 菊陽町の町づくりについて	<p>(1)熊本都市計画区域マスタープランが来年改訂される。これに関わる菊陽町の問題・課題について</p> <p>①前回、県の都市計画区域マスタープランの決定は平成16年であった。これを受けて菊陽町の都市計画マスタープランが平成22年に作成されている。今回、県の都市計画区域マスタープランは平成27年3月に予定されている。菊陽町都市計画マスタープランの策定の方法及びスケジュールはどうなっているか</p> <p>②熊本県は、都市計画マスタープラン（検討案）の中で、太平洋沿岸地域が被災した際の広域防災拠点として、阿蘇くまもと空港、県民総合運動公園、熊本港を指定している。前者2か所までが菊陽町内にあるか、または隣接している。白水台地の発展とも関連して、このことを本町の都市計画の中に有利に生かすべきと考えるが、どのようなことが推定できるか</p> <p>③新興住宅地光の森地域の整備について</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(ア)平成22年の菊陽町都市計画マスタープランでは、光の森駅周辺の整備には触れられていないが、町は、町づくりの中で光の森駅をどう位置づけ、その周辺整備についてはどう考えているか</p> <p>(イ)光の森駅は、豊肥線・コミュニティーバス（キャロッピー号・合志市のレターバス）・路線バス・諸々の観光ツアーのバス・通勤通学のための自転車やバイク等の滞留地など、諸交通の結節点となっている。また、近隣商業地域としての光の森地域との関連を考えれば、光の森駅はまさに菊陽町の玄関口ということができる。熊本都市計画区域マスタープラン（検討案）の中でも、区域内の9つの地域核の中の一つに位置付けられている。駅から諸商業施設へのアクセス、駅前広場ないしは公園、ロータリー、交番の配置など、駅周辺整備の全体計画を迅速に立て、実行すべきではないか</p> <p>④ゆめタウンを中心とした商業地域へ四方から連結する道路の混雑が年々激しさを増している。町は対策を考えているか</p> <p>⑤（仮称）光の森複合施設北側の仮整備したグラウンドについては、「平成28年度末までには計画を立てたい」という答弁であったが、その計画策定については、どのような検討の手順及び日程を考えているか</p> <p>(2)菊陽第2土地区画整理事業施行区域内に大型店舗が複数進出しているが、町の計画的誘致によるものか、あるいは市場原理に基づく進出か。この地域を将来にわたってどのように位置づけ、どのように導いていくのか</p>
3	吉本 孝寿 (P58～)	1. 農業と観光によるまちづくりについて	<p>政府は、2020年の東京五輪開催を生かし、全国に効果を波及させる誘致拡大策として外国人が宿泊できる農家の情報を集約しインターネットを通じて多言語で紹介する仕組みを整備すると発表した。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>①農林水産省によると農家の体験宿泊は外国人にも好評で、地域の活性化にもつながると思うが、菊陽町においても受入れ可能な環境の整備を図ることはできないか。（規制緩和に向けた農業特区）</p> <p>②八代市を中心とした県南地域を対象に「くまもと県南フードバレー推進に係る農業・農村振興特区」が策定された。菊陽町においても、グリーンツーリズム（農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）等による地域活性化に向けた意欲的な取組は考えられないか</p>
		2. 6次産業化の推進について	<p>第5期菊陽町総合計画・前期基本計画にある、第1章 農業の振興（持続性の高い農業の構築）の中で、「魅力ある農畜産業の実現のための生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を活かした農畜産物の品質向上、魅力ある特産品等の開発を促進するなど、生産効率の向上や農畜産物の高品質化を図ります。」とある。</p> <p>①今後、どのようにして人材育成を進めていくのか</p> <p>②地域をどのようにいかし、どのような魅力ある特産品が開発される予定なのか</p> <p>③農作業を活用した障がい者就労支援、高齢者のリハビリ、生きがいつくり等の医療・福祉分野と食料・農業分野との連携の取組の支援はできないか</p>
		3. ワン・ストップ・行政サービスについて	<p>①自治体では、役所内の窓口を一本化する総合窓口を導入して、住民にワン・ストップ・サービスを提供する取組が増えている。菊陽町では、導入できないのか</p>
4	梅田 清明 (P74～)	1. 消防団の強化について	<p>①昨年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（消防団支援法）が成立した。これに伴い、次のことに町はどう対応するのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職報償金</li> <li>・年額報酬</li> <li>・出動手当</li> </ul> <p>②救助活動用資機材等の装備について、今後どのように考えているのか</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			③自治体職員の入団について、どう考えているのか ④女性消防団員確保強化について、女性防災研修、女性防災リーダー育成研修を先行してやったらどうか
		2. 情報提供について	①総合情報メールサービスの配信予定はないのか
		3. 菊陽空港線延伸について	①菊陽空港線の延伸について、どのような計画になっているのか ②原水駅周辺整備について、今後どのように考えているのか ③原水駅西の踏切拡幅について、どうなっているのか
		4. 一般廃棄物活用について	①食用廃油の利活用について、リサイクルで再利用等町として積極的に進めてはどうか
5	坂本 秀則 (P95～)	1. 町道認定及び町道整備について	①住宅開発に伴う新規町道認定に際して、検査等は十分されているのか ②上・下水道工事に伴う段差やアスファルトの劣化及び陥没箇所の整備は、今後、どのように進めるのか
		2. 安全で安心できる社会づくりについて	①自主防災組織の推進（促進）・拡充を図れないか ②消防団員数確保について、積極的に大学生に働きかけてみてはどうか ③設置費・維持費無料の一般社団法人全国安全環境ネットワーク協会が管理するセーフティカメラ（防犯カメラ）を、通学路等に面した公共地内の自動販売機に設置できないか ④セーフティカメラの設置を、各団体（商工会等）に周知できないか ⑤九州を支える広域防災拠点構想に隣接する県民総合運動公園・阿蘇くまもと空港・高遊原分屯地が防災拠点として位置づけられており、町として物資協定や輸送協定など積極的な協力体制を構築できないか ⑥交通弱者（80才以上で構成される世帯のみ）に、町内タクシー業者のみで使用できる割引等のカードを、希望者のみに発行できないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 町営古閑原住宅建て替え計画について	①建て替え計画は順調に進んでいるか、問題点はないか ②今後、計画の見直しはあるのか
6	川俣 鐵也 (P107～)	1. 大規模建設事業の計画と財政状況について	①おおむね10年以内の着手を検討、あるいは予定している1億円以上の建設事業はどう考えているのか。(例えば、体育館、総合グラウンド、光の森多目的グラウンド、幹線道路整備等) ②これに対する現在の財政状況と今後の財政計画はどう考えているのか
		2. 菊陽南小学校区の地域振興、活性化について	①地域の人口増加、活性化を図るためには雇用の創出が必要。基幹産業である、農業振興と併せ「白水食品工業団地」の計画はできないか ②最重要課題であるこの地域の振興、活性化のために「専門職員」の配置はできないか
7	岩下 和高 (P118～)	1. 固定資産税について	①本町の固定資産税の評価方法はどのように算定されているのか ・土地評価 ・家屋評価 ・償却資産評価
		2. 町営住宅について	①現在、古閑原団地の建て替えが計画されているが、菊陽南小学校区内に規模を拡大し移転建設できないか
		3. 子ども医療費について	①現在の中学生医療費無料を高校生まで拡大できないか

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成26年6月5日（木）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（平成26年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成26年6月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第1号から同意第2号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 井手義隆君

教育委員会委員長 曾我惟雄君

教育長 赤峰洋次君

教育次長 桐陽介君

総務部長 吉野邦宏君

福祉生活部長 實取初雄君

武蔵ヶ丘支所長兼  
光の森町民センター  
開設準備室長  
渡邊幸伸君

産業建設部長 松村孝雄君

産業建設部審議員兼  
商工振興課長  
荒木一雄君

会計管理者兼 会計課長	大川由紀美君	総務課長	吉川義則君
総合政策課長	服部誠也君	財政課長	阪本浩徳君
税務課長	阪本章三君	人権教育・啓発課長	高木定伸君
東部町民センター所長	平野葉子君	福祉課長	西本一浩君
子育て支援課長	宮本義雄君	健康・保険課長	佐藤清孝君
介護保険課長	市原憲吾君	環境生活課長	今村敬士君
町民課長	酒井章彦君	農政課長	志垣敏夫君
建設課長	小野秀幸君	都市計画課長	大山陽祐君
下水道課長	士野公典君	総務課長補佐兼 総務法制係長	中島秀樹君
図書館長	山崎謙三君	学務課長	松本洋昭君
生涯学習課長兼 中央公民館長	堀行徳君	農業委員会事務局長	紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成26年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番岩下和高君、11番佐藤竜巳君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月13日までの9日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月27日から28日まで東京メルパルクホールで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、議席に配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情等は、別紙のとおり配付のみといたします。

次に、先の定例会において本会議の許可を受けた各委員会の閉会中における所管事務調査の結果について、その概要について報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査についての報告をいたします。

平成26年第1回菊陽町定例会におきまして本委員会に付託されておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1、まず調査事項です。

農業委員会との意見交換及び大規模化、法人化に取り組む農業経営の視察についてです。

期日は、平成26年4月25日の金曜日でございます。関係課に出席を求め、委員会を開催をいたしました。

調査に当たっては、農業委員会の取組の状況の調査、町内農業経営の大規模化、法人化に取り組む状況の調査を行い、農業の振興を図るためでございます。

まず、当日の午後から鉄砲小路の大自然ファームを経営されている本田和寛さんをお訪ねをいたしました。工場での作業を見学いたしまして、1時間ほど経営状況についてお話を伺いました。

規模としては、秋冬ニンジンが約16.5ヘクタール、春が13ヘクタールと、29ヘクタールほど耕作をされておりまして、3町増やして今度から32ヘクタールほどになるということで、これは全て町内ということでございました。中国や菊陽学園の生徒さんや研修生と御家族27名ほどの人員、市場ではなく生協やデパートなど卸を中心にされているということでございました。資機材等もやはり大規模でありますから、中間を省くことで直接取引をされてコスト削減をされていると、ここでも規模のメリットというものを最大限に発揮しておられました。

本田さんは、今のような農地利用では限界があり、大型農業に対応できるような1枚の広さ、形、交換分合、自由にできるような土壌ができていくともっと利益率は高くなると、一定規模の必要性を主張され、これからの農業経営は雇用型、それに見合う経営規模拡大と販路、安定収入のためのブランド化が必要であり、ブランド化とは感動する商品をつくることであるというふうに力説をされました。

最後に、菊陽町に対しては、菊陽町の農業状況というのは日本でも最高クラスであると。土壌、水の便利、排水性、市場アクセスなど、こんな状況のいいところならもっと農業は活性化していい、それを認識していない、甘えているというふうな厳しい御指摘もされました。大規模経営の中で御苦労もあるかと存じますが、商品への自信と規模の大切さということを問うていただきました。

その後、出分の株式会社マルカマを経営されております鎌田登さんをお訪ねをいたしました。鎌田さんは農業コンクールで新人賞を受賞された新進気鋭の若手の農家でいらっしゃいます。親御さんが経営されていた農地を5倍から6倍まで拡大し、説明しました本田さんのように1枚を大きくするのではなくて、町内外の畑を1年間借りて家族と社員8名、期間のアルバイト10名を雇用して春、秋冬で約9から10ヘクタール、春で16から17ヘクタールを耕作しておられます。規模を拡大することにより資金確保も難しく、倉庫建設などは反対をされたそうです。市場に秀品を出すことで信用され、また法人化をしてさらなる信用を勝ち取ってきたということでございました。農業を始めたころはニンジンをつくれればいいという感覚だったが、それからは1反当たりの収穫単価を上げることが大事であるという思いで取り組んでおられたということでございました。

最後に、鎌田さんは、農業は難しい、いいものをつくったからといって高く売れるわけじゃ

ないと言いながら、自らを戒めて、また作業場に戻られました。

作業中の大変お忙しい中ではございましたけども、私どもの視察を受けていただいた本田さん、鎌田さん、そして従業員の皆様にこの場をおかりして改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

視察後、庁舎に戻りまして、農業委員会との意見交換をいたしました。冒頭から、ちょうどそのときはオバマ大統領が来日されていたというところの問題もありまして、TPPの問題についての意見交換となりました。議会としましては一致して反対し、政府への意見書を提出したことや、今後の展望にもよりますが町内農業の支援というものの要望にもしっかりと取り組むことを約束をいたしました。

その後も、集落内開発で地域活性化していくように議会としてもしっかり取り組みということや、町道等のインフラの整備、農道が狭くて大型トラクターが入れないなど、委員の皆様からも御意見をいただきました。もちろん農業委員会、町と担当課といたしましても取り組まれていると存じますが、議会としても現状を認識し、要望に対して応えていくという必要があると思います。

議会からは、農業委員会への議会の選出をやめたことに対しての御意見を伺いました。1名はいた方がいいとかということ、議員を戻すことによって女性は減らすべきではないといった御意見や、議会推薦の委員がいるからそれで十分であると、議会推薦の委員さんと議会は懇談、話し合いをしっかりとやるようにということで会長からも要請をされましたので、今後そのように取り組んでまいりたいと思っております。

その他、指導に行った中学校の子どもたちが料理ができない現状や、給食に年に1度、2度は菊陽農産物の日を設けて町内農産物を提供してほしいという御要望などなど、ほかにもたくさんの方の意見交換をいたしました。

農業委員会が開催された後の会議でございましたので、委員の皆さんには長時間においてお時間をいただき、大変忌憚なき御意見をいただき、有意義な意見をさせていただきました。この場をおかりしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上、調査結果を報告いたします。以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、総務常任委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成26年度第1回菊陽町定例会において本委員会に付託を受けておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

町の調査事項は、町の情報公開の実情について、臨時職員の現状についての2つです。

平成26年4月15日火曜日に関係課に出席を求め、委員会を開催いたしました。

それではまず、町の情報公開の実情についてです。

今回、この案件を付託した経緯は、先般熊日新聞で県内自治体の情報公開のランクづけの記

事があり、本町は得点が29点で39位という結果が出ておりました。これは熊本市オンブズマンがどのような方法、基準で情報公開度ををはかっているのかを調査をいたしました。

まず、方法はアンケートによる回答で、庶務法制係が例規の定めに基づきながら回答しており、基準については市長交際費の公開度、情報公開制度の運用について、議会情報公開について、情報公開の条例について、教育委員会の会議録の公開の5項目を100点満点で評価がされているということでした。項目ごとに回答の詳細な説明を受けた中で、本町の39位という順位はオンブズマンの基準による情報公開度の評価であり、本町の情報公開が他市町に劣っているものではないということを確認をいたしました。

次、臨時職員の現状についてです。

現在、町立保育園8園においては126人の臨時保育士、また町立小・中学校においては学習サポーターや特別支援指導助手を47人、さらに保育所及び学校における73人の給食調理員の雇用などにより非正規職員の雇用割合が高くなっております。これは最近の本町の急激な人口の増加に伴い、業務量の増加、行政需要の多様化、高度化が急速に進んでいる現状にあり、行政サービスの低下を来さないためには非正規職員で対応できる業務はその雇用により対応を行っているということです。非正規職員の割合を下げる対応策としては、行政の効果的、効率的運営を目指しながら、保育所の民営化や外部委託できる業務に関しては、その実施を行うことの方策が考えられるということです。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員長小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 文教厚生常任委員会の報告をします。

平成26年第1回菊陽町定例会におきまして本委員会に付託を受けておりました所管事務調査について、その調査結果を会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

調査事項は、1、学童クラブの施設現地調査について、2、待機児童の状況に関する事項について、3、新設予定の保育所2か所の現地調査について。

期日は、平成26年4月11日金曜日、関係課に出席を求め、委員会を開催いたしました。

今回の調査の主な目的は、全体として保育対策がどうなっているかということが大きな目的でした。

調査結果ですけれども、学童クラブの対象は3年生までですが、本町では小学6年生までを対象にしていること、また放課後の子どもたちの生活の場であり、遊びの場でもあるということで、南小については小学校1年生から3年生までを白菊園で受け入れ、4年生から6年生までを南部町民センターで受け入れているということでした。この南小校区以外の学童クラブについて全部現地に行って指導員、また子どもたちの状況等を見てきました。また、夏休みは通常より利用者が増えるので対応が必要だということが全体的に分かりました。また、子ども・子育て会議などで今町としても来年度に向けて条例化等を考えられていますが、その件につい

でも今後とも委員会としても事情を聞きながら、また考えていきたいというふうに思っています。

説明後に、各学童クラブの現地調査を行いました。西小校区につきましては学童クラブ2か所に加え、今年度から1か所増えています。また、北小校区の学童クラブについては、利用者数に対して施設が手狭になっていたため、今後対応が必要ではないかと感じました。

2番目の待機児童の状況についてですが、今日は細かくは申しませんが、この時点で4月11日時点で131人となっていました。

3番目に、その待機児童の解消の目的もありますが、新設保育園、今検討されていて、沖野地域に90人の定員で、来年4月1日開園予定です。これは陽かりの郷老人ホームの北側に建設中であったために、その建設予定地を視察をしました。また、もう一園ですけれども、津久礼地域の予定地については住宅地に隣接していることと、送迎時の乗りおりの安全性、今の時点では道路上でしないといけないというような説明でしたので、今後やはり安全性の確保に課題があるのではと感じたところです。

以上、所管事務調査の報告を以上で終わります。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成26年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

新年度がスタートしまして2か月が経過したところではありますが、最近の行政の動きについて報告をいたします。

初めに、がんばる地域交付金について報告いたします。

去る5月15日の熊日新聞朝刊に、行革努力で補助率に差、がんばる地域交付金が配分された、小国町や産山村などは最大40%で、菊陽町は補助率が県内で最も低く7.3%との記事が掲載されました。記事は、菊陽町は行革努力をしなかったため県内でも最も補助率が低く、7.3%だったと受け取られるようなものでありました。正しく表現しますと、行革努力は十分やっているが、財政力が強いから7.3%になったと言うべきものであります。このがんばる地域交付金は、財政力が弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業の地方負担額に対する交付金で、財政力に応じゼロ%から30%の補助率を基本に、行革努力分を10%加算し、最大で40%の交付率となるものであります。

本町の財政力指数は0.925と県内で最も高いため、基本の交付率はわずか1%台となっています。行革努力分の算定では、昨年の7月から今年3月までの9か月間、約3,500万円、私を含め特別職3名及び職員の給与カットを実施しておりますので、行革分の加算はありますが、財政力指数が高いことによりがんばる地域交付金は7.3%の交付率と低くなったものであります。

昨年度の元金臨時交付金、今回のがんばる臨時交付金においても、交付率の算定においては財政力指数が考慮されるため、本来行政需要が多く、歳出のかさむ市町村に多くの交付金が配分されなければならないところですが、本町では最も大変低い交付率となりまして、この交付率決定の方法に不合理を感じているところであります。

次に、熊本県が毎月公表しております推計人口について報告いたします。

熊本県が公表しました本年5月1日現在の県の推計人口は179万5,360人で180万人を割り込んでいます。菊陽町の推計人口は4万141人で、3月の推計人口から4万人を突破し、対前年の同月比では県内トップの増加率となっています。したがって、保育所や学校といった急激な人口増加に伴います行政需要への対応も行っているところであります。

次に、警察力強化（交番新設）について報告いたします。

本町の警察力の強化については、具体的には交番新設についてであります。昨年10月に町民集会を開催し、600人を超える町民の皆様に参加いただき、町に交番をつくってほしいという決議を採択して、県警本部長、県知事、県議会議長に提出しております。

また、要望活動も機会あるごとに私自身が県警に幾度となく足を運んでおります。交番の設置に関しては多くの自治体から要望が出されていることから、交番が必要だという全町民の強い要望を繰り返すことが必要と考えております。したがって、警察力強化に関する情報収集や強力な要請活動を継続して行うとともに、交番が欲しいという町民の願いを県警等に届けるため、再度の署名活動をする必要もあるのではないかと考えております。

次に、後期基本計画策定に向けて報告いたします。

菊陽町の総合計画は、平成23年に「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を町の将来像とする第5期菊陽町総合計画を策定し、まちづくりを進めています。総合計画では、平成23年度から平成32年度までの基本構想と平成23年度から平成27年度を目標とする前期基本計画を策定しています。この前期基本計画が平成27年度をもって計画期間が終了することになります。このため、平成28年度から平成32年度を計画期間とする後期基本計画の策定に向けて、本年7月ごろから小学校区単位で住民懇談会を開催し、町民の皆様の御意見をお聞きし、後期基本計画に反映させたいと考えています。

次に、菊陽町光の森町民センターについて報告いたします。

光の森町民センターにつきましては、4月に広報きくよう及び町ホームページで愛称を募集しましたところ、全国各地から約150点の応募をいただきました。この中から愛称選考委員会において3作品を選考していただき、このたび愛称をキャロピアと決定いたしております。

キャロピアとは、菊陽町の特産品であるニンジンのキャロットと、友達、仲間をあらわすピアを融合させたネーミングであります。キャロピアに多くの友人や仲間が集い、地域の方々に愛される施設となることを期待し、これからも施設オープンに向けて鋭意進めてまいります。

また、工事の進捗では、基礎工事がほぼ終わったところでありますが、大きな転石があり、工法の変更が必要となったことなどにより工事の遅れが出ています。

今後の工事の予定としましては、3日間では約4,000人相当分の飲料水を確保できる地下埋設型の循環型貯水槽や外構工事、太陽光発電、災害時に備えて食糧や生活必需品を確保しておくための備蓄倉庫の整備を予定しており、災害に備えた施設整備を進めてまいります。

次に、町内巡回バスについて報告いたします。

昨年10月1日から運行体制を見直し運行しています町内巡回バスは、運行開始から8か月を経過し、平成25年度下半期分の実績がまとまりましたので、報告をいたします。平成25年度下半期の利用者数は7,629人で、平成24年度下半期の利用者数5,076人と比較すると約50%の伸びを示しています。これは、町が当初計画しました年間の延べ利用人数の1万2,000人を上回る数値で推移をしています。今後も、地域説明会などを実施し、町内巡回バスの利用促進を図るとともに、利用者の少ない路線やダイヤの見直しについても引き続き検討してまいります。

次に、南小校区定住促進対策について報告いたします。

南小校区の定住促進対策は、平成20年施行の集落内開発制度により、市街化調整区域内の住宅建築がある程度可能となり、この制度を利用した住宅建築が始まり、南小校区においては合計17棟が制度を利用して住宅建築がなされています。また、昨年10月には定住促進のための補助金100万円の制度を制定しています。実績では、新築が2件、転入が2件で子どもの増加数は6人となっています。これも地域の方々が制度の普及広報に努めていただいたおかげだと思います。今後も、地元の地域活性化の組織の皆様方をはじめ地域の皆様方の御協力と、あわせて不動産、住宅メーカー等開発関係者の御意見、御協力もいただきながら、南小校区の定住促進対策を進めてまいります。

次に、臨時福祉給付金について報告いたします。

本年4月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない人や子育て世帯の人たちに与える負担の影響に対応するため、臨時的な措置として臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時等特例給付金の支給が行われます。町では、7月から対象者の方々へ申請書をお送りするよう準備を進めているところであります。

次に、菊池環境保全組合で取り組んでいます新環境工場の建設について報告いたします。

新環境工場の建設は、平成24年6月に建設用地選定委員会の答申を経まして合志市東部端の林地を建設候補地とすることが決まっています。このため、平成25年4月から26年1月にかけて、候補地周辺地域の住民説明会を8つの会場で行い、候補地として選定しました経緯などについて説明し、住民の皆様にご理解をいただいております。本年度は、建設候補地の環境ア

セス調査や、用地測量調査に地質調査を行い、現在の建設候補地を正式に建設予定地とすることを議論し、あわせて周辺地域の住民説明会を行う予定であります。順調にいけば、敷地の造成を平成30年度に、施設の建設工事を平成31年度から32年度にかけて実施し、平成33年度から施設の稼働を行う計画であります。

次に、都市計画事業について報告いたします。

都市計画事業では、平成7年から進めています約93ヘクタールの菊陽第二土地区画整理事業が整備済み面積で約78ヘクタールで、整備率は約84%となっています。昨年3月には、図書館方向への杉並木陸橋も開通し、昨年度は区域内に比較的大規模な商業施設6店舗が次々にオープンいたしております。

最後に、企業誘致について報告いたします。

平成25年7月17日に工場増設に関する協定を締結いたしましたユーユーフーズ株式会社の増設工事が終わり、本年5月8日に落成式が開催されました。同社は、平成元年8月に曲手地内に立地し、主に熊本県産農畜産物を100%使用した冷凍米飯の開発、製造、販売を行い、この地産地消の積極的取組は農業経営の安定化に寄与しているところであります。

また、ラーメンの味千をチェーン展開する重光産業株式会社と本年1月23日に工場等立地に関する協定の締結をいたしました。同社は菊陽町大字辛川地内に工場用地約1万7,000平方メートルを取得され、約13億円を投じて本社工場の建設が進み、来年2月の操業開始を目指しておられます。工場の中にはアンテナショップもでき、工場見学もできるような場所を設けられるということで、菊陽町の新たな観光スポットになるのではと期待しているところであります。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後とも町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。今後とも、議員各位の御理解、御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出承認第1号から同意第2号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出承認第1号から同意第2号までの13件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成26年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は13件であります。内訳は、承認3件、議案4件、報告5件、同意1件について御審議をお願いするものであります。

承認第1号から承認第3号までは、3月議会後に急を要する案件について地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。

内容は、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、菊陽町税条例の一部を改正するもので、主な改正点は法人町民税の法人税割の税率の改正、軽自動車税率の改正、固定資産税の特例措置に伴う改正などであります。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてであります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、改正点は後期高齢者支援金等課税額の課税限度額と保険税の減額の基準についての改正であります。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1億135万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を149億3,447万2,000円と決めました。

歳入では、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などが確定しましたので調整し、歳出では必要のあるもののみ増減しました。

歳入の主なものとしては、地方交付税を1億4,454万9,000円増額し、国庫支出金を4,405万6,000円、繰入金を1億2,712万1,000円、諸収入を4,451万9,000円減額しております。

一方、歳出では、民生費を7,722万円、衛生費を8,285万3,000円、教育費を1,505万3,000円それぞれ減額し、調整のため予備費を8,187万6,000円増額しております。

議案第23号は、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、総務費、農林水産業費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3,256万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億3,256万8,000円と定めるものであります。

歳入では、繰入金を4,800万円減額し、諸収入を1,490万円、町債を6,800万円それぞれ増額し、歳出では、総務費を3,203万6,000円、農林水産業費を384万6,000円それぞれ増額し、予備費を522万4,000円減額するものであります。

議案第24号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました駅前地区の開発道路及び沖野2丁目地区の開発道路を新たに町道として認定し、さらに光の森7丁目地区の株式会社イズミによる開発申請が許可になり、計画道路が確定しましたので、新たに町道として認定するものであります。

議案第25号は、合志市道路線の認定に係る承諾についてであります。

内容は、合志市がセミコンテクノパーク西側に計画する新設道路で、菊陽町区域内に一部存することから、合志市道路線の認定について承諾をするものであります。

議案第26号は、町道路線の変更についてであります。

内容は、原水工業団地の販売促進に係る町道の付け替え工事が平成25年度で完了し、関係する2路線の起点の位置が変わったことにより、変更をするものであります。

報告第2号は、平成25年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてであります。

内容は、平成25年度菊陽町一般会計予算の継続費について逐次繰越を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

繰り越します事業は、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業と菊陽中学校増築・改修事業で、逐次繰越額の総額は8億8,225万7,600円となります。

報告第3号は、平成25年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成25年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。

繰り越しますのは12の事業で、総額は4億2,865万8,000円になります。このうち6つの事業の3億4,240万5,000円は経済対策に係る前倒し事業分であります。

報告第4号は、平成25年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した建設改良費について、同条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

内容は、公共下水道事業の汚水処理及び雨水処理に係る工事請負費に関し繰り越したもので、繰越額は8,385万円となっております。

なお、財源といたしましては、交付金が4,078万2,000円、地方債が3,790万円、損益勘定留保資金が516万8,000円であります。

報告第5号は、菊陽町土地開発公社の経営状況についてであります。

内容は、菊陽町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により平成25年度の決算に関する書類を報告するものです。

なお、本土地開発公社は、平成26年3月28日付で県知事から解散の認可を受け解散しており、現在清算事務を行っているところであります。

報告第6号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、有限会社さんふれあの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により平成25年度決算に関する書類及び平成26年度事業計画に関する書類を報告するものであり

ます。

同意第2号は、菊陽町監査委員の選任について、議会の同意を求めることについてであります。

本町の代表監査委員であります中原輝男様の任期が本年6月16日をもって満了いたします。引き続き中原様を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、研修報告についてを行います。

これより閉会中の特定事件、所管事務調査として議会活性化特別委員会委員長、副委員長で研修されました件について報告をお願いします。

委員長坂本秀則君。

○議会活性化特別委員長（坂本秀則君） それでは、議会活性化特別委員会行政視察の研修報告をいたします。

期日は、4月22日から23日の2日間で、研修先は京都府の京丹後市と兵庫県の宝塚市で行いました。

研修目的及び内容は、議会基本条例の制定及び政務活動費の交付条例について学ぶことです。

参加者は、私と議会活性化副委員長の吉山議員、2名です。

まずは、1日目の京丹後市の概要ですが、平成16年に6町が合併して京丹後市が発足し、現在は人口5万8,882人で、世帯数は2万2,618世帯、面積は約501キロ平米です。平成26年度の一般会計当初予算は341億9,000万円で、議員定数は22名、議会事務局の体制は6名で構成されておりました。

研修の内容等ですが、まず議会基本条例の制定の経緯はということで、合併後国の三位一体改革による影響などもあり、厳しさを増していく行政状況にあって、議会は平成17年3月議会において財政問題等調査特別委員会を設置、その後平成17年6月議会において行財政改革調査特別委員会を設置し、本市の行財政改革に対して検討、提言を行ったが、その総括において議会のあり方を含めた議会改革等の必要が触れられた。その後、合併2年を経過する中で議会の活性化と改革に向け、さまざまな観点から見直し、検討することを目的に、平成18年9月議会において議会改革特別委員会を設置し、議会改革の検討課題、調査検討の手法を整理するとともに、平成19年12月議会までの委員会スケジュール骨子、改革工程表を作成して、その後平成19年6月、議員定数、報酬、政務調査費についての中間報告書をまとめ、検討課題、その他5

点について住民代表の合議機関としてより市民に信頼される、より身近な議会を目指してさらに調査検討を進めることとなり、その後平成19年7月に残された検討課題5点について項目内の細目にわたり検討のあり方、日程等を議論し、あわせて検討成果を盛り込んだ議会基本条例を制定することを前提に検討を進め、平成19年8月、検討課題5項目の中の細目にわたる検討に加え、議員の政治倫理、身分及び待遇と最高規範性と見直し手続を加え、議会基本条例（案）の策定に当たり、その後各種機関団体の説明会、意見交換会を経てパブリックコメントを実施し、平成19年12月に条例を提案して可決となっております。

この研修の成果として、私たちの質問事項で答えられた中で、先ほど部長に渡して町長今読まれていますかね、はい。予算及び決算における説明資料の作成について、特に予算の説明資料に関して事業別予算説明書で政策及び事業等の説明が加えられており、大変分かりやすい説明書になっております。本会議、委員会での審議等がスムーズに進行できるんじゃないかと思いました。また、今町長が読まれています各世帯にも世帯向けの総合計画基本計画に基づいた単年度の予算書を配布されており、市民の皆様が大変分かりやすい予算書になっておると思います。つくられた当初は手間と時間がかかりかかったそうですが、今は時間等もさほどかからず作成ができているとのことでした。京丹後市では、政務活動費については今導入に向かって検討中だということです。

続きまして、宝塚市に移ります。

宝塚市の概要は、人口22万7,824人で、世帯数が9万3,608世帯、面積は101キロ平米で、平成26年度一般会計予算は716億8,000万円で、議員が26名、事務局体制は12名で構成されておりました。ここの議会基本条例の制定の経緯としましては、平成21年6月から平成23年4月に議会改革特別委員会が設置されており、第1部会として議会基本条例に関する調査研究を行い、第2部会が議会活性化に関する調査研究、第3部会が政治倫理、資産公開に関する調査研究を行い、またこの各3部会の上位機関として理事会を置いております。平成23年1月、市内7か所で議会基本条例にかかる市民の意見を聴く会を実施され、同年1月10日から31日に市民の意見の公募を実施され、平成23年3月に議会基本条例が議決、その後23年5月からいろんな整理した21項目について各委員会に検討をするようにされて今現在に至っているところだそうです。

研修成果として、ちょっと長くなるかもしれませんが、議会審議における論点、情報の形成がすばらしい状況でありました。これについてちょっと長くなりますが、説明いたします。

議会審議における論点情報の形成の状況ですが、平成25年3月定例会より以下の要領で実施されておりました。

まず、議案の熟読、会派内協議ですが、委員会付託後、議案の熟読と会派内協議の期間を設け、各委員会が議案への理解を深めるとともに課題の抽出を行い、次に常任委員会での議案説明で先ほど申しました理事会ですね。理事会から議案の内容について詳細な説明を受けます。議案に対する質疑は行いませんが、議会基本条例第8条に規定する論点情報形成に必要な事項

について説明が不足している場合は確認を行うことができます。理事者への資料要求は原則としてこの段階における常任委員会において行うものとし、同一日開催する常任委員会協議会を最終とします。

次に、常任委員協議会における質疑事項の整理が行われます。ここが論点整理で一番私たちの中ではやっていないところだと思います。これについてですが、事前の議案熟読及び会派内協議並びに常任委員会での議案説明を踏まえ、各委員会から議案に対する質疑事項の提出を受け、それに基づき論点整理を行います。論点は必要に応じて立てられるものとし、必ずしも全ての議案に論点を立てる必要はないとのことでした。

次に、常任委員会での議案審査で論点のある議案については、論点ごとに質疑を行います。論点以外の質疑もしくは論点がない議案に対する質疑についても、基本的議員の自由な発言を制限するものではなく、しかし各議案に対して論点整理を行うそうです。

5番目に、常任委員会協議での報告協議で、正副委員長が作成した報告書の原案を委員の事前配付する委員間の協議により報告書原案を修正するとし、常任委員協議会から常任委員会に切り替えて、採決により常任委員会報告書を決定するということです。これがもらった委員会報告書なんですけど、もう中身は大変濃いものです。議案別に書かれてあります。後で皆さん御覧ください。

最後に、本会議での委員長報告と委員会報告は委員長が議長に提出する、委員会報告書を議場で配付する、委員長は口頭により概要を報告するとのことでした。これは追加議案等もこのプロセスを踏むそうです。時間が会期がかなり宝塚市は長く、12月の定例会でも約1か月半ぐらいの会期を設けてありました。

政務活動費については、平成12年度以前に調査研究費として10万円あったものを平成14年4月に政務活動費として10万円に切り替えておられます。このときの経緯として近隣市町村の交付状況と、また各種団体11名、正副議長、また助役、市長等で話し合った結果、10万円が妥当じゃないかということで10万円に決められ、その後幾度か協議の結果、今宝塚市行財政運営アクションプランで検討の結果、今10万円から8万円に変えられたそうです。

感想として、議会基本条例、政務活動費の交付に関する条例の先進地の運用状況を研修することで、その必要性及び実効性につき再認識がされました。また、特に今般の研修内容は町民と議会との関係において、あるいは行政執行部と議会との関係について非常に参考となるものでありました。今後ともさまざまな研修の機会を議会活性化に生かせるよう努力していきたいと思えます。

最後に、さすが宝塚市と思ったのが、年度初めの議会ですかね。1月ですか、年初めの議会だったですかね、コンサートが行われるの。年初めの第1回目の定例会で定例会開始前にアンサンブルというか、もう市民も何か座っていいらしいんですが議場でコンサートを開くそうです。庁舎も何かさすが宝塚だなという庁舎の風景で、変わったことをなさっているが、さすが文化の薫りがする宝塚市だなと思いました。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 研修報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時59分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成26年6月9日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成26年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成26年6月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君  | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君  | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君  | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君  | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君  | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君  | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君   |     |       |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 廣野豊徳君 |
| 書記     | 山野光子君 |
| 書記     | 増永純一君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |        |                                 |       |
|----------------|--------|---------------------------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君  | 副町長                             | 井手義隆君 |
| 教育委員会委員長       | 曾我惟雄君  | 教育長                             | 赤峰洋次君 |
| 教育次長           | 桐陽介君   | 総務部長                            | 吉野邦宏君 |
| 福祉生活部長         | 實取初雄君  | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡邊幸伸君 |
| 産業建設部長         | 松村孝雄君  | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒木一雄君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 大川由紀美君 | 総務課長                            | 吉川義則君 |
| 総合政策課長         | 服部誠也君  | 財政課長                            | 阪本浩徳君 |
| 税務課長           | 阪本章三君  | 人権教育・啓発課長                       | 高木定伸君 |
| 東部町民センター所長     | 平野葉子君  | 福祉課長                            | 西本一浩君 |
| 子育て支援課長        | 宮本義雄君  | 健康・保険課長                         | 佐藤清孝君 |
| 介護保険課長         | 市原憲吾君  | 環境生活課長                          | 今村敬士君 |

町民課長 酒井章彦君  
建設課長 小野秀幸君  
下水道課長 士野公典君  
図書館長 山崎謙三君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 堀行徳君

農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 大山陽祐君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中島秀樹君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。執行部におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

皆さんのお手元に質問通告があると思いますが、第1に学童保育について、1番目に、菊陽北小学校区の学童保育については、利用者が多く施設が手狭になっている。その対策はどうなっているのか。2番目に、子ども・子育て支援法の成立を受けて学童保育はどう変わるのか。3番目に、支援事業計画づくりや条例の制定などの今後の計画はどうなっているのか。

2番に、白川の河川改修と防災対策について、1、白川については、上流域と下流域では河川改修が進んでいる。中流域は、災害復旧工事のみで河川改修が進んでいない。この問題についての町の認識と、今後どう取り組んでいくのか。2番目に、平成24年7月12日の災害を経験して、その教訓を今後の防災対策にどう生かしていくのか。この2点について質問をしたいと思います。

まず、第1の学童保育についての1番なんですけど、文教厚生常任委員会として4月に町内全学童保育の現地調査を行いました。今回の議会の初日にも報告をいたしました。私が議員になった当初から見ますと利用者も格段に増えているということで、非常に驚くというか、時代の変化を感じています。西小学校区では、今まで2か所だった学童保育が今年度からは3か所でスタートしています。また、中部小学校区では、学校校舎内に2クラブ設置され、安全な環境が提供されていると感じました。

今回、質問に上げていますのは、菊陽北小学校区の学童保育についてです。これは、ふれあいの森センターに設置をされていますが、委員会としても現地を見まして、利用者が多く施設が手狭になっていると感じました。保護者の方にお聞きしますと、定員が50名だが利用希望者は67名おられるそうで、なかなか利用を控えているという状況だそうです。十分利用できない状況であるとのことでした。また、これから夏休みも迎えますが、夏休みに希望者がまた出るということで対応できないということです。実際、委員会で見ましたときも、子どもたちでいっぱい狭いし、構造上の問題か私はやや暗いという印象を持ちました。また、公共施設の一角であり、すぐふれあいの森公園がありますので、公園は他の利用者もあり、実際お花見のと

きかどうかまでちょっと確認はしてないんですけども、お酒を飲まれてて、子どもとのトラブルも実際起きたというお話をお聞きしました。保護者の方からは、子どもたちに帽子をかぶせたり、工夫をしているということでした。指導員の方からは、中でも遊ばせるし、外で遊びに出ると目が届きにくい、死角があるということで、そういう問題もおっしゃっていました。また、ベランダなども、遊んでいるけれども狭いという状況がありました。

町として、現在の学童保育の環境についてどういうふうにご考えておられるのか、また保護者会の方からももう既にお願いをされているように聞いていますが、今後の夏休みの対応等について、今町として考え、計画をされていることについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

菊陽北小学校の学童保育の現状とその対策についての御質問に対してお答えいたします。

菊陽北小校区では、近年市街化区域での菊陽第二土地区画整理事業、市街化調整区域での集落内開発事業の進展に伴いまして住宅開発が進み、校区の人口が増え、同校の児童数はこの1年で195人から30人増加、本年5月1日現在225人となっております。今年は、1年生が32人から一挙に24人増えまして56人となり、学級数が1クラスから2クラスとなっております。このため、平成18年度から同校近くの町の施設でありますふれあいの森研修センターの研修室で実施しております放課後児童クラブの登録者数は、この1年で38人から12人増えまして50人となっております。5月の利用実績につきましては、多い日で43人、少ない日で35人でありました。国の放課後児童クラブガイドラインによれば、子どもが生活するスペースにつきましては、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましいとされておりまして、現在の施設規模では定員が40人程度になりますので、これ以上の利用は困難であると考えております。

校区内の人口増加の傾向は今後も続くと思われ、平成28年度以降は学童クラブの利用者が60人から70人程度になると予想されます。こうした状況を踏まえ、町では対応策を計画しておりまして、その内容については後藤町長の方から答弁をされます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま子育て支援課長が現状と今後の予想について申し上げましたが、その対策についてお答えしたいと思います。

町で本年度当初から教育委員会や学校と協議を進めておりまして、平成28年4月の開所を目標に、学校敷地内に専用の施設を整備する計画を立て、現在その実現に向けて準備をしているところでございます。今後のスケジュールとしまして、本年度平成26年度中に、熊本県を通して国に補助金の申請を行うとともに、予定地の測量、土地造成及び建設設計を実施し、平成27年度に都市計画法に基づく開発工事の申請、土木工事、建築工事を行い、当該年度末までに完成させる予定であります。ということで、28年4月から新しい施設の方でということで考え

ております。

なお、夏休みの期間中でありますけれども、利用を希望する児童が例年多くなっておりまして、現在使用しているふれあいの森研修センターでの受入れが困難であるため、学校側の協力を得て、校舎の一室を学童クラブの利用者に開放し、保護者のニーズに応えたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私も、夏休みの対応だけではなくて、やっぱり根本的な解決が必要ではないかということでこの質問を取り上げたんですけども、しばらくは夏休みは学校側の協力で空き教室を使ってやるということと、あと平成28年度開所を目的に、今後町として予定地の測量などもやっていくということで、保護者の方もかなり安心されるのではないかと思います。ただ、ふだんの今のふれあいの森センターでやっているだけでも、夏休み以外でも希望者をなかなか十分受け入れてないということもあるかと思えますけれども、その辺はどういうふうに、町としては大体、私はもう少し利用者の希望が多くて、少し我慢をしてもらっているというふうにお聞きしたんですけど、担当課長としてはどういうふうに取り扱われていますか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 4月、5月の学童の利用実績を見てみますと、おおむね40人程度のところで、大体それ前後の利用があつてます。今後、特に来年度におきましては1年生等が若干増える見込みでありますので、今後の状況につきましては保護者の方と相談しながら、あとは町のふれあいの森研修センターあるいは学校とも十分協議をしながら、急激に利用者が増えたときの対応というのを十分協議しながら、今後検討していきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、利用者は小学校6年生まで対応していますか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 現在の菊陽北小学校の利用者を先ほど50人と申しましたけれども、1年生から3年生までが合わせて44人です。と、4年生が4人と6年生が2人ということですけども、利用ニーズが非常に高いんですけども、優先度ということで考えれば、主に低学年の方の方に利用していただきたいなというふうには思っております。6年生の利用があつてるとことは確かです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 28年4月を開所目的ということで、それまでもなかなか手狭であった

り、夏休み、冬休み、春休みの対応等あると思いますので、その辺は保護者会の方ともしっかり相談をしていただいて、子どもたちが安心して学童を受けられる環境づくりをぜひお願いしたいと思います。でも、28年度の開所をするということで、かなり保護者の方も期待を持って受け入れられるというふうに思います。

それで、根本的な解決のために施設が必要ではないかというふうに考えていましたけれども、それは今答弁でありましたので、2番目の子ども・子育て支援法の成立を受けて、これは今度新たに制定をされるんですけれども、学童保育が位置づけられている児童福祉法の改定も行われました。この支援法の成立を受けて、学童保育と町の対応、今までとどういうふうに変わっていくのかというところが一番関心があるんですけれども、その点について今町として、切りかわり時期ですのでどういうふうに準備をしてたり、この法律の制度で変わっているところで、町が責任を持つところ等ありましたら、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 御質問の子ども・子育て支援法の成立を受けて、学童保育はどう変わるのかの御質問に対してお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、子ども・子育て関連3法で児童福祉法の改正が行われ、平成27年4月から主に次のように変更される予定であります。

まず、設備運営につきましては、厚生労働省の省令で定めます基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされました。放課後児童クラブの指導員の人数とその資格は国の基準に従い、児童の集団の規模、施設設備、開所日数、開所時間等は、市町村が国の基準を十分に参考にして、地域の実情に応じて定めるものになりました。この条例で定めます基準の遵守を担保するために、市町村長は、放課後児童クラブ事業を実施する者から事業内容等について事業開始前に届け出をさせるとともに、必要と認める事項の報告を求め、事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査ができるようになりました。また、対象児童が小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童、おおむね小学校3年生までということが現行でございますが、これが小学校に就学している児童、いわゆる6年生までということになりました。保護者の就労のほかに、保護者の疾病や介護などによるものも放課後児童クラブの利用対象に変更されました。さらに、市町村は、放課後児童クラブの供給を効率的かつ計画的に増大させるために、必要に応じて学校の余裕教室などの公有財産の貸し付け等の措置を積極的に講ずるということになりました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、宮本課長から答弁がありましたけれども、学童保育は国の制度も変わって、要するに市町村、町が初めて学童保育の基準を条例で制定することになるということで、町の施策も大きく変わっていかざるを得ないのではないかと思います。学童保育そもものことはもう触れないんですけれども、学童に預けることを通して、親御さんが働いた

り、家族の生活を守るという目的があるということで、今までも児童福祉法にも位置づけられてきた児童福祉事業です。ただ、子どもが安心して学童に行って、安全に安心して生活を送る、保護者は安心して働くことができる、また指導員との信頼関係、子ども同士の豊かな関係の中で、学童保育は子どもたちにとって安全で安心して生活できる居場所となっています。ただ、やっぱり全体としては学童保育の不足や、施設や職員の条件整備がなかなか整ってなかったり、指導員の方もかなり専門的なかかわりを求められるんですけれども、その辺が十分に保障されてなかったりという問題があるのではないかとということで、ぜひ今町の地域子ども・子育て会議とか行われていますので、そういう実情などがどういうふうに議論されているか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

また、法律の附則に、指導員の処遇改善等が今度の法律で入ってきていますので、その点について今検討されていることがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 質問が2点あったかと思います。

まず、前半の子ども・子育て会議での学童クラブの状況ということでございますが、これにつきましては次の3番目の質問にも関連してきますけれども、現在は子ども・子育て会議につきましては、各地域、子ども・子育て支援事業についてのサービス量あるいはニーズ量といったところの分を今審議をしているところでございます。

あと、第2点目の方でございますが、これは実は子ども・子育て支援法の附則の第2条第3項、放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策についての検討を加え、所要の措置を講ずるということで国の方は言うておりますけれども、全体的には財源がまだ十分確保されておりませんので、平成26年度についてはまだ財源がないというところになっております。27年度以降、この法の附則どおりに財源が確保されたら、今、小林議員がおっしゃったように、放課後児童クラブの指導員さん等の処遇改善等の分が予算措置が講ぜられると思いますけれども、今年度についてはちょっと財源がないというところで、幾つかの事業でございますけれども、これは学童クラブに限らず質的な確保とかといったところで、新しい子ども・子育て支援事業はやっておりますけれども、消費税増税の分のほかにも財源が要ということで、その財源の確保がまだ十分できてないというところが現状のようです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 3番の支援事業計画づくりや条例の制定などの今後の計画はどうなっているのかに移りますが、特に私が一番お聞きしたいのは、今までは学童の場合は、何名に対して国や県からの補助金に来ていたと思うんですけれども、これからは町が行う事業計画に基づいて交付金として支出をされるというふうに法的にはなっていくというふうに理解しているんですが、そういう理解でいいのかどうかというのと、支援事業計画は、今年度例えば9月とか12月議会ぐらいまでには出さないというふうに国も言っていますが、その辺の菊陽町の進

行状況はどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） まず、放課後児童クラブに関する財政的支援の変更についてお答えいたします。

放課後児童クラブ健全育成事業における財政支援につきましては、現行は運営費のおおむね2分の1を保護者が負担しております、保育料という形で。残り2分の1を、これは補助金、いわゆる公費負担としております。補助金の負担割合は、国、県、町でそれぞれ3分の1ずつであります。新制度におきましては、子ども・子育て支援法第67条に基づきまして、放課後児童クラブは、運営事業をはじめとして保育所の延長保育とか、あるいは一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業、これは13事業あるんですけども、そういった分として法律上交付金が交付されることになっております。幾つかの事業が重なってくるものと思われんですけども、具体的に交付要綱についてはまだ国から示されておられませんので、内容については未定です。名目が補助金から交付金に変わると。ただ、市町村の負担は全体の2分の1の3分の1になるということで、負担割合は変わってないようであります。

それと、後半の分につきましては、通告のあった3番目のところに入っの答弁でよろしいでしょうか。

（16番小林久美子君「そうです」の声あり）

町では、平成27年4月からスタートします子ども・子育て支援新制度に向け、本年1月に子ども・子育て会議を設置し、昨年実施しました菊陽町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果や現在の利用状況等を踏まえまして、子ども・子育て支援事業計画の素案づくりのための審議を現在行っております。事業計画には、幼稚園及び保育所などの教育保育施設や放課後児童クラブ事業などの地域の子育て支援についての利用者側のニーズ量の見込み、ニーズに対するサービス提供体制の確保の内容、実施時期などを定めまして、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としまして、来年3月までに町がこの計画を策定する予定であります。これまでに、子ども・子育て会議を4回開催しまして、5月の会議では、先ほど申しましたようにサービスごとの提供区域あるいはニーズ量の見込みの検討を、学童クラブも含めて行ったところであります。

今後、毎月1回のペースで会議を開催し、9月に事業計画の素案を決定し、その後パブリックコメント、あるいは熊本県との調整を経まして、事業計画が確定した後に平成27年、来年3月に県知事へ提出、町議会へ報告する予定であります。

次に、条例の制定につきましては、本年4月30日に子ども・子育て支援新制度に係ります府省令が内閣府、厚生労働省及び文部科学省から公布されましたので、町ではこの基準を踏まえまして、給付対象として町の確認を受けます教育保育施設、いわゆる認定こども園、幼稚園、保育所等、あるいは地域型保育事業、これは19人以下の保育所、小規模保育、あるいは5人以下の保育所、家庭的保育、あるいはベビーシッターと呼ばれます居宅訪問型保育、あるいは各

事業所での従業員ののための保育所、事業所内保育等、そうした教育保育施設や地域型保育事業の運営基準の条例、あるいは地域型保育事業の設備及び運営に関する基準条例、放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準条例、以上3本の条例案を作成し、町民の方からパブリックコメントをいただきまして、本年9月議会に、この町議会に上程する予定で現在準備を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 詳しく説明していただいたんですけども、1つはニーズ調査ですね。今日は、私、学童を中心に質問してますが、このニーズ調査でどの程度預ける希望があるのかとかということだと思んですけども、これから5年間の計画をするわけですよ。その5年間の大体の推移、供給というか需要といいますか、そういう推移というのは大体出てるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 子ども・子育て支援事業計画の分の教育保育施設及び地域型子ども・子育て支援事業関係のニーズ調査の分ですけども、これにつきましては、昨年11月に実施した分で複数回答をしていたものがあったものですから、現在の利用状況とかなり乖離があるといいますか、差が非常にございますので、その辺のところ現在の利用状況を踏まえて精査をしているところでございます。この分については、6月の子ども・子育て会議、7月までいくかと思えますけど、その辺である程度ニーズ量の分は、全体的に施設あるいは地域型を含めてきちんと精査したいところで思っております。

ニーズ量の調査が基本でありまして、それに対してそれぞれの施設、あるいはいろいろな子育て支援をどういうふうに供給していくかというのが今後の事業計画の審議の一番メインとするところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ニーズ調査と今後の児童数の推移とかが、それで大体予測が、シミュレーションがついてるかどうかという質問をまた答えていただきたいと思えます。

それと、今日は学童保育ということなんですけど、3番目のいろいろ条例の制定とかになってきますと、保育所の認定こども園とか地域型保育事業とかそういうのが絡んでくると思えますが、今、町が公立保育所の問題等もありますので、その点については何か方向性をもう考えておられるのかどうか、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） まず、前段の質問でございますが、当然これは5年間の計画でございますので、町民人口の推移、平成27年から平成31年まで、及びそれに伴いましてゼロ歳児から11歳までの分の主な児童の人口の分を加味しまして、学童も含めて利用希望がどれぐら

いあるかというところは今見ております。非常に現在の利用状況よりも多いというところは確かです。ただ、学童クラブにつきましては、通常の保育所と同じでございますが、いわゆる施設の受入れがある程度決まってる中、おおむね大体1人当たり1.65平方メートルというのが一人頭、定員ということで国が示しておりますし、今後条例の中でそれを定めていく中で、各市町村ある程度の定員というところも今後必要になるのではないかと考えております。そういったところも踏まえながら、優先度の高い方を入れていくという方法にもなるかもしれませんが、施設整備がまだできていないような菊陽北小学校においては、さらに今後の施設整備というのは当然図っていくということで考えております。

それと、後半の部分の……

(「認定こども園の問題」の声あり)

あと、保育所あるいは認定こども園等の問題もありますが、まず子ども・子育て支援事業計画におきましては、保育所につきましては今までずっと議会で申しましたように、平成27年4月に2園が開園しますのでその状況を見ながら、あとは5年間の利用希望がありますから、それをまた今後どういった形でしていくのか、新設をしていくのか、あるいは分園でしていくのか、そういったところはまた今度の子ども・子育て会議の論議かと思えます。

それと、あとは幼稚園につきましては、これは菊陽町だけではなかなか決まりませんので、ニーズに合わせて町内のサービス提供量及び町外のサービス提供量を十分加味しながら、その辺の調整は図っていきたいと思っております。

それと、幼稚園あるいは保育所でそれぞれ、幼稚園、保育所、認定こども園ですけども、認定こども園については今事業者から今後そういった手が挙がる場合については、その認定こども園が保育所的な分を増やすのか、あるいは幼稚園的なところを増やすのか、そういったところもありますけども、そういった施設についてもニーズ量を踏まえた上で、施設整備の観点からそのところは計画していきたいと思えます。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 学童保育については以上で終わりたいと思えますが、これから5年間の学童保育を含めた子育て支援整備計画、そして数値目標等をつくって、その目標に向けて町がどういうふうに取り組んでいくのか。それは、交付金だったり財政的な裏づけだったりいろいろ出てくるかと思うんですけども、この数年間の菊陽町を見てもかなりうれしい悲鳴で、子育て世代が非常に増えて、それにいろいろ保育所とかを新設してもなかなか追いついていなくて、待機児童も今137名というふう聞いてますけれども、学童の問題にしても保育所にしても、私たち議会もしっかり考えていけないというふう思っています。

子ども・子育て会議なども、私自身も文教厚生常任委員長としてもやはり傍聴して、今の菊陽町の施策がどういうふう動いているのかというのをしっかりとまた見ていきたいと思いま

すし、委員会等にもその時々の実態、状況、討議検討していることなどもしっかり知らせていただいて、議員自身も、新しく法律が変わる中身ですのでしっかり受けとめて、また町民の方の要望も組み入れていただくよう今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

次、2番の白川の河川改修と防災対策についてです。

この問題については、立野ダム関連で何回となく議会でも取り上げてきましたけれども、今回は特に白川の河川改修ですね。1番の白川については、上流域と下流域でということで通告に書いてますが、皆さんも御案内のとおり、熊本市の小碓橋下流の河川改修は、かなり激甚災害に指定をされて非常に大規模に、また川幅も広がったり、堤防も非常に高くなったりということで、本当にびっくりするぐらいのスピードで進んでいます。また、小碓橋からみらい大橋までの県の管理課の河川改修についても計画をされているということでお聞きしています。ただ、上流の阿蘇市では、宅地のかさ上げや遊水地の計画などが今検討されているようでして、遊水地も2つ方法があって、用地買収を一定のところをする方法と、地役権補償方式ということで、一定の土地の価格の25%から30%程度補償し、災害があった場合は土砂の撤去を公費で行うという、そういう契約を結んで、それを遊水地として考えるという方式などが今阿蘇の方でも検討されているということで、河川改修はいつも下流からということですが、本当にみらい大橋までは一定の河川改修が進んできている中で、菊陽町の中流域ですね。この河川改修というのは災害復旧のみで、若干堤防が高くなったり、少し広げたりというのはあるようですけれども、河川改修が進んでない状況について町の認識、特に町長は今後どういうふうに進めていかれるおつもりなのかということをお聞きしたいと思います。立野ダムの期成会というのは、河川改修とセットになって議論されているというふうに聞いていますので、立野ダムは恐らく10年後と言われてますが、今から転流工をつくったり、いろいろなところがありますので、恐らく10年、15年ぐらいかかるのではないかと、もっと長くなるのではないかと、そして九百何十億円、1,000億円ぐらい使うという予想ですけれども、そこを待つまでもなく、河川改修の中流域が全く手がつかない状況をぜひ私は改善する必要があるというふうに思います。県の今の認識、町長がどういうふうに県に要望されて、県としては今どういうふうの中流域を考えておられるのか、特に菊陽のところをどういうふうに考えておられるのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 一昨年7月12日の豪雨災害後、菊陽町の区間の工事につきましては、今熊本県の方で河道の掘削工事と護岸工事、さらに井口、上津久礼地区と曲手地区においては、河川の断面を確保する工事が災害関連事業と進められているところであります。

このように、災害復旧のみならず、家屋に震災被害があったところについては、護岸の上に堤防やパラペットを設ける等の改修もあわせて行われているところであります。熊本県により災害関連工事等が進められまして、白川の流下能力は災害以前よりも向上し、さらに現在計画が進められております黒川遊水地や立野ダムの完成によって大津町、菊陽町の白川流域におい

でも今後発生が予想されます豪雨被害はさらに軽減されると考えておるところであります。いづれにしましても、計画されました河川、現在の整備事業が一日も早く完成し、その効果が発揮されて、地域住民の皆さんの安全・安心な生活が確保されるよう町も今積極的に協力をしているところであります。

御指摘のように、菊陽町や大津町の中流域は白川水系河川整備計画区間内ではありますけども、現在熊本市のような具体的な治水対策がまだ示されておりません。したがって、河川整備計画での具体的な治水対策は示されていないものの、まずは災害関連の事業等を進めていくことが最優先であると考えておるところであります。

このような状況でありますけども、小林議員も言われましたように、平成13年7月に白川改修事業と立野ダム建設の促進を目的に、白川の流域の自治体であります熊本市、菊陽町、大津町、南阿蘇村から成ります白川改修・立野ダム建設促進期成会が立ち上がっておりますので、その活動の中で、白川水系河川整備計画の策定を引き続き国、県に対して強く要望していきたいと考えております。

また、毎年、国の方に要望に行っておりますが、このとき県の方も同行されておりまして、菊陽から大津の区間というのは熊本県の計画区間になっておりますので、とはいったものの、国の補助事業を使わないとできないということでもありますので、そういう要望はきちんと要望書の中にも書き添えて、この中流域の分の計画のできていないところについては、ぜひ計画を立てて実施してもらいたいという要望をしているところでもあります。

さらに、昨年10月には、各行政機関の連携の枠組みとしまして、国、県そして流域の自治体から成ります白川水系治水対策連絡調整会議が立ち上がっておりまして、河川整備事業の進捗情報や河川整備に係る課題など、行政機関3者が一堂に会して話し合える機会を得たところでありまして、そのような場でも新たな白川水系河川整備計画の策定を強く要望していきたいと考えております。

小林議員も少し触れられましたけども、遊水地の考え方がありますけども、菊陽町の区間の中では特に下津久礼の区間、一昨年の被害に遭ったところにつきましては、日ごろは水田として利用しながら、災害があった場合に土砂等の撤去等の経費を国の負担で持ってもらう。そして、またもとどおりのものに戻してもらう、そういうようなことも、ダムができるまで相当期間がありますので、そういった要望もこういった場面で要望はしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 河川整備計画が、県の管理区間なので国の補助事業を使ってということなんですけれども、この前の24年の7・12後、みらい大橋までは県も国も頑張ってきてるわけなんですけれども、だから今まで川の下流からというのはもうそこでクリアできてると思うんですけれども、中流域になかなか手が出ない、河川整備計画に着手されない主な理由はどんなふうにおっしゃるんでしょうか、国とか。県は要望していらっしゃると思うんですけ

ど、国が着手しない理由なんですけど、要望、交渉とか行かれてて、どういう理由なんですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） どういう理由というか、いわゆる河川は下流の方から整備してくるということで、今、国の方もやっておられるようなまず熊本市内の、非常に白川というのは天井川になつるとということで災害の起きやすいということで、今そちらの方を中心にやっておられまして、また県の方も、県外計画区間のみらい大橋の付近までを急ぐのが大事だということだと思いますけども、一方では一昨年の被害が出て、その後の今復旧復興工事が進んではおりますけども、なかなか用地買収等がかかわってきますと、地権者の同意が得られないと今の工事も厳しい面もありますので、そういうところをやりながら、そして将来的には菊陽から大津間のところについての計画もきちんと立てていただくということで行動を起こしておりますので、今の時点でどうこうという具体的な、いつからするということまで出てはおりませんが、機会あるごとにそういう訴えていくことが大事であるし、まずは今年も梅雨に入ったところでありますけども、今やつとる工事を早く進めて完了するというのが一番大事であると考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私、素人考えだとやっぱり今されている、今まで一昨年の被害があった復旧工事と一緒に、ある程度川幅を広げたり、単純に広げるだけではないかもしれませんが、掘削するとか、そういうふうにした方が一番効率的ではないかなというふうに思いますので、何かそういう、なかなか県の要望を国が受け入れられない理由というのがちょっと理解できなくて、一緒にした方が効率的ではないかというふうに思っていますので、引き続き町長としては、災害を起こさないためにそういう河川整備を進めていただきたい。そして要望も、しっかり検討を一緒にやっていただきたいということを述べておきたいと思います。

あと、地元の要望で下津久礼の方なんですけれども、地元の方にお聞きしますと、通称「キエモン」というところがこの前の7・12のときも一番被害が大きかったところで、その堤防のかさ上げは今パラペットと土のうを積んでいるところと両方あるんですけれども、土のうを積んでいるところまで、パラペットとかそういうのがある程度もう少し広げてできないかという要望が出されています。これは、担当課の方もお聞きになっていると思いますが、この点について住民の方の要望はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

小林議員が言われました下津久礼の区間のパラペット、その区間の設置の要望でありますけれども、もちろん町の方から県の方に要望はいたしております。その中で、県の方は要望を受けて、予算が通れば現場の方に入りたいということで考えてるようでありますので、その実施区間についても、さらに地元と調整を図りながら、なるべく早く着工できるように町としても

頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） これはこの前の7・12の災害の地図なんですけれども、一番キエモンというところからの西北、そちらの方が浸水の場所が非常に、農地の水没箇所が一番大きい、広がったというふうに思いますので、そういう要望をぜひ県も早急に、もう梅雨にも入りましたので上げていただいて、改善できるように要望をしておきます。

それでは、最後なんですけれども、平成24年度の7月12日の災害を経験してその教訓を、これは恐らく私24年の9月議会でも取り上げたかと思っておりますけれども、このときの教訓、今後の防災対策に今どういうふうに生かしていこうとしているのか。町の現在の取組について、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

平成24年7月12日の熊本広域大水害におきましては、白川中流域を中心に家屋の床上、床下浸水や農地の冠水、埋没など大きな被害が発生しております。菊陽町におきましても、床上浸水29棟、床下浸水52棟、約65ヘクタールの農地が冠水、埋没しております。その教訓を受け、菊陽町地域防災計画の見直しを行っております。具体的には、避難勧告等の発令の判断基準を明確化しております。避難勧告等の発令については、雨量やその後の気象予測、危険箇所等の巡視の状況から総合的に判断しておりましたが、熊本県が一昨年7月の豪雨で氾濫した白川中流域を、水防法に基づき、洪水のおそれがある場合に水防活動の目安となる水位情報を発令する水防警報河川に指定しました。これにより、本町の区間では、大津町の陣内観測所と熊本市の吉原観測所から白川の水位情報が提供されることとなりました。本町での避難勧告等については、両観測所からの水位情報を考慮することとし、発令の判断基準を見直しました。また、これまでの辛川と馬場楠堰付近の2か所の河川カメラに加えまして、新たにみらい大橋に河川カメラを設置し、白川の監視体制を強化しております。

次に、避難誘導の方法の項目を追加しております。深夜の突発的な豪雨や落雷など指定された避難所への誘導が危険な場合は、安全な場所への早目の誘導を促すものです。夜暗くなつてからの避難は危険が伴いますので、台風の接近が予測される場合や、水害による浸水、土砂崩れなど被災のおそれがある場合、なるべく早いうちに避難所や安全な場所に移動した方が安心であるということから追加しております。これは予防的避難としております。

また、今後の防災対策として、日ごろからの訓練が重要であると考えております。本年3月23日に、被害の大きかった白川沿線、今回は左岸を中心とする水防対策訓練を実施しました。訓練の具体的な内容としては、大雨洪水警報が発令された後の町を中心とする体制の確立と、地域や関係団体等との連携を中心とし、避難所の開設から炊き出しまでの訓練を行いました。当日は、町行政、町消防団、菊池広域連合消防本部、大津警察署、大津菊陽水道企業団、町社

会福祉協議会と地元の道明区、戸次区、馬場楠区、曲手区、辛川区、井口区、それと当該区の自主防災組織、民生委員、児童委員など多くの団体や住民の参加がありました。特に、災害時要援護者、65歳以上のひとり暮らし高齢者や75歳以上の高齢者で構成される世帯でございますけれども、これの避難訓練は初めての試みであり、行政においても地域においても大変有意義な訓練であったと思います。

これからも、引き続き校区を単位とした防災訓練を行ってまいります。今後の町の対応としまして、大雨洪水警報が発令された場合はテレビやラジオなどでその情報が発信されますが、各自の携帯電話からの情報収集方法として、熊本県防災情報メールサービスがあります。この防災メールは、気象警報、注意報や地震、津波などの情報を配信しており、今後も広報紙やホームページを通じて町民の登録を呼びかけていきたいと考えております。

次に、先ほど申しました避難勧告等の避難情報の発令に当たっては、気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断しておりましたが、役場での早目の情報収集体制を整えましたので、消防団や地域との連携、河川の水位の監視強化を行い、河川があふれるおそれがある旨の情報も含め、より適切な避難所準備情報や避難勧告が発令できるようその仕組みを整えております。なお、避難準備情報や避難勧告等を発令する際に、必要に応じて菊陽町管内の携帯電話にエリアメールを流すこととしております。

また、大雨や雷の際には、防災行政無線の内容が聞き取れないという課題がありましたので、サイレンを組み合わせた情報発信とするよう準備しております。さらに、防災行政無線の戸別受信機は、消防団幹部、嘱託員宅に設置しておりますが、防災行政無線のデジタル化を進めておりますので、白川沿線の行政区の役員宅にも追加する形で設置しております。

それと、今後想定される大規模災害でございますけれども、本町において想定される災害といたしましては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地震、噴火、その他異常な自然現象または大規模な火事、もしくは爆発が考えられます。特に、地震についての想定であります。熊本県への被害が大きいと想定されております南海トラフ地震、菊陽町の最大想定震度は5強となっており、その被害で想定されますのが、屋内では固定していない重い家具の多くが移動または転倒したりし、あかないドアが多くなります。また、屋外では、かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損また落下したりします。また、地盤や斜面において、地割れや山崩れなどが発生することも考えられます。さらに、ガスや水道、電気などライフラインへの影響も心配されるところです。

そこで、町は、地震の震度等の状況により職員配置の体制を整えることとしており、震度4以上が発令された場合は関係職員を招集し、情報収集、警戒、被害状況等の把握を行い、地域へ情報提供するとともに、必要に応じて関係団体への協力要請を行うなどの対応を行いながら、必要に応じて災害対策本部を設置して対応することとしております。

また、食料などの備蓄でございますけれども、今までの計画について御説明いたします。

町では、災害の発生状況にもよりますが、6つの小学校及び2つの中学校、6つの町民セン

ター、町民体育館や町民グラウンド、杉並木公園、光の森町民センター、合計20か所の避難予定場所を定めております。またあわせまして、10か所の福祉避難場所を定めているところであります。

そこでまず、備蓄倉庫の整備状況であります。平成23年度に役場敷地内に1か所、平成24年度に三里木町民センター敷地内に1か所、さらに光の森町民センターの完成に合わせて1か所の設置を計画しておりますので、町内には合計3か所の備蓄倉庫を整備することになります。

次に、当該備蓄倉庫に収納しているものとしたしましては、平成23年度から平成25年度までに、非常用食料のアルファ米、乾パン、カロリーメイトロングライフを計5,200食、生活必需品の災害用マンホールトイレを6セット、毛布を400枚、救急品20人用を6セット備蓄しております。さらに、平成26年度においては、非常用食料のアルファ米、乾パン、カロリーメイトロングライフ、計3,120食を備蓄する予定でございます。なお、当面の目標としたしましては、菊陽町の想定人口4万人、現在の想定人口ですけれども、4万人の5%の2,000人分、その3食2日分で1万2,000食を備蓄するよう年次計画的に購入していきたいと考えているところでございます。計画的に備蓄が進めば、平成28年度には最大値の1万2,000食以上を備蓄することができ、その後は、賞味期限がありますので防災訓練の際など活用し、1万2,000食を維持したいと考えております。同じく、平成23年度に老人福祉センターの駐車場内に福祉避難所用の備蓄倉庫を設置し、ポータブルトイレ、簡易ベッド、車椅子、二つ折り担架、マットレス、毛布など福祉避難所用の備品を購入し、備蓄しております。

よろしいですか。

(16番小林久美子君「はい」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) もう時間がありませんので、早目の情報収集体制がやっぱり7・12のときも大事だったと思います。また、校区単位の防災訓練、今後は計画的にするということで、また計画等教えていただいて、一緒に協力してやりたいというふうに思います。

これで終わります。

○議長(大塚 昇君) 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(大塚 昇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) 皆さんおはようございます。議席番号8番甲斐榮治でございます。

早朝よりの傍聴、ありがとうございます。特に、今度は首長選あるいは町議の補選、来年の早くには県議選、それから統一地方選挙の中の町議の選挙が入っております。特に、この時期になりますと、政策がどうかということが一番大きな問題になってくるのではないかと思います。どうぞお聞きになって周りに伝えられて、そして参考にしていただきたいというふうに思います。

この前、一般質問のときにちょっと申し上げましたが、それをもう一回使わせていただきます。

年をとりますといろいろなことを考えまして、自分の一生は一体何だったのかなとか、至らんことをいろいろ考えます。ドイツのことわざをこの前申し上げました。「我々は何者でもない。我々が探し求めるものこそが全てだ」。仕事は、いや人間の行為は、「行いは過ぎ去るが、仕事は残る」というのを申し上げましたが、まさにそのとおりであろうと思います。我々は、いずれこの物理的な存在というのは、煙になって消え果てるか、野に倒れれば微生物に分解されていずれは原子に返っていくという存在であります。何が残るか、その人が生存中に考えたこと、仕事、これが残って伝えられていくというふうに思います。そういった意味でも、特に町政を預かった者にとっては、いかなる仕事を残すのか、いかなる仕事をするのかというのが大変大事ではないかと思います。

今、菊陽町は、町長がいつもおっしゃってられますが人口4万人になったということですね。これこそ、まさに前政権から引き継ぐ仕事の成果ではないかというふうに思います。当時、箱物に行かずに、都市のインフラ、上水道、下水道、道路、通信網、電気、そういった都市インフラに先見的に資本を投下したということが今の4万人につながっているんじゃないか。まさに、仕事が残っているというふうに思います。この交代の時期に、私たちが一番欲しいのはビジョン、町がどうなっていくんだろうか、我々の生活はどうなっていくんだろうかというビジョン、それからそれに伴う我々の使命、それから私たちは国会議員とは違ひまして、町民と一歩も離れられない地方議員だというふうに思っております。それと、町民の皆さんとの協働の問題とか、そういったことをいろいろ考えさせられます。

今日は、都市計画にかかわることについていろいろ御質問いたします。大まかなことになるかもしれませんが、傍聴者の方もいらっしゃいますし、議員諸氏もいらっしゃいますし、情報を共有するということが非常に大事だと思いますので、そういった意味から今日の質問に入りたいと思います。

質問は質問席から行います。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 1番から行きますけれども、菊陽町のまちづくりについてという大きな課題の中で、特に熊本の都市計画区域マスタープランが来年改定をされます。これにかかわる菊陽町の問題、課題について質問を行います。

県の都市計画区域マスタープランの決定は、前回の場合には平成16年で行いました。これ

を受けて、菊陽町の都市計画マスタープランが平成22年に作成をされております。今回、県の都市計画区域マスタープランが改定されることになりまして、平成27年3月にそれが完結するというふうな予定になっておるようです。都市計画法の18条の2の2を見てみますと、これに従って、県の計画に従って町の都市計画がつくられると、こういうことになっておるようですが、菊陽町の都市計画の次のマスタープランの策定の方法、それからスケジュール、どのように今考えていらっしゃるか、まずお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） おはようございます。お答えいたします。

御質問の甲斐議員におかれましては十分に御承知のこととは思いますが、議員各位、傍聴者の皆様方もいらっしゃいますことから、まず都市計画マスタープランとは何なのかにつきまして御説明申し上げます。

また、説明の内容は本日のほとんどの御質問に関連しますので、皆様方に御理解いただくために必要不可欠なものと思っております。時間を考慮し、なるべく簡潔に御説明申し上げますので、少々お時間をいただきたいと思っております。

それでは、御説明申し上げます。

県が策定するマスタープランと町が策定するマスタープラン、以下県マスタープラン、町マスタープランと言いかえますけれども、これに記載すべき内容は都市計画法に規定されてございます。そこで、この法律の目的を申し上げますと、簡潔に言えば土地利用の整序、整理整頓の「整」ですね、秩序の「序」、整序と投資効率の向上、そして農林漁業との調整でございます。極論すれば、土地利用の整序とは住宅の隣に煙突が立たないように、投資効率の向上とは、集中的な建物の建築は道路、上下水道等を安く整備できる。最後の農林漁業との調整とは、農地と市街地の区分によって、居住環境、営農環境を相互に保全できるということでありまして、これらを実現するために、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、線引きですね。用途地域の指定、道路、公園、下水道処理区域などの、県と町がその性質、規模に応じてそれぞれに都市計画決定を行いまして、施行するものでございます。この個別の都市計画の決定を行う際に、区域全体の中での位置づけとその方向、方針を示すのが県のマスタープラン、あるいは町のマスタープランであります。また、県のマスタープランだけは、法的にまた手続上、都市計画の決定を行いますが、これも具体的な整備計画を示すものではございません。ですから、法律上の正式な名称は、県マスタープランを熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、町マスタープランを菊陽町の都市計画に関する基本的な方針という表現にとどまっております。その記載内容も法律でその目標と方針となっております。また、県のマスタープランは上位の国土利用計画あるいは県基本構想、農振計画等と、町マスタープランは、県マスタープランと町の基本構想との整合が求められます。両方とも、住民の意見を聞くことというのが法律の要件にもなっております。

ということで、御質問の町マスタープランの策定方法はということですが、本町には住民参

画協働条例にこの関連の規定がございまして、この手続にのっとり、住民の皆様方あるいは事業者の皆様方の御意見をしっかりと拝聴し、またその御意見等、御要望等を可能な限り反映させてつくっていきたいと考えています。あわせて、町の都市計画審議会の方にも専門的な御意見を伺うところでございます。

次に、スケジュール、時期についてなんですけれども、これも町の基本構想に即してという都市計画法の縛りがありますことから、必然的に町の基本構想改定予定の平成32年度以降になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 大体のこと、おおむねのことは分かりましたけれども、既に第1回の住民説明会が行われておりますですね。これは、この前も申し上げましたが、町長とか副町長あるいは部長に出席してほしかったという、そういう要望を申し上げましたが、自分たちは重々承知をしておるという答弁であったかと思えます。けども、今、住民参画協働条例というふうにおっしゃいましたが、先ほども前段で申し上げましたように、地方自治体というのは国と違いまして、国会議員、国の場合には白紙委任をするわけです。この人たちに国の運営をお願いするという、委託するという意味で選挙をしまして、そしてこれは白紙委任ですね。だから、国会議員に権力があります。しかし、地方の場合には、首長であれ議員であれ、これは直接選挙で選ばれますが、住民によってリコールもできますし、気に食わなければですね。リコールもできますし、また住民自体が一定の数の署名を集めて賛同者を集めて要望をすれば、条例の制定も可能だと。住民が直接権力を行使できるという、そういう性格も持っております。

そうしますと、住民とどういうふうに、あるいは議会とどういうふうに行政が意思を統一させていくか、私はこの過程がやっぱり非常に大事じゃないかと思ってこの質問をしてるわけです。そうしますと、その意見は聞くということですが、この住民参画協働条例のどの部分によってどういう会合を開いて、それから都市計画審議会、そういったものもどの程度、どの頻度ぐらい開いて、そしていずれは県に町長が物を言う、そういう機会が来るかと思えますけれども、そこの取りまとめをする予定であるか、その辺をお伺いしたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） ちょっとお答えします前に確認したいんですけれども、県のマスタープランの場合につきましては、住民の意向、議会の意向を踏まえて町長の方が県に意見を申すというプロセスもございまして、町の方であればちょっとお答えの仕方が違うものですから、いずれかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 申し訳ありません、私もちょっと混同しておりましたので。

まずは、県の場合どうするか、あるいはその次に町の計画をつくるときにどうするか、そういう順序でお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。

県の場合は、先ほど申しあげましたように、法律に基づきましてその手続のプロセス、その中に例えば法定の公聴会でありますとか、今各町で行ってますのは、任意の説明会でございます。あと、御承知のとおり、パブリックコメントとか県民を対象にしたアンケートとかもろもろの意見の集約をやりながら、また関係機関、国、県とか道路管理者とか農振とかもろもろのございますけど、そちらの方のさまざまな意見の調整をやりながら、県のマスタープランは決められているということでございます。法定プラス今はこういうアカウンタビリティ、説明責任というのが求められておりますので、町の立場としては、県の都市計画区域のマスタープランの中で町がどう位置づけられていくのかというのは大きな問題でございますので、これも広く町民の皆さん方、事業者の皆さん方、あるいは議員の皆様方等にまず情報を開示して、と申しますのは、例えばその説明会には資料なりホームページもろもろ話をして、その後に、確定する前に御意見にしっかりお答えして、町の方向性をしっかりと確認したところで、県に対しては意見を申し上げていきたいと思っておりますのでございます。

もう一つ、町のマスタープランなんですけれども、これは一応法定ではございませんけれども、法律に準じて都市計画の決定の手続というのは、県のマスタープラン、あるいはその他のもろもろの都市計画の決定、道路、公園、下水道等の決定であるんですけれども、こういうときもその必要性、性質に応じまして、例えば今までも任意でやってたんですけれども、さらに住民参画条例の中に参画手続等がございます。あるいは、参画条例の中で、こういう基本的な計画というのはしっかりとその参画条例の参画の対象にしていきたいと思いますということがあるものですから、例えば町のマスタープランを策定します前には、これまでもやってたんですけれども、住民の皆さん方に対する情報を提供した上でのアンケート調査あるいはパブリックコメント、あと策定前の地域ごとの、できましたら次回は校区ごとの説明会と申しますか意見を聞くための会合、それと町としての関係機関の協議等を進めながら、しっかりと御意見をお伺いしながら、その御意見を反映できるようにつくっていきたく考えているところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、少し分けてまた質問します。

県の方の都市計画区域マスタープランの方ですが、平成26年2月に住民説明会があつて、3月に検討委員会、さらに住民説明会をするという予定になっている、これは期日は決まってないですね。その後、公聴会を開いて、関係機関の協議を経て、県の都市計画審議会に諮ってマスタープランの改定になるというふうな、平成27年3月ですね。

ですから、町長にお聞きいたしますが、この時点で町が県に対して何か要望すべきことを既に把握をしていらっしゃるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 後の方の答弁の方で答えたいと思った点がありますけども、今第二土地区画整理事業をやっておりますけども、その中の用途地域の見直しを進めるということで取り組んでおりますけども、そういった点については、新たな県のマスタープランの中での位置づけ、そういうものを要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 現在はその1点ということですね。

まだ時がたてば、さらにまた出てくるということですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まだ、県の最終的なそういう意見を聞く場はありますけども、町の方からも県の方の審議会の方に推薦しておる人がおりますし、そういう方を通じて、町として県の方からこういうことについてはということでもたれば、その辺はきちっと要望はしていきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 余り物を知らなくて申し訳ないんですが、都市計画の審議会等に県に物申すという、それは町長御自身ではないんですか、違いますか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） かわってお答えします。

ちょっと専門的な手続上の問題なものですから、担当課長の方から。

（8番甲斐榮治君「いや、簡単でいいです」の声あり）

全て今後のスケジュールというところで、前回の住民説明会のスケジュールあってるんですけども、今後8月ぐらいに今度は法定の公聴会、いろんな御意見を拝聴するための公聴会というのが一般的には県庁の地下大会議室であります。それと、県の方でインターネットを使ったパブリックコメントあたりでいろんな意見を述べていくと。町の方は町の方としまして、お手元に前回の資料をお持ちだと思うんですけども、住民説明会を1回やっておりますけれども、都市圏全域、これを踏まえて1回案の修正をやっております。その修正された案というのが、先週末なんですけれどもやっと町の方に来まして、これを見ながら、先ほどの用途地域だけではなくて、渋滞問題でありますとか、あるいは調整区域の規制緩和の問題とかもろもろにわたりまして、町長名で文書で明確に県の方には要望していくところの予定でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それでは、町の方なんですけど、町の計画の方なんですけど、先ほどから十分に住民の意見を聞くという答弁でしたけれども、どの段階から町民の意見を聞かれるのか。例えば、町として一定のあらあらの計画をした上で町民から意見を聞くのかどうか、これが1点ですね。どの段階でそういう町民との意見交換をとるのかという点が1点です。

それからもう一点は、先回が6年かかってますね。県のマスタープランができてからこんな大きな、これがかかなりのページ数を持った計画書ですけども、今回もやはり6年ぐらいかかるんですか。後の質問とも関連しますので、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） まず、後段のお話から。

先ほども御説明申し上げましたように、町のマスタープランの手続、これは町の基本構想に即して、当然県のマスタープランとの整合がとられますけれども、町のマスタープランとの整合も必要ということで、これは法律の義務であるものですから、6年かかるという話ではなくて、県の方は大枠な話を全体的な方向性、方針として出しますよと。それを見ながら、個別の町の計画もやらなくちゃいけないんです。町のやつも基本的には方向性は方針ということなんですけれども、町は県の大きな位置づけの後に基本構想という具体的なソフト、ハードを絡めたまちづくりがあるものですから、それを踏まえた後というのが法定になってるものですから、遅れたというよりも32年の基本構想の策定の後に速やかにつくっていききたいというふうに考えております。

その上で、一番初めの御質問なんですけれども、まず説明というのは、どういう形であれいきなりこういうふうに案を決めましたよという話ではありませんで、これは段階によって、まず一番初めは案をつくってそれに御意見をいただくという話と、案がなくていきなりアンケート等で今のいろんなやり方、これはそのときに検討したいと思うんですけれども、基本的にはこういう案をつくって、あるいは具体的な案ではなくて概要をお知らせした上で、こういう都市計画マスタープランはこういう性質のものなんですとか、それを踏まえた上で基本的には各校区ごと、地区ごとに課題等を出していただいて、それを踏まえて案をつくって、それについてまた御意見等をいただいて、だから1回で済むもの、2回で済むものと思っております。その時々が一番ふさわしい意見聴取の手法、方法を取りながら、住民、議会の皆さん方、事業者の皆さん方とキャッチボールしながらやっていきたいと。ただ、それでも法律の問題とか県のマスタープランとの位置づけがあるものですから、その辺はしっかり頑張っていきたいと思っております。

時間がありますのでちょっと急いで早口で申し上げますけれども、申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これを申し上げたのは、皆さんも御記憶があるかと思いますが、中部小の建設問題では随分いろいろと紆余曲折がありましたけれども、やはりその辺の問題も、結局住民との意見交換、意思統一、あるいは議会との意思統一をどうするかというその辺について、これはもうその当時のことがどうのこうのと言ってるわけじゃありません。そこから学んで、例えば次に申し上げるようなことがよもやないよという意味で申し上げます。

町というのは、二百数十名のそういう優秀な方がいらっしゃいますので、出てきた計画を見たらもうびちっとも動かないと、住民が何を言っても動かんと。これでは、やっぱりちょっと意見交換のやりがいもないし、少し可塑性を持った段階で、まだ動く余裕を持った段階でどうぞ出していただきたい。その中で議論を詰めていきたいと。そのぐらいの余裕というんですか、間口の広さを持っていただきたいという意味で申し上げております。

もうこの問題についてはあとがまだありますので、この辺に止めておきたいと思います。

確認ですが、県が27年3月に県の都市計画ができて、それから町が具体化していくには32年ですから、やっぱり5年ぐらいかかるわけですね。もう一回、ここだけ。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 何度も申し上げますように、町の基本構想に即するということがございますし、あとは5年、6年かかると時間の差というのがあるかと思うんですけれども、これはほかの全国の自治体、市町村でも同様なことでございまして、県の基本構想そのものが、町のマスタープランとかまちづくりをそこまで縛るという内容にはなっていないものですから、その辺は6年の期間がかかりましても、極端なことをやらない限りは整合がとれると思っておりますので、その辺の御心配は要らないかと思っております。あくまでも町の基本構想、これは以前は議会の議決が必要だったかと思っておりますけれども、議決が必要がなくなっても、当然議会の皆様方の決議をいただいた上で、それに合わせたマスタープランをつくっていききたいと思っております。これは都市計画に限らず、ちょっと担当課長が言うのもなんなんですけれども、町全体の根本の計画に共通するものではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 次に移ります。②です。

熊本県は、都市計画マスタープラン、これは検討案の中で太平洋沿岸地域が被災した際の広域防災拠点として、阿蘇くまもと空港、県民総合運動公園、熊本港を指定しております。この前者2か所、阿蘇くまもと空港、県民総合運動公園は菊陽町内にあるか、または隣接しておるそういうところでございます。特に、白水台地と隣接をしております。あるいは白水台地の一角にありますけれども、この前からもいろいろもうずっと議題になっておりますが、白水台地の発展、例えば南小学校の過疎化を防止するとか、そういった意味も含めて、この県の方針を町の計画の中で何か有利に活用できることはないか、その点について何か考えられることがあれば、私も今全然考えつきませんが、お教えいただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。

ちょっと時間も随分押しておりますので……

（8番甲斐榮治君「項目でも結構です」の声あり）

ちょっとギアを上げたいと思います。申し訳ございません。

お答えいたします。

県の案では、大災害発生時の避難や復旧支援の受入れ、防災拠点に空港や熊本港、県民運動公園などを予定しております。これは、災害時の危機管理上の位置づけを都市計画の観点から事前に位置づけ、その役割の明確化を図ることを目的としたものでございます。例えば、都市公園である運動公園を、公園の目的だけではなく災害時の防災拠点として事前に位置づけることで、飲料用貯水槽などを設置することが考えられます。このほか、グランメッセが救援物資の荷さばき場となることも考えられます。しかしながら、基本的に貯水槽の設置は例外としまして、これらの施設につながる、空港や港につながる、あるいはグランメッセにつながる新たな道路の計画、あるいは施設の整備を予定したものではありません。このような予定条件下での県マスタープランでの位置づけを、白水台地、南校区の発展、地域振興にどうにか活用できないかといういいアイデアをいただいているところなんですけれども、現段階ではちょっとイメージするのが難しい問題ではないかと思っていますところです。

今後、県の防災計画等の構想等、あるいは関連する計画等が明確になっていきましたときには、県マスタープランに限らず、その中で菊陽町がコミットできるようなプランが出てまいりましたら、積極的にアプローチしていくこととしておりますので、現段階ではこの都市計画マスタープランを含め、いろんな計画なり、事業の情報収集とかアイデアを練りながら対応していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） アンテナを高くしていただいて、情報収集を積極的にやっていただきたいと思えます。

少し具体的なことを聞きます。

ちょっと微妙な問題ですが、以前阿蘇くまもと空港の夜間貨物便の発着問題のことが話題になっておりました。これは質問項目に入れてませんから、一点だけ。中止になってるのか凍結なのか、あの問題は。ここだけお知らせください、一言でいいです。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 総合政策課と都市計画課の方で……。申し訳ございません、ちょっと都市計画課の立場ではないんですけれども、空輸の問題につきましては、県産業とかそういう輸送の問題、それと環境問題、騒音問題がありますけれども、総合政策課と私も含め、環境生活課にいたんですけどそちらの方で県に行ってみて、今言える段階では、その話は全くあっておりません。私の理解ではちょっと確認しておりませんが、白紙に戻っているというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） それから、白水台地の発展の問題と関連して、先回の一般質問で、若年層

向けの町営または民営の住宅ができないかと。子どもを増やすためという単純な発想なんです  
が、そのときの答弁では、簡単に言うと検討してみるというふうな答弁だったと思いますが、  
ただ風の便りでは、どうも町営住宅は不可能だというのが耳に入ってまいりましたが、その辺  
について、町営住宅あたりがだめだという、例えば法的な根拠か何かあれば。町営住宅の条例  
がありますね、その中でそういう若者向けの住宅とかは不可能だという明確な根拠があれば聞  
かせていただきたい。

○議長（大塚 昇君） ただいまの質問については通告に記載されておりませんので、次に移って  
ください。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 議長の指摘ですので、これはまたいずれ別途お聞きしたいと思います。

それでは、次に移ります。3番目です。③です。

振興地光の森地域の整備についてということですが、その中のアとイについて一緒に質問を  
いたします。

光の森地域というのは一種限定された地域ではありますけれども、皆さんも御存じのとおり  
に菊陽町にとっては大変、町全体にかかわるそういう地域だというふうに私は捉えておりま  
す。平成22年の菊陽町都市計画マスタープランでは、光の森駅周辺の整備には触れられており  
ません。時期がそういう時期だったかもしれません。町は、まちづくりの中で光の森駅をどう  
位置づけて、その周辺整備についてどう考えているのか、これが1点ですね。

それから、光の森駅は、豊肥線、それからコミュニティバス、これはキャロッピー号とか合  
志市のレターバスですね。それから、路線バス、もろもろの観光ツアーのバス、随分いろい  
ろたくさんあります。通勤、通学のための自転車やバイク等の滞留地、これは今朝ちょっと見て  
まいりましたが、広くなりまして、今朝は整然として入っておりました。これは、非常によか  
ったのではないかというふうに思います。それから、そういったことを考えますと、いろんな  
交通手段の結節点になっておる、また近隣商業地域としての光の森地域との関連を考えます  
と、光の森駅というのはまさに菊陽町の玄関口ということができると思います。熊本都市計画  
区域マスタープランの中でも、区域内の9つの地域画、これは県の計画の中の9つの地域画の  
中の一つに位置づけられております。駅から商業施設へのアクセス、駅前広場ないしは公園、  
ロータリー、交番の配置など駅周辺整備の全体計画を迅速に立てて実行すべきではないか、こ  
う書いておりますが、実は先ほど質問しましたが、次の都市計画はやはりちょっと時間がかか  
るということでもありますので。ところが、もう御存じのとおり、あそこは随分いろいろ土地の  
所有者等も決まって、諸施設がもうでき上がっておりますので、なかなか動かない状況にも  
今あるかと思いますが、都市計画を待たずにいろいろ手を打つべきではないかということこ  
の質問をしております。あわせてお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。あと26分ですね。

御質問の光の森地区は、新たな住宅市街地の形成を目的として、県の都市計画、住宅、道路、交通対策部局等と町とが相当長期間にわたる専門的な検討と協議、事前調査等を行いました。都市計画の決定をし、国の区画整理の事業認可を受けまして、熊本県住宅供給公社施行の武蔵ヶ丘東ニュータウンという名前での土地区画整理事業として施行したものでございます。面積が約100ヘクタール弱でございます。この区域の整備のほか、区域外の広域的な道路、鉄道、路線バス等の公共交通計画を踏まえて、三里木高架橋などの幹線道路の新設、新駅の設定や通路橋、駅前広場等もあわせて総合的かつ計画的に整備されたものでございます。地区内を商業、幹線道路沿線、住宅ゾーン等に区分し、これに応じた利便施設用地や区画道路、公園、町施行の公共下水道、都市ガスなどの都市基盤施設の整備が既に完了したものでございます。そして、これらの整備は平成19年の区画整理で申します最終的な換地処分、土地の登記簿ができる換地処分をもって、区画整理事業としては完了したものでございます。その後のまちづくりにつきましては、当初からの計画どおり、先ほど申し上げた土地利用の整序というところで、その観点から、町がその場所、物に応じた適切な用途地域の指定、あるいは聞きなれてないと思うんですけども、光の森地区計画というきめ細やかな計画の都市計画決定を行いました。積極的なまちづくりの手法で現在進めているところでございます。

今後、住みよいまちづくりを目指して、現在進めています駐輪場の整備拡張、再配置など、可能な限りの整備等を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 何かよく分かったようで分らんようで。余り具体的なところは、確定していない以上は言えないのかもしれませんが、例えば例を申し上げますが、ゆめタウンの店舗が拡張されますですね。それから、光の森駅からのアクセス、下に道路がありますけど、それとの関連等も考えたアクセスをどうするかとか、あるいはそこに書いてますが、ロータリーが今小さいのがありますかね。それから、タクシーの駐車場があったり、だけど駅前としては少し貧弱かなと。玄関口としては、そういう思いがしています。

それから、よくあの地域というよりも菊陽町全体の要望ですけれども、あの地域と限ったことじゃないですけれども、できれば駅の近くに大型交番を設置したいと。その辺のところは、どうもちょっと今の状態ではもう時既に遅しかなという気がせんでもないんですが、だけでもやっぱりできる余地があれば、できるだけ早く手をつけて整備しなきゃいかんのかな。そういう意味で、ちょっと何かあれば答えてください。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 申し訳ございません。後段の質問、具体的な原稿を用意しておりましたので、ちょっと前後しましたけれども、すみません。

要は、駅周辺の整備についてどうにかできないか。見た目は小さなロータリーですけど

も、まずイメージしていただきたいのは、駅というのは遠いところからその周辺に、先の方に商店街とか住宅街とか工場街、光の森の場合はそういうハブ的な役割ではなくて、光の森が終点みたいなどころなものですから、その性格がちょっと違うものですから、駅前広場とかロータリーの規模がちょっと小さくなってるか、準備しました原稿を申し上げますと、まず光の森地区、特に駅周辺は県が多面的な観点から計画し、管理をしております。もろもろ管理をしておりますけれども、光の森駅は実は熊本市のエリアにありますし、またこの駅の南側の熊本市側には、路線バスの停留所に行くための通路橋も、これは県道として整備されております。また、市と本町をまたぐ駅前広場、ちょうど市町界が駅前広場なんですけれども、将来的な駅の乗降客数、乗り入れる路線バスなどの台数等を予測し、鉄道事業者のＪＲ、県、熊本市と本町で協議計画し、合志市さんの御負担もいただきながら、整備した経緯がございます。

このような経緯と整備状況の中で、本地区が県のマスタープランの地域の核となる地区、９つの中に位置づけられたとしましても、それが再度の都市施設の整備のやりかえ、駅前広場のやりかえにつながることで、再開発を示唆するものではないと思っております。特に、光の森駅の新設につきましては、県と熊本市と本町がＪＲに対し数年間、もう随分長うございました、という長い期間にわたって新駅の設置を要望し、数々の検討、協議を重ねまして実現した駅でもございます。４者協議の中で、将来を見据えて計画的に新設された駅、駅前広場、通路橋でもございます。このような経緯等も御理解いただけたらと思います。

しかしながら、時の経過とともに、あるいは当初の予測、予想に反しまして、新たな課題、要望が出てくるのも事実でございます。町といたしましては、これらの新たな課題に対しましても、今後可能な限りの対応を行ってまいりたいと考えているところです。

いろいろ施設整備が完了しておりますし、民地もありまして、既設の投資もしておりますし、例えば観光バスあたりが予定外に道路へ止めているというところもあるんですけども、現実的には物理的なスペースの問題等がありまして、ただその中でできる限りの対応はとっていきたいと考えているところでございます。議員各位におかれましても、今後ともこのあたりの御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それから、交番設置の件なんですけれどもこれは町の重要事項で、町長を筆頭に一生懸命やっているところでございます。これは、行政報告の方で町長が御説明申し上げますので、こちらの方では割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○８番（甲斐榮治君） 時間もありますので、町長にも一言と思っておりましたが、交番の件については確かにもう行政報告でなさいましたので、努力していると、ただこれは非常に強い要望ですので、できるだけ県警に交渉を続けていただきたいというふうに思います。

それから、光の森の駅の周辺については、やはり玄関口として何かこう菊陽町におり立ったというその辺の最初の印象、ファーストインプレッションですね、これがよくなるようなそう

いう考え方をぜひとっていただきたい。地域の人たちともよく相談をしていただいて、いい形をつくっていただきたい。要望して、次に移ります。

それから、次の4番目です。

ゆめタウンを中心にした……。ちょっと待ってくださいね。

議長、少し順番を変えていいですか、時間の関係もありますので。

ぜひお聞きしたいことが、(2)の方を先にしたいと思いますが、よろこびますか。

○議長（大塚 昇君） 許可します。

○8番（甲斐榮治君） (2)の方、第二土地区画整理地域に大型店舗が次々に進出をしてくれております。これは町の計画的な誘致によるものか、あるいは市場原理によってそこに進出をしてくるものか、そしてこの地域が将来にわたってどのようになっていくのか、どのように町は位置づけてるのか、その辺をお聞きしたい。これは町長、いいですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） お答えいたします。

第二土地区画整理事業区域内に、比較的大きな小売店舗の立地が進んでいるところでありますけれども、これは町がこれらの店舗、事業者等の進出を誘因、誘導するための土地区画整理事業を実施して宅地を造成し、道路、上下水道等の整備を進めた結果、その立地が進んだものであります。この第二土地区画整理事業の施行区域面積約93ヘクタール、現在まで約84%の面整備率でありますけれども、この区域内の中に比較的新しい店舗等の多くがこの事業の施行を進める中で進出しているところであります。この区域は、昭和46年に都市計画の線引きができておりますけれども、市街化区域ということではありましたが、なかなか民間開発も進まなかったことから、町が平成7年に町施行の土地区画整理事業を立ち上げたところです。施工の目標を現在平成32年3月としまして、現在鋭意事業を進めているところであります。

さて、この区域の将来についてでありますけれども、この区域は熊本都市計画区域としての広域的な位置づけで、40年以上、現在そうでありますけれども、工業地域として位置づけられております。ということで、町の意向だけでの極端な方向性の変更というのは困難でありますので、社会情勢の変化、店舗、マンション等の建物用途の偏在化も進んでいますので、先ほど申し上げました新たな県のマスタープランの中での位置づけの変更をお願いしたいと考えております。

土地区画整理事業との兼ね合いもありますが、商業系、住居系の予定の見直しなど、将来に向けた新たな市街地づくり、まちづくりを進めていきたいと考えております。今、都市計画課の方でいろいろそういう準備もさせているところであります。

なお、この役場周辺でありますけれども、整然とした町並みとなっておりますけれども、これも区画整理事業は大変長い年月がかかります。昭和60年から平成17年度までの21年間の区画整理事業として、町が事業主体、施行、整備したものであります。そういうことで、非常に長い歴史の中でこのまちづくりを進めているということでもあります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 今の町長のお話を要約しますと、要するに第二土地区画整理についてはしるべくインフラを整備したと。そこに、たしかこの都市計画のマスタープランでは工業地域になってるんじゃないかと思いますが、結果的にその先は、市場原理によって今の店舗が進出してきたというふうに考えていいでしょうか。イエスカノーかで。

そして、あそこは工業地域としてもともとあったものが、住居地域もちょっとまじってますね。そうしますと、今の話からしますと、県の都市計画マスタープラン、これの制定に合わせて、町としては住居地域から商業地域なら商業地域というふうにして、もう指定を変えたいという意向であるというふうに理解していいですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これ詳細は都市計画課長が答えるかと思いますが、熊本都市計画区域の中での熊本市を含めた合志市、それから益城、嘉島、菊陽、その中での用途地域も配分してありますので、そういった中でどれだけ変更ができるかということになりますけども、現時点で既に工業関係の事業所等も立地しておりますので、どの程度できるかというところはありますけども、特にあの区域だけではなくて、三里木周辺の一部のところについても用途を見直すべき現状も出ているところがありますので、そういうものと新しく、なかなか今工業地域といっても、工業というと非常に製造業関係は面積も広く要るということで、そういう立地というのは難しいところがありますので、そういう面で見直しを上げていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 商業施設にしろあるいは工業施設にしろ、これは進出の許可をするのは県ですか、町ですか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。

まず、工業地域、用途地域というのは、昔7種類あったのが今12種類ございます。工業地域というふうにありますけれども、工業系の用途地域の中にも工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域も商業地域、近隣商業地域、住宅地域に至りましては第1種低層、第2種低層、住居専用地域、1種、2種中高層とか準住居、たくさんもろもろございます。実際、工業地域でも周辺に影響を及ぼすものとして、たくさんに影響を及ぼすものと少しの影響しか及ぼさないもの、実はその用途地域の表を御覧いただければ分かると思うんですけども、工場も実際、あるいは住宅も実際建っております。例えば、工業専用地域の中には住宅も店舗も建てることはできませんけど、工業地域といいながら周辺に悪影響を余り及ぼさない工業の用途についてはオーケーで、さらに商業地域も工業地帯には買い物が要るからということでオーケーになってるところで、なかなか近隣商業の中に工場が建てられたりということもございますので、それは都市計画法の用途地域の決定によりまして制限されておりますので、その後何か

建とうが建つまいがという話は行政側で許可できるものではなくて、その用途に適用してる建物では建ってしまいます。あとは、要するに許可という話ではなくて、建築確認という、安全な建物ですよという確認を受けるだけのことでございます。こういう幅が広いやつを現実的な今の流れに応じた用途に、今度はちょっと規制、誘導、別の方向に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 結局、最終的には県の建築確認ということですかね、建つか建たんかということは。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 要は、建つか建たないかの建築基準法上の、壊れないとか光が差すとか、そういう話でもございませんで、都市計画の決定としてこの地域は、例えば極端に言えば、工業地域でも周辺に重大な影響を及ぼすとか、あるいは火薬の工場とか、そういうやつは建てないと。逆に、それはもう都市計画の決定の時点で、その範囲内の規模用途であれば建ってしまうと。もともとから許容されてるということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） では、町の例えば都市計画のプランができたとしますね。そういった場合に、例えば町が考えてるのと違う、望ましくないものが出てきた場合に、それを町が規制する法律とかそういったものはありますか、それはできるかできないか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） まず、用途の混在化の話だと思うんですけども、これは法律がございませんで、法律の範囲内でこれを定めることができる条例でということで、条例が優先しないもんですから、都市計画の範疇になってしまいます。このように、もともと県の170万都市、周辺100万都市の熊本都市計画区域の中で、工業地域がこれだけ必要ですよというところで100ヘクタール位置づけられたんですけども、その用途の色の塗り方が結局は場所の問題、あるいは社会情勢によって、店舗系、住宅系が増えてきたということなもんですから、これは時代の要請に合わせて都市計画の変更をかけていくと。このときに、今度は都市計画マスタープラン、あるいは県のマスタープランそのものは全体の、先ほど申しましたように方向性とか方針なもんですから、まず県の都市計画マスタープランに工業地域で誘導していく、規制していくという話があるもんですから、これを先ほど申し上げましたように、町長の名前でいろんな御意見、町の将来的なまちづくりを考えて、まず県のマスタープランで工業地域の位置づけを、例えば近隣商業とか、あるいは住居系、近商系に持っていくと、その頭の部分の都市計画の決定がなされて初めて、今度個別具体の用途地域の指定を町が現状に応じながらやっていく。ただ、これも町の都市計画決定なんですけれども、必ず重要な部分というのは、都市

計画に限らず可能性の問題等々も含めまして、国、県の方で承認、同意というものが待っておりますもんですから、なかなか調整区域の問題も含めまして、思うとおりにいかないところでございます。それを踏まえて、ちょっと頑張っているところです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） いろいろ勉強になりましたけれども、今おっしゃったことは後でまた頭の中で少し整理をしたいと思います。

時間がもうありませんので、5番目ですね。光の森の複合施設、⑤です。

北側の仮整備したグラウンドについて、平成28年度末までには計画を立てたいということでした。その計画策定については、どのような検討の手順及び日程を考えているか。28年度というのはもう迫っておりますので、どんなふうになっているのか。今分かっているところで結構ですので、お答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

御存じのように、光の森公共用地南側区画で進めています光の森町民センターにつきましては、現在オープンに向けて建設の最中であります。このため、北側区画の用地の整備に関する計画策定の検討までには至っていないのが実情でございます。現在、北側区画は多目的グラウンドとして運用しておりますけれども、今後武蔵ヶ丘中学校の運動場の拡張工事も計画されており、それに伴う運動場の代替施設としての利用も予定に入れておく必要があります。

また、菊陽町地域防災計画では、北側区画を広域の避難場所及びヘリコプターの発着予定地に指定しておりまして、加えて現在建設中の光の森町民センターには、太陽光発電による非常用蓄電システム、防災用備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽を備えており、これらの施設は西部地域における防災機能を有した重要な防災活動拠点として位置づけられております。光の森公共用地の北側区画につきましては、住民、特に西部地域の住民の皆様にとりましては、どのような施設が整備されるのか期待を寄せられていることは十分承知していますし、このことから議会におきましても何度も一般質問に取り上げられてきております。この貴重な町の財産である北側区画の用地につきましては、今後どのように整備し、どのように活用していくのか、住民の皆様の見解もお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

また、事業の実施に当たりましては、町の財政状況を見据え、事業に必要な財源の確保ができるかなどを見きわめながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この北側のグラウンドについてはまだ未着手であるということですね。けれども、もう28年度が迫っておりますので、問い合わせもあちこちからよく耳にするところなんですけど、どうぞこれは、菊陽町にとってもそうですけども、やっぱり地域にとっても非常に

大切な意味を持った土地であると思いますので、これも先ほどから申し上げましたように、決めるときにはある程度可塑性を持った段階から、どうぞ地域とも御相談をいただきたいと、そのことを希望しておきたいというふうに思います。

さて、もう時間が4までありません。4は道路の問題ですけれども、たくさん道路がございしますので、ちょっと今日はもうこれはこなせない。申し訳ありませんが、これは次に回したいと思います。

一言申し上げておけば、ゆめタウンが非常ににぎわいを創出している。あるいは、工業団地に通う人たちがたくさん増えてる。そういったにぎわいが出てる反面、大変な混雑が生まれているということですね。これを、やっぱり菊陽町の全体の問題として取り組んでいかななくちゃいけないんじゃないかと。いずれまた機会があればこのことを少し研究もして、御質問をしたいと思います。

それで、私の質問はあともう2分ぐらいで終わりですけれども、要するに今日は都市計画のことを聞きましたが、何を言いたいのかといいますと、人口4万まで今来ております。その先が町で終わるのか、基礎自治体が市までいくのか、市までいくためには何が必要なのか。都市計画なんか非常に大きく関連してきます。ですから、そういった面で菊陽町の将来像をどう考えるかと、本当は気持ちとしてはそれを聞きたいためにこれも聞いたということです。

皆さんももうみんな考えてらっしゃると思いますが、どうぞ次の段階の基礎自治体がどうなるか、その辺のところを傍聴者の方も含めて一緒に考えていただきたいということを申し述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時12分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 皆さん、改めましてこんにちは。きくよう政策研究会の吉本でございます。

まずもって傍聴者の皆様、お越しをいただきまして誠にありがとうございます。

今年の4月だったでしょうか、熊本空港カントリークラブにおきまして、バンテリンの女子のトーナメントが開催をされました。私も菊陽町のPRと思い、ニンジン JAからいただいて、3本入りです、2本入りだったかな、それを300袋くらい来場者の方々に配ってきました。私なりに菊陽町のPRができたのかなというふうに思っております。

そのトーナメント開催中、ある記事を読みました。不動裕理プロの記事でございますが、彼女が賞金女王をとっているときのインタビューの記事でありました。ある記者が、不動選手は1日どれぐらいの練習をしていますかということ聞かれて、大体6時間から7時間の練習をしていますということでお答えをされたようであります。記者がすごいですねということと言われると、不動裕理選手は即答で、ほかの女性のOLの方も毎日毎日6時間、7時間はお仕事をされています。私はプロの選手として当然6時間、7時間は練習をするのは当たり前だということをお答えされたそうであります。

私たち議員に置きかえたらどうでしょうか。なかなか毎日毎日6時間、7時間、菊陽町のことを考えるのは難しいかと思えます。しかしながら、町民の方々の税金をいただきながら、そこで報酬もいただいているわけでございます。いわば当然議員のプロであります。そこで、6時間、7時間は菊陽町のことを考えるのは難しいかもしれませんが、ぜひとも毎日毎日、菊陽町のことを考えていきたいなというふうに改めて思った次第でございます。

今回はそういった中で3つの項目について質問をさせていただきます。

質問は自席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それでは、最初の質問でございます。

農林水産省によりますと、農家の体験民泊は外国人にも好評で、地域の活性化にもつながるということですが、菊陽町においても受入れ可能な環境の整備を図ることはできないかでございます。

平成15年4月1日より農家民泊関係の規制緩和が始まり、旅館業法、食品衛生法、建築基準法、消防法、道路運送法、旅行業法、農地法など、民泊が行う要件が追加拡大をされ、全国各地でさまざまな工夫のもとに農家の体験宿泊が行われております。

政府は、2020年に東京五輪を控え、在日外国客の農村を売り込むために、今月、観光立国推進閣僚会議で行動計画の改訂版を決定をし、具体的な仕組みの検討に入るとことを発表しております。これは正式な発表ではございませんが、決して菊陽町におきましても農家の体験宿泊可能な農家の状況が集まっているならば、低予算で外国を個人旅行する旅行者、いわゆるバックパッカーが菊陽町を訪れるという日が来るかもしれません。そこには町発展のためにあらゆるビジネスチャンスがあるかもしれません。

高齢化が進み、人口の4分の1が高齢者である沖縄県の伊江村は、修学旅行の民泊を軸として観光産業の活性化による離島の産業活性化につなげております。伊江島の民泊事業には、現在では毎年数万人の修学旅行生が訪れており、苦労して集めた30軒の受入れ農家も現在におきましては120軒まで増え、過疎地域であった伊江村に一大産業を生み出し、地域経済に大きく貢献をしている村であるようでございます。

当初の取組は困難の連続であり、取組体制の確立が急務だったそうであります。村役場が組織体制構築、運営、人材育成、県、国との調整を行うバックアップ体制をとり、商工会、J

A、漁協が受入れ民家紹介、講師派遣などを受け持ち、伊江村観光協会が民家、学校と登録、調整を受け持つ取組体制をつくり上げていったそうであります。

この菊陽町におきましても、地域活性化につながる農家、民家体験泊の受入れ可能な環境の整備を図ることはできないのか、ここでお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） それでは、議員の質問にお答えします。

初めに、このことはマスコミが政府の行動計画の改定案を報道したもので、正式には6月の観光立国推進閣僚会議で決定されるとあり、正式なものではありませんが、お答えしたいと思います。

農林水産省によりますと、外国人による農家の体験宿泊は、低予算で旅をするバックパッカーに人気のほか、修学旅行の滞在先としても利用されているとあり、政府が一括して情報発信することで、さらなる需要の掘り起こしと地域活性化につながると判断し、具体的な仕組みはこれから検討するとして、ファームステイのシンボルマークをつくり、受入れ可能な農家に掲げてもらう考えで、農家民泊として既に活動しているものや今後新たに取り組む農家の情報発信を行うとあります。

国では平成15年から農家民宿に関する規制緩和を進められており、旅館業法、道路運送法、旅行業法、消防用設備等の基準、建築基準法に関する緩和策及び農業生産法人の業務の一部に追加明記などがありますので、農家民宿をやりたい方はこれらの個別法令に基づき施設を整備していただくこととなります。既に開業している方やこれから参入される方を含め、これら受入れ可能な農家民宿を政府機関に登録することで、一元化した情報発信を行うこととなります。

町としては国の事業スキームを見て取り組みたい農家の方がおられましたら、そのお手伝いをすることはできるとしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 民泊における課題も数多く存在をし、運営する組織の立ち上げや受入れ農家の確保など、おっしゃったとおりその環境を整備するにはかかわる方々の理解と時間が必要だということを考えます。

しかしながら、熊本県観光課、地域振興課、むらづくり課に農業体験教育旅行の現状と課題についてお尋ねをいたしました。

現状は、平成24年度の熊本県の修学旅行者は11万人で、ピーク時、これは平成2年になるそうでございますが、と比較すると、20%の激減をしております。このため、県の観光課におきましては、県への修学旅行者の拡大を図るため関係機関との調整を進めており、修学旅行における農業教育旅行のニーズが非常に高いことから、県観光課が修学旅行の誘致を地域振興課とむらづくり課が受け皿づくりと進めることで合意をしております。そしてまた、12月2日

におきましては、県観光課、地域振興課、むらづくり課、市町村及び観光関係機関合同打ち合わせ会議を開催予定だそうであります。

まず、その農業教育旅行の課題であります。農業体験教育旅行、これ民泊ですが、の受け皿となる農林漁協が少ない。熊本におきましては、阿蘇や天草など一部地域のみでしか農業体験教育旅行が行われていないそうであります。また、多くの地域で中間支援組織がなく、民泊の受入れができない、これは現在中間支援組織が宿泊者から一旦宿泊料を受け取り、その後中間支援組織が民泊受入れ農家に体験料として宿泊料を支払うシステムが必要なためであります。旅館業法に基づかない民泊は旅行者から直接宿泊料を受け取ることができないため、中間支援組織が必要なようであります。そして、農業体験プラン等が整備されていないなどが上げられております。

今後の推進内容は、交流を担う人材、組織の育成確保、受入れ態勢の整備、情報発信の拡大、体験学習プログラムの拡充などがあり、受け皿整備にむらづくり課が当たり、都市農村交流対策事業が推進していきます。

予定であります。12月2日に先ほども申しましたが開催予定の打ち合わせ会議が計画をされております。こちらにはぜひ菊陽町としても出席をしていただきたいというふうに思いますが、県が推進に向けた環境整備を図っていく場合において、農家、民家体験泊の受入れ可能な環境の整備をこの菊陽町において図ることができないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 先ほどの答弁と同じような答えになるとは思いますけれども、とにかく農家の方が手を挙げていただかない限りは、これは進めることはできません。

次の質問の内容等かもしれませんが、菊陽町の農業は土地利用型農業であって、片手間でこの農家民宿というのはできることではございませんので、専業農家とか、そういうところでは非常に難しいというふうなお話がございます。6次産業化についてもそういうような理由で取組がなされておられませんので、そういうふうなことをやりたいという方が手を挙げてこれるのであれば、助成はしていきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 多分現在の菊陽町の農業を考えるとそうだと思います。しかしながら、農業体験は大型化が進みつつあります。これはこれで非常にいいことだと思います。それに絡めて県の賞だとか、いろんな日本で賞をとられた方も当然いらっしゃいますので、これはこれでいいことだと思います。しかしながら、この菊陽町の農業、20年、30年後のときの菊陽町の農業を考えたときに、高齢化に伴い、そして農家も高齢化、そしてまた核家族化、これをしていくということを改めて考えるところでもございます。

私たち議員は現在のことを考えるのは当然のことではございますが、将来にわたり喜ばれる理由を今日つくすることも重要だと思います。この質問が将来の町民の方々に喜んでいただける事業なのかということは、はっきりとは分かりませんが、県の観光課が修学旅行の農業教育旅行

誘致に取り組むに当たり、新しい菊陽町の産業、観光となるように考えて調査研究そして実行をしていただきたいというふうに思います。

私が一般質問をして、これをすぐしてくださいというのではなくて、一回何らかの形で調査をするような予算をつくっていただいて、その調査のもとに、そしてこれが行けるということであれば、また調査研究、その実行をしていただきたいというふうに改めて思う次第でもございます。そうなれば、私も当然民泊は受け入れたいというふうに思いますし、数名の方もそれはぜひ受け入れてあげるのも可能だよということもお話をいただいております。そのためにはやはり先ほどから何回も申しますが、中間支援組織が必要だということを思います。

そういうことで、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

次の質問でございます。菊陽町におきましてもグリーンツーリズム、これは農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動ということですが、などによる地域活性化に向けた意欲的な取組は考えられないかでございます。

農業は、私が考えるに無限の観光資源であるというふうに思います。農村は観光資源の宝庫であるということも改めて考える次第でもございます。

八代市を中心とした県南地域は、くまもと県南フードバレーが推進をされたことにより、地域の活性化につながっているというふうに聞いております。また、熊本県には阿蘇、あさぎり、人吉、球磨にそれぞれグリーンツーリズムが存在をし、多くの普及啓発活動がなされております。その一方で、菊陽町におきましては、急激な人口増により、東西の地域で住む人の価値観など、1つの町でありながら2つの顔を持った町になっているような気もいたしております。

町外の方々に菊陽町の農業や自然のすばらしさを体感をしていただき、そのことを通して環境を守っていく大切さを学んでほしいとも思っております。また、新たなふるさとにこの菊陽町を選んでいただいた方々にも、菊陽町の農業や自然のすばらしさを肌で感じ、人と人との交流を楽しんでいただきたいというふうにも思います。その先に地域の活性化があるというふうに確信をしております。

また、企業の進出も進み、新たな企業とタイアップをして環境保全活動や農業を体験させ、菊陽町の地域経済を支える農業、地域、これからの菊陽町などについて語り、地域交流貢献を通して菊陽町を真剣に考えてもらいたいという目的で新入社員教育など自然のフィールドを生かした体験プログラムを実施し、さらなる菊陽町のPRにつなげていくべきだということも考えております。

地域活性化に向けた歴史、文化体験、工芸体験、産業体験、自然体験などの事業は、菊陽町商工会夢チャレンジ事業菊陽まち遊びで約1か月間の約40社の参加のもとに、さまざまな企画が行われておりますが、阿蘇の緑の大地、草原、森林、農地、こちらを広く国民共有の生命資産、こちらはグリーンストックというふうには呼ばれておりますが、と位置づけ、農村、都市、企業、行政、業者の連携により後世へ引き継いでいくことを目的とし、また村、都市、行政の

連携による新しい農林畜産業の振興と環境保全事業の展開など、新しい発想による21世紀の都市、農村のあり方を目指している阿蘇グリーンストックのような共同組織を形成をした地域活性化に向けた意欲的な取組がこの菊陽町においても考えられないかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、議員の質問にお答えします。

菊陽町は東に阿蘇があり、西には多くの観光資産を持っている政令市の熊本市があります。そこには民宿や旅館、ホテルなどいろいろな形態を持った宿泊施設があり、そこを上回り魅力を感じるような余暇の過ごし方の提案があれば、農家民宿も一つのなりわいになると思います。

しかしながら、菊陽町の農業は典型的な土地利用型農業であり、営農形態も野菜、お茶、たばこをはじめ酪農、畜産などが行われています。その中でもニンジンを含む露地野菜では機械化が進み、農家1戸当たりの作付け面積も拡大しており、農家の収入もそれに伴い増加しています。そのような農家には後継者も育っており、理想的な展開をしていると思うところです。

国では6次産業化を推進されていますが、機械化が進んでいる菊陽ニンジンでは契約栽培や市場への大量供給により産地の知名度も上がる中で、他産業以上の収益を上げている農業者も多く、経営規模の拡大を優先されており、6次産業化より今後の高齢化による離農などで発生する農地を引き受けるためにニンジンの規模拡大を図りたいとの意向があります。

専業農家の現状では、高品質な農産物をいかに多く栽培し、高く販売できるかに取り組んでおられ、町も支援しているところです。

そのような中、今年度JA菊陽中央支所にJA出資型の生産法人が誕生する予定で、この組織は米、麦の作業を請け負う組織ですが、後にはニンジンの作業受託をはじめ、生産も行う法人となる予定で、中心となる農業者を支えながら自らも自立した組織となるものであります。先の話ではありますが、このような組織を核として共同組織を立ち上げればよいと思いますが、難しいことでもありますので、現在は今後の一つの方向性として考えるところです。

一方、政令市の熊本市に隣接する地の利を生かし、豊後街道菊陽杉並木、鉄砲小路の生け垣や歴史的農業土木施設である鼻ぐり井手などを活用したフットパスコースの設置など、日帰りであれば町内外の集客が期待できると思いますので、散策に適した春や秋をメインに、例えば春では富士フィルムの春めき桜と春の野菜収穫、秋ではすぎなみフェスタや鼻ぐり井手祭とのタイアップで収穫体験と「さんふれあ」温泉など、二、三十人程度の規模であれば無理なく実施できると思いますので、各種団体と協議を行いながら実現に向けて検討したいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） それは非常にいいことだと思います。やはりいろんな仕掛けをしながらいろんな角度からこの菊陽町をPRすることは非常に重要なことというふうにも思います。

しかしながら、先ほども申しましたが、現在は大型農家でも大丈夫だと思います。しかしながら、これが20年、30年となったときに、その大型で栽培をされてる形態がひょっとしたら維持できないという可能性も全くゼロではないというふうに考えます。私ももう50が近くなっておりますが、昔は持てた荷物も最近はなかなか厳しいなといった感じで、年をとってるなというふうに改めて思います。当然大型化に伴っているような機械があつて、そういう重労働もなくなってくるかもしれませんが、なかなか大型化をされて、後継者の方が、じゃ、農業をやらぬと言ったときにどうなるのかというふうに思います。

そしてまた、先ほど核家族化という話もしましたが、非常に大型の農家でやってこられた方々、私が小さいころ見ていた非常に大きなトラクターを持って、いろんな大型の農業を営まれた方々も誰も後継ぎがないということで非常に悩んでおられますし、ひょっとしてその家族が核家族化になっているということも全く否定はできないというふうに思います。

現在は現在で、当然そのシステムは継続していくべきではあるというふうには思いますが、先ほどから申しまわっているように、10年、20年、30年と菊陽町の農業を考えていったときに、やはりその方々が、当然私も含めてだと思えますけれども、やりがいのある農業ということができるように、同時並行として少しだけ考えていっていただきたいというふうに改めて思います。

公益財団法人阿蘇グリーンストックの関係者にお尋ねをいたしました。この菊陽町でグリーンストックのようなところを取り組むとなれば御協力をしていただけないでしょうかということをお願いをしました。それはいろんな方面から協力するのは全く問題はないということでございました。菊陽のような地域だからこそ、菊陽町の大地を広く町民共有の生命資産、グリーンストックと位置づけることが重要だというふうに思います。

環境を守るためにはやはり緑が必要だというふうに思います。緑を守るためには農業も必要だというふうに思います。菊陽町の農業を今後どのように導いていこうと思っておられるのか、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 農業というと、非常に将来後継者も不足しておられますし、また担い手の方々も70歳代に入っていかれるというような状況の中で難しいところはありますけれども、今の時点でただいまの質問の中では、町として今できるようなこと、それが先に答えました県の方で新しくむらづくり課が今度国の政策が出る中で、また会議も予定されとるということでもありますけれども、そういうものについてはできるだけ国や県の流れを見ながら町として取り組めば、もちろんそこに農家の方々がどう乗ってこられるかというのが一番大事であるかと思えますけれども、そういう面を見きわめながら大事だと思いますけれども、若い農業後継者の方々を、菊陽町に30人から40人ぐらい、20代、30代でおられるということでもありますので、そういった方々に対する育成の、また次の質問に出るかと思えますので、そのときまたお答えしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今、町長もおっしゃいましたように、今の若い子は、特に菊陽にお住まいの農家を営んでらっしゃる若い世代の方々は非常に考え方もしっかりして、仕事も一生懸命なされてます。どこに出してもおかしくない菊陽町の農家の青年だというふうに思います。

そういった中ではあります、町長もおっしゃいましたけど、なかなか町がいろんな提案をしても乗っかってこないというのが非常に問題なのかなというふうに思いますし、それは私も含めて少しでも年若い農家の方々が若い子たちのお尻をたたいていろんな取組をしていただけるような、今後の菊陽町の農家を担うのはあなたたちだよということをしっかりとお伝えをしながら守っていただくように私も努めていきたいというふうに思います。

それでは、次の質問でございます。

第5期菊陽町総合計画前期基本計画にある第1章農業の振興、持続性の高い農業の構築の中で、魅力ある農畜産業の実現のため、生活基盤の整備を進めるとともに、人材の育成や地域の特性を生かした農畜産物の品質向上、魅力ある特産品等の開発を促進するなど、生産効率の向上や農畜産物の高品質化を図りますとあります。今後どのようにしてこの人材育成を進めていけるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、菊陽町では183経営体の認定農業者がおられます。農業者が70歳前後に離農されることが多いことを考慮した試算によれば、今後10年間もたてば3分の1が減少するのではないかと、そういうことも予想される場所でもあります。これに対応するには、先ほど少し述べましたけども、若手農業者を中心に経営力を強化して、あいている農地を引き受けるため規模拡大を推進していくことが必要であると考えております。

そこで、認定農業者の中では、担当課の方から聞いたところによりますと、約40名ほど想定される20代から30代の若手農業者がおるということであります。そこで、そういう若手農業者を対象に経営学習や情報交換などを行うことで、生産技術力とともに経営力を強化していくために定期的な座談会や県内外ですぐれた経営を行っている経営体の先進地研修などを開催していきたいと思っております。

現在菊陽町には若手農業者を中心とした、以前ありましたけども、4Hクラブも存在してないということでもありますし、菊池地域農業協同組合に青壮年部が存在するのみとなっております。その青壮年部に菊陽町の若手農業者全員が所属しているわけでもなく、参加していない若手農業者からも横の連携を求める声が上がっております。

また、10年、20年後に担い手の中心となる若手農業者にとっては、横のつながりができることで簿記や青色申告の重要性といった経営的知識も習得でき、各種作物の栽培に関する共通の課題や興味ある分野等が明らかになるとともに、農業者同士の親睦にもつながると考えられます。そのつながりが構築されることで農地の交換など農地集積も効率的に行えるようになって

て、加えて農業グループで共同活動が行えるようになることが期待できるのではないかと考えます。

認定農業者制度は、農業の担い手となる農業者に対して経営を改善する意欲を有する者を支援するための制度というのが本来の制度でありますので、その認定を受けるための5か年の計画を立てることは非常に重要であると思います。経営改善計画の再認定の際には、新たな農業経営指標として用いられる自己チェックを活用して営農指導員の助言を受けながら、改善計画の達成に向けたフォローアップをしていくことで意識の高い農業者を育てることにはなるのではないかと考えてるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 今、青壮年という話が出ましたが、私もその盟友の一人であります。そしてまた、大塚議長の息子さんがこの青壮年の会長をされておられまして、非常にいい会なのかなというふうに思います。

昨日は保育園に唐芋植えを今月の12日だったでしょうか、体験をさせます。そのためにみんなでマルチを張ったり、耕したりとか、昨日実はしてきたところですが、青壮年、いろんな組織に入っている方々は非常に認識が高いと思います。農業に対する思いもかなり違います。しかしながら、やはり半分とは言いませんけども、なかなか入っていただけないという方々もいらっしゃいますので、そこは私ども含めて啓発活動に努めなければいけないというふうに思います。

菊陽町は幸いにしてお隣に県立農業大学校があります。そしてまた、阿蘇におきましては東海大学の農学部があります。東海大学の農学部の生徒も私もよくお仕事にお手伝いをしていただきますが、よく聞くと、サラリーマンの子どもさんで農業をしたいという生徒さんがいらっしゃいます。しかしながら、そういう気持ちで大学に入学をされても、実際農地もない、機材もないというところで、ほとんどの方が農家になる夢を諦めて企業に就職をされます。そういった方々も、難しいかもしれませんが、いろんな形でこの菊陽町にお越しを来ていただいて、いろんな違った若い血をこの菊陽町の畑に田んぼに継ぎ足していただきたいなというふうに思います。非常にもったいないと思います。農業をしたいということで学校に入られますけども、やはり現実を見るとそうではないということで諦めていかれる方が多いので、ぜひともこの菊陽町においても何らかのお手伝いができれば、ぜひとも御協力をいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問でございます。地域をどのように生かし、どのような魅力ある特産品が開発をされ、今後その予定があるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、質問にお答えします。

地域の特性を生かした農畜産物の品質向上と、どのような魅力ある特産品が開発されるのか

と2つの内容があると思いますので、お答えします。

地域の特性を生かした農畜産物の品質の向上の件ですが、以前から行っています耕畜連携の強化が最大の目的になります。国が進める新たな農業政策の水田フル活用と米政策の見直しで、飼料用稲と飼料用米についてカロリーベースの需給率向上のため、戦略作物助成の中でも高額の助成を打ち出してあります。

菊陽町の水田は圃場整備を実施し、区画形状も効率的な形態であります。その中で特産品は国の産地指定を受けた菊陽ニンジンであり、今や秋から春にかけてが表作で、本来の表作である水稲がニンジンのための裏作に当たるような状況であります。

そこで、国が食用米の需要がないから飼料用の水稲をとの方針変更ですが、これは菊陽町の作付け形態にとって最も理にかなったものとなっております。夏は水稲で戦略作物助成金の収入と、ニンジン作付けのための病害虫予防と連作障害予防などの営農上の効果に加え、地下水涵養にも大きく貢献しているところであります。また、耕畜連携による完熟堆肥の導入でコスト削減を図り、秋から春の高品質な菊陽ニンジンの生産に結びつけることができると考えております。

次に、どのような魅力ある特産品が開発されるのかについてですが、菊陽町は何ととっても先ほどからの菊陽ニンジンが特産であります。これまでそのニンジンを使った特産品としてJA経済連でのニンジンの缶ジュースがありました。これも販売不振でなくなっております。また、商工会のニンジン焼酎「酔紅」はロックや水割りで飲めばおいしい焼酎であります。販売は伸び悩んでいます。そのほかには農産加工グループでニンジンゼリーやニンジンジュースの商品化を図っていましたが、ニンジンゼリーは試行錯誤されたが、思ったような味が出せず、断念されています。また、ニンジンジュースはそのものの甘さをアピールしたいとして添加物を入れない条件をつけると、時間がたつと変色してしまいますし、注文に応じて絞るとすると、人件費の問題で単価が合わず、できなかった経緯があります。

そのような中、山内本店のニンジンドレッシング、酔生堂のニンジンまんじゅうや大自然ファームのニンジンの葉を使ったお茶など、継続して販売されている商品もあります。

今後については食育による地域の活性化を目指し、地域の特産品を生かした伝承料理を伝えていくことで、幼稚園、保育園の園児と保護者や小・中学生を対象とした郷土料理教室や、すぎなみフェスタのイベントなどで伝承料理の振る舞いを行い、たくさんの方に知ってもらおうという菊陽町生活改善グループの意識の高まりから活動が増えておりまして、今後期待できるものであります。

また、日ごろ「さんふれあ」で販売している弁当をつくられている菊陽町農産加工グループで、菊陽町の農畜産物による特別な弁当の試作を計画していただく予定です。この中で好評な料理が生まれればレシピを定着されて、地元農畜産物の販売促進につながるものとなればと思います。開発PRには時間が必要でありますので、焦らずゆっくり試作して検証していきたいと考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 菊陽のニンジン是非常に前のニンジンと違って最近では味も甘くて、子どもたちもなかなかニンジンが嫌いという子どもが余りいないような気がします。個人的には行政が6次産業化をするということは余り好ましくないことかなというふうに思います。やはり委託をしながらということが一番いいかと思います。

しかしながら、加工してニンジンをPRするのではなくて、おいしい生のままのニンジンを熊本県、熊本外、世界、こちらに戦略的にPRをしていった方が非常に早いのかなというふうに思います。

僕は菊陽町のニンジンはどこに出してもおかしくない、非常に胸を張って出せる農産物だなというふうに思います。ですから、先ほど冒頭も申しましたが、ゴルフのトーナメントにおきましても、JAさんの御協力のもと、ニンジンの配布をさせていただきました。ほとんどの方が喜ばれていられました。こんなニンジンをいただけるなんてうれしいということ、たまには馬が食べるのは要らんとかというて2人ほど断られましたけども、ほとんどの方が菊陽町イコールニンジンというのは理解をしていただいたのかなというふうに思います。いろんな県、国との連携を深めながら、この菊陽町のニンジンを全国、そして世界へPRをしていただきたいというふうに思います。

次の質問でございます。農作業を活用した障害者就労支援、高齢者のリハビリ、生きがいくくりなどの医療、福祉分野と食料、農業分野との連携の取組の支援はできないかの質問でございます。

厚生労働省によりますと、昨年10月に医福食農連携に関する厚生労働省の取組としての現状と課題が公表をされております。農作業を活用した障害者等への支援としては、まず農業者の高齢化が進んでいく中で、農業における人手不足の解消、障害者の就労の機会の確保、情緒の不安などが上げられ、障害福祉分野と農業分野の連携は双方にメリットがあるとされております。

しかしながら、事業者が取組を行うに当たって課題も多くあり、福祉関係者には農業に関する知識、技術がない、障害者就労施設に加工場などの設備がない、農家、農業法人と連携したい、障害者就労施設がどこに相談したらよいか分からないなどが上げられ、問題の解決には、国、県と連携をしながら進めていく必要があると思います。

障害といってもおのおの個人差はあると思います。できる仕事、できない仕事がありますが、地域振興につながる連携促進事業によりますと、都道府県に配置された地域連携推進コーディネーター、こちら仮称でございますが、が地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携をし、障害福祉サービス事業との地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に障害者の工賃の向上や一般就労の促進を図るとされております。

参考事例を申し上げますと、香川県の施設外就労による農業の取組でございます。県障害福祉課が障害者就労施設工賃向上のために県農政部局やJA生産部会と連携をして農家での施設外就労を推奨し、現在は県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施をし、その成果を上げられているそうでございます。

そこで、菊陽町は農作業を利用した障害者就労支援の考えなど、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（實取初雄君） 複数課に関係ある事項もございますので、私の方で答弁させていただきます。

菊陽町で取り組まれている障害者の方への就労支援といたしましては、障害者総合支援法によります就労移行支援事業、これが1事業所で、平成25年度実績では134名が延べ利用でなっています。また、就労継続支援A型事業、これが8事業所ございまして、年間で422名が利用されております。最後に、就労継続支援B型事業が4事業所ございまして、延べ418名が利用されている状況でございまして、町内にはこれらの事業所を行っているところが12事業所あります。

ここで、今申しました事業について概要を申し上げますと、まず就労移行支援事業は、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を供与する事業であり、就労を希望する65歳未満の障害者の方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者が対象となっております。

次に、就労継続支援A型事業でございますが、これは雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を供与する事業であり、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者の方が対象となっております。

最後に、就労継続支援B型事業であります。就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を供与する事業であり、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者の方が対象となっております。したがって、これは非雇用型の事業となっております。

ここで、今質問がありました農業関係の施設外というお話もありましたので、含めた事業内容を申し上げますと、菊陽苑ではシイタケの菌床製造依頼により栽培し、その後依頼先で袋パック詰めを行う作業、ジョブ・ラボでは芋や葉野菜などを生産し、希望館ではジョブ・ラボの芋を使ってだんごの製造や、一部温泉売店で販売をしておられます。やすらぎハウスでは季節農作物も種まきから栽培まで行い、病院や障害者関係団体へ販売しておられます。4CLOVERでは野菜の栽培、農業法人でのハウレンソウの水耕栽培で、機材の洗浄、出荷前の計量や

袋詰めを行っておられます。熊本菊陽学園では実習として農業法人でのパックのラッピング張り、製品の箱入れ、収穫、野菜洗浄など、その時期に応じた作業、JA選果場ではニンジンを洗ったり、野菜をコンテナに詰めるなどを行っておられます。ヴァリエでは依頼先の農家で刈払機を使った前準備と農作物の収穫の手伝い、選別、袋詰めを行っておられます。ほっこりの里では委託契約先の農園でニンジン、トマトなどの出荷準備作業として野菜の選別、箱折り、シール張り、スタンプ押し等を行っておられます。

なお、農業関係以外でもビルや温泉の清掃、レストランでの接客、フルーツキャップやハム、ソーセージの箱詰め等、弁当や総菜等の販売、パンやクッキーの製造販売、箱や袋、小物づくり、部品の加工、解体、組み立て、草刈りや樹木管理助手などに取り組まれています。

このように障害のある方が農業に就労されることは就労機会の確保や情緒の安定につながるものと考えられますし、障害のある方がその能力に応じた力を発揮され、地域社会の中で活躍されることを願うものであります。一方、農業経営体にとっては農業従事者の減少、あるいは高齢化の中で人手不足の解消にもつながると思います。

町といたしましては、県や関係機関とも連携を図りながら、また、町内におきましては福祉部門と農政部門とで情報を共有し、福祉施設事業所や農業経営者などに対して成功事例などの情報を提供するなどして連携による事業展開や独自経営によります6次産業化に対して支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。組織ではなくて、各農家さんから何名かの方に障害をお持ちの方にぜひともお手伝いに来ていただきたいというお問い合わせがありました。実は私も今は名前が変わりましたが、熊本精神病院、こちらの患者さんをリハビリを兼ねてうちの農作業で雇ったりしたこともございました。一緒に農作業をさせていただきました。そしてまた、二、三年ぐらい前から菊池支援学校の生徒さん、こちらもリハビリを兼ねた生徒さんでございますが、5日間ほど一緒に畑に行ってお芋を掘ったり、除草剤をまいたり、そういった作業もしてきました。先生からお話を聞くと、そういう生徒さんは非常に性格的にも明るくなった、いろんな話を施設に帰っても話すようになったということで、やはりよかったというふうな評価を先生からもいただいております。

このような質問させていただきまして、思いつきで質問をしたわけではございません。いろんな方々の御意見を聞きながら、そしてまた私の実体験を照らし合わせながら、ぜひともこれは先ほどから何回も申しますが、必ず農家の方々も高齢化の波が押し寄せてきます。そういったところでそういう方々に対して少しでも逆に話し相手になってくれたりだとか、非常に笑顔で接してくれたりだとか、そういったところでは必ずプラスになるというふうに思います。

次でございます。団塊の世代が75歳以上になると、2025年を目途に重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、

介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される社会包括システムの構築を実現していく、今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築は重要であり、地域包括ケアシステムは保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性にに基づき地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要であるとしています。

また、多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供においては、まず高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するとあります。

そこで、高齢者のリハビリ、生きがいづくり等の医療福祉分野と食料農業分野との連携の取組の支援について、この菊陽町においてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（實取初雄君） まず、今申し上げました内容と重複してしまう部分もございますが、地域包括ケアシステムについて若干申し上げます。

本町においては、20年から本年度までの介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の方針を定めました菊陽町第5期の計画を定めておまして、そこでは高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目標としており、高齢者のニーズに応じた適切な組み合わせによるサービスや入院、退院、在宅療養を通じての切れ目ないサービスを包括的、継続的に提供できるよう、相談支援体制、在宅サービス、認知症支援策等の充実に取り組みながら、健康で生き生きとみんなが安心して暮らせる町の実現を目指しております。

また、多様な主体による生活支援サービスの、議員もおっしゃった重層的な提供の体制につきましては、現在国会で審議されている介護保険制度改正についての法案が成立した後、国のガイドラインが7月ごろに示される予定でありますので、それを踏まえた上で、町、社会福祉協議会や民間事業所とも連携を図りながら、本町で実施しております生活支援サービスとあわせて本年度に予定しております町第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定と並行して整理していく必要があるものと考えております。

次に、御質問に関連します本町の高齢者の就労支援といたしましてシルバー人材センター事業がありますので、若干紹介します。

国及び町の補助を受けて高齢者にそのライフスタイルに合わせた就業を提供することで、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と活性化に貢献するための事業を展開されています。そこでは会員約160名が活動され、会員数も増加し、受託事業収益も増額となってきております。また、農業に興味を持てるような基礎講習会なども実施され、田畑の除草や草刈り、種まき、水やり、収穫などの農作業に就業されており、さらなる農業分野での連携が期待されます。

このように高齢者が農業に就労することは、健康維持や生きがいづくりとしての効果は大きいものがありますし、農業経営体にとっては農業従事者の減少や高齢化の中で人手不足の解消につながると思います。

さらに、社会福祉法人や農業法人、福祉事業所などにより地域資源を活用した産業化への事業展開がなされれば、計画的で安定したさらなる利益の追求が可能となり、雇用機会の創出と地域経済全体の活性化にも発展すると思います。

町といたしましては、福祉部門と農政部門との連携と情報共有を図りながら、高齢者団体や福祉事業所、農業経営者などに対して、これも同様に成功事例などの情報提供をするなどして連携による事業展開や独自経営による産業化に対して支援していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） 本年5月16日の熊日の朝刊でございますが、御船町が閉校した小学校の給食室と多目的室の改修をして食品加工場の開設という記事が掲載をさせていただきました。町が約80万円をかけて電気、水道設備等を整備をし、そこを無償で貸し出し、その収益は借り手の活性化協議会の運営費やボランティアで活動する加工所スタッフの人件費に充てているそうでございます。

菊陽町においても、高齢者といっても非常に意欲のある方々で、仮にお漬物をつくる方とか、いろんな方々の生きがいのためにも加工所の開設に、そういう問い合わせがあったらぜひ耳を傾けて、できるような方向性のアドバイスをさせていただきたいというふうに思います。

活性化という発言を今回何回もさせていただきましたが、活性化ということで私なりに考えてみました。私が考えるには、皆さんが笑顔でその仕事、活動などができる環境、これが活性化だというふうに思います。

菊陽町も人口増に伴い、職員の方々の仕事量も増え、非常に大変のようであります。

ここで最後の質問でございます。菊陽町役場の活性化のための一つの案として質問させていただきます。最後のワンストップサービス、こちらについて質問をさせていただきます。

こちらは、福岡県大野城市のまどかフロアというところを御紹介をさせていただきます。

平日に市役所に来られない市民には週末窓口サービスで対応し、問い合わせ等、電話やインターネットで済ませたい市民には年中無休のコールセンターを開設をし、市役所に来られた市民には総合窓口、まどかフロアでの対応により、日本一利便性の高い窓口サービスの提供を目指しているということでもあります。

まず、庁内に入ってきた市民の方々が少しでもきょろきょろしていると、すかさずフロアマネージャーが寄ってきて要件を聞いて案内をしてくれるそうであります。接客もさることながら、手続処理が早く終わるように、市民が窓口で書く書類から処理まで徹底して工夫をされているそうです。しかも、少人数でありまして、大野城市の職員数は全国トップクラスで少なく、昨年1月31日現在367人、人口1,000人当たりの職員数は3.28人です。この環境だ

からこそ知恵を出して取り組んだシステムなのではないでしょうか。

例えば転入届に来た市民には、転入に関する全ての項目についてのチェックリストが用意をされ、これに記入をすることで本人は全ての届け出書類を知らなくても手続をしてもらえることになるようであります。通常菊陽町もそうではございますが、訪れた方が必要な手続を行う場合、窓口を順に移動することが多く、大野城市では市民が走らず職員が走る、職員が移動して手続を進める窓口体制にしたということで、市民の評価も非常に高いようであります。

多くの町民の方から、表現は余りよくないかもしれませんが、たらい回しにされたという御意見をよく聞くことがあります。町民そして職員の方々両者とも非常に喜ばれるこのまどかシステムだとは思いますが、菊陽町においては導入に向けてどのようにお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） 御質問のあった窓口について、平成25年度の取扱件数を申し上げます。まず、届け出関係では、転入、転出、転居、世帯分離、世帯合併、世帯主変更、出生、死亡、結婚などがあり、本庁で4,760件、1日当たり19.5件、支所で823件、1日当たり3.4件、合計で5,583件を処理いたしました。一方、証明書関係では、戸籍、住民票、印鑑証明などがあり、本庁で4万3,099件、1日当たり177件、支所で1万6,102件、1日当たり66件、合計5万9,201件を処理したところであります。

次に、役場窓口の現状であります。転入、転出、転居などの住所の異動があった場合は町民課で聞き取りを行い、異動届を作成し、健康・保険課、介護保険課、子育て支援課、福祉課、税務課、学務課、建設課など、手続の必要な複数の課を案内しています。

なお、75歳以上の高齢者が引っ越し場合、町民課で住民異動届、国民年金、健康・保険課で後期高齢者医療、介護保険課で介護保険といった3つの窓口で4つの手続が必要となります。また、子どもが生まれた場合は町民課で出生届を提出し、健康保険が国民健康保険の場合は健康・保険課で国民健康保険、出産一時金、子ども医療、子育て支援課で児童手当など、3つの窓口で5つの手続が必要になってきます。いずれの場合も本人に異動届を持って各課を回ってもらっております。

ここで、ワンストップサービスとは、複数の行政サービスを1つの窓口で受けることができる機能のことですので、これにより住民が複数の窓口に出向く手間や労力を削減する効果があります。そこで、本町では、総合計画及び行財政改革大綱において総合窓口化への段階的な取組の検討として掲げているところであります。

ところで、本町では37平方キロメートルの中に人口4万人規模にあって、その財政状況を踏まえた職員定数の範囲の中で、役場本庁と武蔵ヶ丘支所の2つの窓口を開設して住民サービスの充実を図っているところであります。また、これまでの窓口サービスの充実向上対策としては、ローカウンターの増設、日曜日の窓口業務の開庁、また窓口の混雑の緩和のために昨年11月に受付番号発券機を導入し、効率的でスムーズな受付体制を構築してきております。

先ほど議員さんの方から大野城市を例に挙げられ、人口1,000人当たり職員数が3.28人であるということでありましたが、確かに市の類似団体と比較しても、職員数を抑制しておられることには敬意を表するところであります。

そこで、本町の状況であります。普通会計の職員数が198人ですので、人口1,000人当たり5.02人で、平成24年度決算での類似団体……。

○議長（大塚 昇君） 答弁中ですが、もうそろそろ時間ですので、要点だけ言ってください。

○町民課長（酒井章彦君） いろいろ行財政改革等で検討してきたんでありますけれども、現段階の検討結果といたしましては、総合窓口を開設するには相当のスペースを確保する必要があり、現庁舎では手狭なため、対応が非常に厳しいこと、また広範囲にわたる総合窓口業務を遂行することのできる職員を……。

○議長（大塚 昇君） 答弁をやめてください。

○3番（吉本孝寿君） すみません、じゃあ一言、だから要るんですよね、総合窓口サービスが。やはり場所がなくて、費用もなくてというのは当然理解しておりますが、そこはやはり私、議会と、そして皆様方の英知を集結をして、思いをそちらの方に持っていかないと、場所がない、お金がないというといけないと思います。

終わります。すみません、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時9分

再開 午後2時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） こんにちは。もう大分お疲れのことと思いますけれども、あと一時間内に終わりますので、どうかよろしく願いいたします。

昨日の熊日新聞に認知症不明者年1万人以上と載っておりました。また先日、民間有識者らで構成する日本創成会議が2040年までの人口減少の予測に基づき、896自治体が消滅の危機に直面するという試算を公表しました。2040年といえば、今年が2014年ですから、あと26年後です。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年問題、高齢化率が35%に近づきます。ひどいところは40%から50%にもなります。

昨日のNHKの朝の報道で、日本の島で高齢化率50%以上が106あるそうでございます。厚生労働省はこのような超高齢化社会に備えて各市町村に地域包括ケアシステムを構築するよう指導しています。地域包括ケアシステムの県のモデル事業として2市2町が指定を受けているということで、6月4日、菊池市の社会福祉法人に行き、菊愛会の理事長最上太一郎さんと施

設長の野田茂巳さんと一緒に地域包括ケアシステムの勉強会を2時間ほど設けてもらいました。今までケアシステムは行政もやってきていると思いますが、超高齢化社会問題、生活保護には該当しないが、生活困窮者等きめ細かな支援の地域独自の自主的、特性に応じた地域包括ケアシステム構築が大事であるということでした。菊陽町もモデル事業に入っているということで、きめ細かな地域包括支援システム構築をよろしくお願いします。

超高齢化社会、人口減少社会は至るところにひずみを、ひずみと申しますか、社会問題が起きています。そのようなときに消防団員の減少から、昨年12月、消防団支援法が成立しました。それに基づき質問いたします。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などが支給されています。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる地域防災のかなめでもあります。しかし、その実態は厳しいものがあります。全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいます。その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。

こうした事態を受け、昨年12月の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が成立しました。この法律は地域防災のかなめの存在である消防団員の処遇改善を規定したものであります。処遇改善について、具体的には階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は全階級で一律に5万円上乘せするほか、年額報酬、出動手当の引き上げについて、各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴であります。

消防団員には年額報酬と出動手当の2つが支給されるものとなっており、その額は各自治体の条例で定めています。今回の法律改正によって、国や市町村への交付税を計算する単価を明確にしました。それによりますと、年額報酬は3万6,500円、出動手当は7,000円になっています。そこで、消防団支援法に示している消防団員の年額報酬、出動手当、退職報償金について、国が示している額まで引き上げることにについてどのような考えなのか、町長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えします。

消防団長をはじめとする幹部及び団員は、日ごろから町の安全・安心のため、仕事を持っている中でボランティア的に活動されておりまして、大変感謝してるところであります。そのような消防団員には一定の年額報酬と、団員が水、火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合の出動手当及び会議出席時の費用弁償を支給してるところであります。さらに、公務による死亡、負傷、疾病等の際の公務災害補償制度や退職報償金制度、また死亡、重度障害、それからのけがをする傷害、入院等の際の日本消防協会福祉共済制度に加入しております。

まず、退職報償金につきましては、平成26年4月1日から5年間以上勤務して退職した消防

団員に支給する退職報償金の額を一律、議員が言われましたように5万円を引き上げますので、最低支給額が14万4,000円から20万円に引き上げられるような予定であります。

次に、年額報酬と出動手当でありますけども、菊池管内の自治体においては、団員報酬が年額2万円、出動手当が1回当たり2,200円で統一をされております。本町におきましては、この報酬、出動手当以外に活動助成金として団員1人当たり年額9,000円を支給しております。なお、団員報酬等の見直しについては、管内自治体の状況を見ながら慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 消防団支援法が成立して、私は2月だったと思いますけど、これ300枚印刷して、号外としてあちこち配ったんですよ。3月で条例改正があるかな、6月、条例改正があるかな、ないもんだけんこんな一般質問に取り上げたんですけども、いつごろそういう条例改正して行われるのか。菊池管内という広域連合と思いますけれども、どういうふうに今後考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 退職報償金制度につきましては、これは熊本県の市町村総合事務組合の方が一律一貫してやっておりますので、これにつきましては4月30日付で条例改正をいたしております、今年4月1日分から退職報償金を一律5万円引き上げております。

それと、年額報酬と出動手当についてでございますけれども、これ県内の自治体いろいろ調べてみますと、まだこの交付税算定額に達してるような自治体はほとんどありません。本町、菊池管内と同じような年額報酬、出動手当というふうな状況でございます。これは一応県内の自治体、それと菊池管内、特に我々は菊池管内の自治体の状況を見ながら考えていきたいというふうに考えております。ただし、本町においては年額報酬と出動手当以外に別に活動助成金として9,000円出しております。これはほかの自治体にはない制度でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） けど、広域連合で退職報償金は県の条例も改正になつるというわけですかね。菊陽町ではなっていないでしょ。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） これは制度自体が菊陽町に限らず他の自治体も熊本県市町村総合事務組合というところに一緒にやっておりますので、そこで一括して退職報奨制度については一律5万円アップということで改正させていただいております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 結局年額報酬とかの出動手当の費用弁償、これも団員の減少から国がこういった制度をつくったと思いますので、菊陽町だけじゃなくて近隣市町、いわゆる広域連合

で検討していくかなと思いますけれども、できるだけ早くアップして、条例改正を速やかに行っていたきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

2番に、救助活動資機材等の装備についてお尋ねします。

先月の6月4日、菊陽杉並木管理センターにおいて今年度の防災会議がございました。その防災計画書の173ページに水防資材の備蓄配備、菊陽町役場分が載っています。それによると、ラジオ1個と懐中電灯3個とかライフジャケット6個とか載っていますが、今回の消防団支援法の成立を受けて、全ての消防団員に情報通信機器としてトランシーバーや安全確保のための装備である安全靴、ライフジャケット等の配備、また全ての分団に救助活動用資機材としてチェーンソー、油圧ジャッキ等の配備が求められています。今でも各消防団に救助活動用資機材は設置されていると思うが、消防団の命を守る装備、町民の命を守る装備の充実に向けて、今後どのように取り組む考えなのかお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 消防団の装備についてでございますけれども、現在各班で積載車、小型ポンプ、チェーンソー、自家発電機、携帯用無線機、トランシーバー、ヘッドライト、誘導棒等を配備しております。また、必要に応じて装備を拡充しております。

平成25年度におきまして、全団員に雨がっぱと防護手袋を配備いたしております。さらに、平成26年度において、安全靴とライフジャケットを配備をする予定としております。安全靴につきましては各班3足ずつ、ライフジャケットにおいても各班3着ずつ、それを年次計画で整備してまいりたいというふうに考えております。

救助、捜索活動に必要な装備につきましては、今後も消防団幹部とも協議し、また予算面も考慮しながら必要な備品等を計画的に整備していくよう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ありがとうございます。年次計画でそういった整備を進めていただきたいと思います。

次に、自治体職員の入団について、ここであって書きましたので、肝心なことを入れ忘れておりましたけれども、男性職員はほとんど消防団に何人か入って活動されております。私は女性の加入は書いたつもりだったけども、女性で書いてなかったのが、大変失礼しました。

先月の23日だったと思いますが、県の消防学校で消防救助技術大会が行われました。その中の一つにはしごをかけ上げるはしご登はんがございました。そこでびっくりしたのが、菊池広域連合から女性が挑戦し、男子に負けない見事なものでした。

これまで自治体職員の入団については自治体の裁量に委ねられてきましたが、消防団支援法では職務に支障がない限り認めるよう義務づけが明記されています。そこで、職員を消防団に積極的に入団させて、より行政と連携が図れる質の高い消防団を整備することも必要と考えるが、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問の消防団員数につきましては、10年前の平成16年が412名でございました。本年4月1日現在で405名となっております。消防団員の確保については大変苦慮しているところでございます。そこで、町広報紙などを通じて消防団活動について積極的にPRするとともに、役場職員にあっては、新規採用職員を本部機動隊員として確実に確保し、本部機動隊を抜けた後も地元消防団に加入するよう働きかけております。

従前から地方公務員の消防団員の加入促進を進めておりますが、より加入しやすい環境をつくるため、先ほど議員おっしゃられましたとおり、消防団等充実強化法第10条に規定された公務員の消防団員との兼職に関する特例が平成26年6月13日、今週ですけれども、から施行されます。一般職の地方公務員につきましては、消防団等充実強化法第10条3項の規定により、兼職及び職務専念の義務に関して、柔軟かつ弾力的な取扱いができるようになりました。今後も町内在住の地方公務員に対する加入促進を積極的に行いたいというふうに考えております。

また、消防団は地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。私たち地方公務員は全体の奉仕者として消防団活動に従事することも必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、総務課長が答弁になったように各自治体の職員が消防団に入ることが国も推し進めておりますので、できるだけ参加を、それも女性の参加を進めていただきたいと思えます。

次に、女性消防団員確保強化についてお伺いします。

今月5日の熊日新聞に県内市町村の自主防災組織率70.8%、大きく載りました。菊陽町は県内最下位の44.8%、残念でした。防災計画書の中の自主防火組織と自主防災組織は同じなのかどうなのか。町の防災計画書が今年の防災会議で渡されましたけれども、自主防災組織は17で、行政区で割れば27%しかかんらんとですよ。だけん、上の防火組織と防災組織は一緒なのか、その辺はどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 一緒のところもございませし、別々なところもございませ。先ほど17と言われましたけれども、これが分母が世帯数になっております。それと、分子が世帯になっておりますので、行政数には関係なく組織率が%が表示されますので、その辺はちょっと違う数字で出てまいります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 行政数じゃなくて世帯数っておっしゃったですかね。その辺が私もこれ眺めて、あれって思ったんですよ。それが私も地域で区長代理と公民館長兼8年間やったけれ

ども、自主防災組織とか、そういったこと一切なかったです。区長さんに聞いたけれども、入道水にはないと、そういう答えだったんですよ。だから、組織率が低いのかなとも思ったし、今後また進めていただきたいと思います。

今年の2月24日の熊日新聞に増える女性消防団員という見出しが載っていました。県消防保安課によると、少子・高齢化などで男性団員の確保が難しくなり、県内の団員総数は10年前から3,000人減少、一方女性団員は1.6倍の646人に増えたと載っておりました。確かにどこの地域でも消防団員確保に苦労しています。特に武蔵ヶ丘方面新興住宅地域は男性の消防団員確保は困難をきわめております。

そこで、女性のための防災研修等を行い、自主防災組織に登録される女性防災リーダー育成に力を注ぐべきだと考えます。全ての消防団活動に参加できなくても、広報や高齢者訪問など限定的な活動をする機能別消防団員や大規模災害のときだけ活動する機能別消防団員とかいろいろあります。だから、女性防災研修、いわゆる女性防災リーダー育成を先行して行って、女性防災リーダーが成長すれば、女性消防団員としてポンプ操法大会に出たりすればいいと思うわけですが、まずはその女性防災研修、女性防災リーダー育成についてお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） まず、菊陽町の消防団の現在の団員数は先ほど申しましたとおり405名でございます。そのうち女性が7名となっております。7名の内訳としましては、これ全員が役場職員でございまして、活動の内容としましては、主に消防団イベント時の受付やアナウンスなどを行っております。

御質問の女性消防団員の確保強化についてでございますけれども、従前から消防団幹部等加入促進については協議してまいっているところでございます。これまで消防団活動が主に火災現場への出動や水害時の水防、災害復旧といった男性的なイメージがありましたが、全国的には女性消防団員が年々増加しており、女性の持つソフトな面を生かして住宅用火災報知機の普及促進、ひとり暮らしの高齢者宅の防火訪問、住居に対する防災教育及び応急手当ての普及指導においては、特に女性消防団員が活躍されておられます。

このことから考えますと、菊陽町においても消防団組織の活性化や地域のニーズに応える方策として女性消防団員は必要不可欠と考えており、今後も菊陽町消防団とも協議、連携を行いながら、女性消防団員の加入促進を進めてまいりたいというふうに思っております。

お尋ねの女性防災研修、女性リーダー育成研修を先行してやったらどうかということですが、県外の幾つかの自治体においては、女性のための防災研修会として女性の配慮が必要な避難所運営に関する訓練や救命講習、AEDや応急手当て等の研修を行っております。本町においても今後必要なものについては取り入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、総務課長の答弁で必要なものであれば取り入れていきたいと、確か

に女性消防団員、菊池なんかはもうできてから、やっておりますけれども、消防団員になる前にやっぱし研修を行わんとなかなか意識啓発ができないと思うわけです。リーダーを育成するというか、そういったことで年に何回か女性を、武蔵ヶ丘方面の人ですけれども、女性の防災組織を早くつくり上げた方がいいんじゃないかという声も聞いたんですよ。そういったことで募集かけて百五、六十でも集まって消防団の知識を、今言われたAEDとかいろんなことを交えて研修をまず行って、その土壌を上げていくというか、そういったことが大事じゃないかと思っておりますけれども、そういった計画はないんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 議員が先ほどおっしゃられたとおり、まずは自主防災組織の組織率を上げたいというふうに思っております。これは消防団がない地域におきましては、自主防災組織、特に災害時は自助、公助、共助とありますけれども、共助の段階で地域、隣同士が協力し合って防災活動を行うというようなところで非常に重要と思っておりますので、まずは自主防災組織の組織率を行いたい、それとあわせて女性消防団員の確保も図りたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。こういった新聞が県下最低の自主防災組織率とこう新聞に載れば、もう残念、恥ずかしくてたまりません。だから、できるだけ行政が組織に言って自主防災組織の立ち上げを速やかに行っていただきたい、このように思いますので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、2番の情報提供について質問いたします。

防災総合情報メール、防災エリアメール配信については、私は平成23年12月議会でも一般質問しています。そのときの総務課長の答弁では、実はもう申請は済ませております。現在サービス利用に際しての試験が当然必要になりますので、その日の日程調整を行ってる段階でございます。早ければ12月中には配信可能となるのではないかと考えてるところでございますと述べられておりますが、あれから2年半、どうなりましたでしょうか。

このたび大津町は総合情報メールサービスをこの6月から運用開始しています。前回私が質問いたしました緊急情報提供N T T ドコモのエリアメールとは違います。ドコモのエリアメールは町内であれば、登録しなくても誰にでも緊急情報を配信するのですが、今回の大津町のメールサービスは、登録された町民のみ配信されます。情報を大別して、1、防災安全・安心情報として大気汚染情報、高齢者SOSネットワーク、食中毒注意報、火災情報、防犯情報、防災情報、交通安全情報、人探し情報、猿、イノシシ、鹿等出没情報、2、暮らし生活情報として迷い犬情報、猫の飼い主募集、議会開催のお知らせ、献血のお知らせといろいろあります。3つ目として、観光イベント情報といろいろありますが、それぞれ担当の課の係が担当して配信しているようです。菊陽町、大津町へ行ってもう勉強されたと思いますが、すぐにも取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、総合的な観点から、私の方から答弁させていただきたいと思います。

まず、御質問の総合情報メールサービスの定義ですけれども、町で把握している限りの整理としまして、自治体の防災、防犯情報、行政情報等を住民が登録したメールアドレスにインターネットを使って一斉に送信するサービスのことでありと認識しております。このサービスの実施によりまして、町の防災情報や各種行政情報を登録された住民に適宜配信することができ、そのことにより住民の防災意識の喚起や行政情報提供による行政活動への住民参加にもつながることも期待されることから、町から住民への有効な情報発信手段の一つであると思えます。

また、最近の1人1台携帯電話やスマートフォンを持っている情報通信環境を鑑みても、防災無線や広報紙、ホームページ、回覧板といった従来の町の情報伝達手段にない即時性や手軽さといった点もあり、県内でも熊本県をはじめ幾つかの市町村で当該サービスが既に実施されておられます。

一方、このメールサービスは住民の登録制が前提となっており、既に導入されている市町村では登録者数が伸びないなど、課題もあるようです。

本町としましては、既に導入されている他市町村において抱えておられる課題等を分析し、総合情報メールサービスの導入に向けて引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） これ大津町と上天草市とかいろんなことを書いてあるんですけども、今回メールがしょっちゅう来るとせからしかわけですね。だけん、その部門だけ登録して、私、町の広報の県のメールが載ったですね、今度のあれに。あれ登録して、この間訓練というのが何回か来ましたが、そういったふうに、例えば県の消防学校に行ったら、菊池市の人の火事があったんですよ。ところが、山瀬議長の近所だったらいいですね。それがメールに来たけんってすぐに帰ったんです。そういったふうに登録しておけばいろんな情報ができるわけなんです。議会が今度意見交換をしますと、いつから議会がありますと、そういうのを流せば、町民にぱっと配信されるわけですね。メールだもんだけんいつまでも残るけん、単なる放送じゃなくて、これはぜひ取り組んでいただきたい。もう勉強するじゃなくて、即してもらいたい。前回は2年前のNTTドコモのメールはすぐしますというてから、あれから全然入ってこんですもんね。やってないということでしょう。だから、今回はぜひしていただきたいと思えますけど。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 一応県の防災情報メールにつきましては、登録された方しか届きませんので、多分登録されていないんですね。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今度、登録したから入ってきたんですよ。ところが、ドコモのは登録せんでもメールが流れるというシステムだったんですよ。

（総務課長吉川義則君「エリアメールですか」の声あり）

そうそうそう。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） エリアメールサービスは町の方から発信しますので、町が、例えば白川が水害で、どこどこ地区は避難勧告してください、そういうエリアメールを流しますけれども、まだ利用実績がないということです。まだそういう災害がそれ以降にありませんので、利用実績がないということです。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの総合情報メールの導入をすぐにでもというお話でございましたけれども、答弁の中でもありましたように、このサービスにつきましては、初期の設定費や月額の利用料金等もありますので、そこら辺も含めまして調査研究をさせていただきたいというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 私が言いたいのは、一番最初に冒頭で防災メールと違う地域包括システムのことを勉強しに行ったことを報告したですね。大津町は役場の前に地域包括支援センターと大きいのを建ててから、いろんな相談はここですますよということでやってるんですよ。菊陽町も2市2町はモデルだけあるけれども、どこに行ってもいいか分からないような状態。この総合情報メールも結局は町民に対して町がどれだけサービスするかというのが基本的にあるんですよ、地域包括も。私それを言ったんです。これが1年で分かんけど、5年、10年したときは相当開きが出てくると思うですよ。その辺の意識というか、そういう改革をしてもらわんと、10年後になったときは相当開きが出てくると思います。だから、常日ごろ真剣に町民サービスをやっていただきたい、このように思っているわけなんです。余り言ってももう仕方がありませんので、次へ進みます。

3番目の菊陽空港線延伸について質問いたします。

菊陽空港線が平成9年にできて17年たちます。菊陽空港線の延伸は誰もが長く待ち望んでいるところです。鹿本辛川線できるまでは県としても厳しいということで今まで待っていました。ようやく鹿本辛川線ができたので、今度は菊陽空港線の延伸がよいよ工事が始まるのかと思っていたが、先月5月8日、菊池市で2市2町の首長と土木部長、議長、副議長と国土交通省、九州地方整備局と意見交換がございました。その冒頭の挨拶で、自動車保有台数の伸びが鈍化しており、全国的には交通量は減少傾向となる中で、今後の新規の道路整備は一層の絞り込みが必要、新規の公共事業は抑制すべきだとございました。

第5期菊陽町総合計画第3章交通体系の充実の中の主要施策の第1番目に菊陽空港線の延伸とうたっています。また、後藤町長は2期目の町長選重点政策にも、暮らしを快適にする基盤整備と安全・安心のまちづくりの中で、1番に菊陽空港線の延伸を上げてあります。鹿本辛川線もできたし、いよいよ菊陽空港線の延伸だと思いますが、今後の計画どのようになっているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの件にお断りする前に、ひとつ梅田議員の方をお願いしたいことがあります。

しっかり言われました自主防災組織でありますけども、御自身のところもいろいろ役員等されとるという中で、まだできてないことは御存じかと思っておりますので、ぜひ、梅田議員だけじゃありませんけども、ほかの議員さん方も自分の地区が自主防災組織ができとるかどうかを確認していただいて、できていない場合は、町からは区長さんを通じて十分進めておりますので、ぜひ議員さん方も立ち上げていただきたい、よろしく願いいたします。

それでは、空港延伸についてお答えします。

菊陽空港線延伸は、県道新山原水線の付替といたしまして平成19年6月に県道新山原水線道路改良整備促進期成会を設立いたしまして、同年8月に県に対して整備促進の要望書を提出しております。その後、熊本県の菊池振興局より交通調査が行われまして、その結果、慢性的な渋滞が続いている各地の県道交差点等の改良や県道辛川鹿本線、福原バイパスなどの建設によりまして渋滞緩和を図ることが優先するとの当面の対応方針が示されたところであります。

その後、昨年12月に県道辛川鹿本線、福原バイパスが全線供用開始となる運びになりましたので、昨年末から改めて熊本県との協議を重ねてまいりまして、町は熊本県とJR九州との馬場踏切に関する事前協議などにも同行し、現状説明などをいたしております。今後、菊陽空港線の延伸については事業進捗が図られると考えておりますし、徐々に進みつつある現状にあります。

この県道新山原水線より以北の県道大津植木線までの延伸についてであります。もともと促進期成会で決議し、県知事に提出しました要望書の内容は、セミコンテクノパークと阿蘇くまもと空港を結ぶ周辺道路の渋滞緩和や経済、社会活動の発展のために重要な役割を担う幹線道路として整備を要望したものであります。そして、要望としましては、機会あるごとに毎年熊本県の方に熊本県の町村会の方からそれぞれの地域の要望等を受け付けたいしておりますので、それには毎年出しておるところであります。

また、現在はセミコンテクノパークの合志市側から県道大津植木線までの道路整備計画も進められておりますので、この合志市道との接合がかなえば、セミコンテクノパーク周辺の企業の立地等にもさらに弾みがつくものと考えております。

さらに申し上げますと、菊陽空港線を延伸することによりまして、合志とも連携し、将来は中九州地域高規格道路へアクセスする最重要路線として位置づけをしていきたい、そういうふ

うにも考えてるところであります。

以上のことから、町道菊陽空港線の延伸につきましては、引き続き熊本県の方へしっかり要望活動を続けていきたいと考えておりますので、議員の各位におかれましても、一緒によく行動するときにはお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 実は、菊池で会議のある前に私は県の方に問い合わせして、今年調査費がついてるのか、今年ついてないなら来年か再来年に調査費がつくのかと、鹿本辛川線が終わったから、お尋ねしたんですよ。ところが、菊陽第1区画整理が終わるとるけん、もう原水はあそこで終わりですって言われたんですよ。びっくりして、今まで何だったんちゃという感じだったんですよ。

それで、昨日東県議と会ったとき、県議が、菊陽町があそこは平面にいくのか、立体でいくのか、まだ町が考えが定まらんと、もうびっくりして、いわゆるグランドデザインを、町長は地元だけん、グランドデザインを書いて県に上げんことには、県は何も上げてないという言い方だったです。その辺今後どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 菊陽空港線が町でしたのは区画整理事業をはじめとして県道の旧の57号線、今熊本菊陽線とっていますが、そこまではできとるから、その真ん中あけてあるというのは、あそこから高架でいくというのがその当時からしてあるということで、そういう要望はしてはおります。

その中で、県の方では今年から、さっき答弁したでしょ、言うたように、原水新山線のいわゆる県道の付替として県の方にやってくれと言うておりますから、町が事業主体ではなくて、県が事業主体になってるということで要望して、その具体的な、詳しい内容については建設課長から答えさせますけども、そういうところでもう26年から動き始めとるということで答弁したところでもありますけども、よく聞いておっていただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 先ほど町長の方が答弁いたしましたけれども、もちろん菊陽空港線延伸につきましては立体交差で北の方の大津植木線まで接続するというところで期成会を設けまして、その中で要望してございまして、それについては町の方針は揺るぎないものというふうに考えております。

その中で、福原バイパスが昨年の12月に供用開始しましたものですから、その後において県道新山原水線の付替工事、それを今後検討していくという県の言葉でありますので、県と一緒に昨年未からJR協議あたりを進めていたわけでございます。

その中で、ちょっと詳しく申しますと、馬場踏切でありますけれども、その平面交差は実際可能かどうか、その検討をまずしたいということで、それについてJR九州と協議を重ねて

いるわけですが、1つがポイントとなってくるのが踏切からの現道の県道熊本菊陽線、そこまでの縦断勾配といいますけれども、道路の勾配が2.5%以内にしなさいというふうな道路構造令の基準がございます。それを守っていただけるなら平面交差も可能であるでしょうということでJR九州の方が申されまして、それに向かって今検討を重ねているところでありますけれども、実際その2.5%を守るとなると、現道の熊本菊陽線が現道の高さが約1メートルほど上がることになるんです。ですから、そのことの影響について、今年度熊本県の方でしっかり検討しながら進めていこうという話は聞いてるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） この菊陽空港線、確かに町道できて、あと県道に昇格して県がやっていくということですか。町の基本構想に掲げてあるわけです。さっき甲斐議員が一般質問した中で基本構想計画、県のうち、町村でつくったのを要望して県で基本構想をまとめていくとか、そういう答弁があったかと思えますけれども、その基本構想をどう実現していくかということで菊陽空港線の早く高架、今、平面とか何かおっしゃったけど、平面の場合は信号待ち、JRのあれまで大変と思うわけです。一番高架がいいわけです。そういったことで、次に原水駅と西の踏切も両方出しておりますけれども、通告しとかんと通告外と言われるけん書いとおつですよ。それで、まず原水駅周辺整備をまた一つ質問いたします。

町長は菊陽空港線の延伸と同時に原水駅周辺線も重点政策に掲げられております。自分の地元でもあり、何とかしたいという思いから重点政策に掲げられたのだと思いますし、また何とかしなければならぬ地域だと私は思います。原水駅の西の踏切は、菊陽空港線の延伸と原水駅周辺整備と一体となった取組でないと踏切の拡幅はできないと思います。まずは基本構想第3章交通体系の充実の中の基本方針に沿って菊陽空港線の延伸と一緒に原水駅周辺整備のデザインを基本計画、実施計画を策定していただきたい。菊陽町の総合計画基本構想のもとにグラウンドデザインを描き、基本設計を作成しなければ、国も県もJRも動かないと思います。まずは町長の地元である原水駅周辺整備のグラウンドデザイン、思いを町長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 原水駅は確かに地元でありますけれども、地元地元といってそれをやっつるわけじゃありません。これはもう町民の全体の福祉の向上という意味の中で捉えております。

原水駅周辺整備につきましては、平成25年度に駅のバリアフリー化と自転車置き場設置等による歩行空間の確保を目的といたしまして実施設計を行っております。今年度においては、26年度ですね、駅前公民館の移設に向けた補償調査を実施しているところであります。来年度から国庫補助の採択を受け、移転補償や工事を進め、28年度末に完成を予定して建てるような状況であります。

しかしながら、本年度に国の方が非常に、担当の方から報告があったわけでありまして、国の補助事業としての採択基準が変わったために、ただ原水駅だけでは採択基準に合わない状態があるということで、県にも相談しながら補助事業の採択に向けて検討するよう今協議してるところであります。いずれにしましても、JRをはじめとする関係機関と協議しながら、早期完成に向けて今努力をしてる状況であります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 空港線の延伸と原水駅周辺の整備と西の踏切の拡幅、これ一体であるとは思ってるんですよ。セミコンテクノパーク、本田技研は県の企業誘致で企業が倒産しない限り、今の車の多いというか、人口減少といっても車の台数が減るとは私は思っていません。できるだけ早く国の国交省のあれが変わったとか何か言われましたけれども、基本構想に載ってることを堂々とグランドデザインを描いて県に国に要望していただきたい。これが、ずっと今までは鹿本辛川線で黙っとったんですよ。あっちが終わったけん今度取り上げとって、町長も自分の町長選の公約に掲げとるんだけんが、できるだけ早くこれが実現するように頑張りたいと思います。

それでは、最後になりましたけれども、一般廃棄物活用について質問いたします。

次に、一般廃棄物の食用廃油の利活用についてお伺いいたします。

つい先日、北海道で今年最高の37.8度という猛暑を記録しました。地球温暖化対策は国も地方も、また世界的に正念場を迎えています。

オバマ米政権は二酸化炭素CO<sub>2</sub>排出量を2030年までに30%削減する規制案をまとめました。オバマ大統領が昨年6月に発表した地球温暖化対策の行動計画、削減計画を世界に向けて積極的にアピールし、各国が15年末に合意を目指す国連の温暖化対策、新枠組みの交渉を主導する狙いもあると熊日新聞に書かれていました。

低炭素循環型社会への鍵を握っているのが代替燃料、再生可能エネルギーの導入促進でございます。この食用廃油は現在高度な処理技術を用いてBDF、バイオディーゼル燃料としてスタンドでも販売を始めました。また、クリーンエネルギーとして注目されています。しかし、我が国では年間に発生する食用廃油において、事業所分はリサイクルされているものの、一般家庭からの排出分はほとんど捨てられているのが現状です。その有効利用のため、各地で取組が進んでいます。京都市や福島県いわき市、富山市などの自治体のほか、鳥取県や姫路市や石巻市では障害者施設の就労支援の観点からも食用廃油からのBDF製造を行っている。それはBDFプラントの初期投資が比較的少なく、製造工程に安全であること、環境に寄与でき、行政コストも低減に役立つとの大きなメリットがあるからでございます。

町長、菊陽町の姉妹都市屋久島町では、食用廃油の利活用は20年前から取り組んでいます。菊陽町も障害者就労支援からもぜひ取り組んでいただきたい。町長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（今村敬士君） まずもって日ごろからごみの分別と再生化の取組に御協力いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

私の方から、まず本町から菊池環境保全組合、こちらの方に搬入されておりますごみの搬入量について御紹介させていただきたいと思います。

まず、一般廃棄物のうち、可燃ごみにつきましては、これは粗大ごみの可燃物も含まれておりますけれども、過去5年間におけるその増加率は11.8%でありました。具体的な搬入量を申し上げますと、平成21年度は872万3,000トン、そして5年後の平成25年度では975万9,000トンでありました。

（17番梅田清明君「課長、一般廃棄物じゃなくて食用廃油についてだけお願いしたい」の声あり）

そういうことで、菊陽町におきましては人口の増加、それから商業施設等の進出によりましてごみの搬入量は確実に増えてまいります。今後も資源ごみの再生化に対する住民の皆様の御理解と御協力によりまして、可燃ごみの排出抑制に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

さて、御質問の廃食用油についてでありますけれども、家庭で使用された食用油は通常は固めたり、布や新聞紙等に吸わせて燃やすごみとして各収集場所に出していただいております。

本町においてはこれまでも廃食用油を町の方にお持ちいただきまして、婦人会の地区代表で構成されましたボランティアグループの皆さんによって廃油利用粉石けんなどに加工していただくなどしてリサイクルの促進を図ってまいりました。しかし、製品化された石けんの需要が余りなく、現在はグループの皆さんの石けんづくり活動も休止の状態であります。そのため町における廃食用油の回収も現在は行っておりません。

ところで、近隣の自治体、熊本市、大津町、合志市におきましても廃食用油は基本燃やすごみとして処理されている状況であります。お隣の合志市につきましては、廃食用油の拠点回収に取り組んでおられ、廃油の買い取りを、これは契約された業者等がこの回収作業を担っておられます。買い取った業者は廃油をディーゼル車用の燃料に生成して、自社などにおいて使用しているということでございます。

このような廃食用油の拠点回収の取組につきましては、既に本町の方でも実施する方向で作業を進めております。現在は拠点回収場所などの具体的な検討を行っているところでございます。今後も家庭系や事業系の一般廃棄物でリサイクルできるものにつきましては工夫をして積極的に再利用する考えに変わりはございませんが、ある程度の経済性は考えていかなければなりません。

確かに環境政策は経済性だけでははかれない部分もありますが、労力とコストを度外視することもできません。今後ごみ減量と環境保護のために住民の皆様の御理解と御協力を得まして再生可能な資源ごみの分別収集にも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 具体的には今後取り組んでいくという答弁だったかと思えますけれども、私、保育園に行ったところ、保育園は固めて燃えるごみに出しているということなんです。結局1週間に1回か月1回か2回、そういった形で処分してるということだったんですけども、そういった回収して、それを例えば、これは私だけの考えですけども、障害者の就労支援で回収して、できるならこれもいいなど。今、ガソリンとか軽油とか物すごく上がって、何とか、例えば農家のトラクターとか、ああいうのに安く入らないかなと思っているわけなんです。

例えば熊本市東区の自然と未来株式会社、ここなんかはそういう廃油をどこかに、例えば保育園でもいいし、役場でもいいし、何すればとりに来ると、そしてできたのをまた持ってきて、それを販売するというか、リッターの120円以内ぐらいでできとるじゃなかですかね。そういったことや、もう一つは東光石油株式会社本荘給油所がB5燃料ということで、これももう販売やってるんですよ。県も市町村が取り組むなら協力します、指導しますというか、熊本市ももう始めたんですよ。そういったことで、ぜひ取り組んでいただきたい。早急に具体的な案を示して、どこにどういうふうにするというのを何でも計画的に描かんことには先さん進まないと思いますので、その辺どうかよろしく、環境課長、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（今村敬士君） ただいまいろいろ実績、事例を言っていただきましたけども、菊陽町におきましては、今言いましたように、拠点回収につきましては、一応ある業者にこれを委託契約をして、そこに回収を担っていただくというふうに思っております。基本的にこれは買い取っていただけるわけですので、買い取ったら収益というのは町の方にも若干入ってまいります。そういうことで経費的にも非常に助かるというものもありまして、そしてまた長い目で見ても継続できるようなそういった取組というものをこれからは考えていきたいというふうに思っております。

今提案された案件につきましても一応参考にはさせていただきたいというように思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 業者に委託して買い取ってもらうと、買い取ってもらうというよりも、その生成したきれいな燃料、バイオディーゼルエンジンのオイルを町民に還元した方が私は効果があると思うんですよ。それをただ売って収益上げてても何にも、小学校や保育園やらほとんど事業所がそういうのはあるんですが、毎月毎月、毎年毎年そういうのがあるんですけど、それを有効利用、これだけガソリンが値上がりしたときに何とか農家のハウスやトラクターやらコンバインやらいろんな方に利用できるように考えていただきたい、こう思います。

最終的には町の基本構想総合計画あるように、結局は1番目に人を大切にということによって上げております。私も常にこの基本構想を肝に銘じて人を大切にということによっていろんな市民相談も

受けて真摯に動いておりますので、どうかその点も考慮に入れて環境生活課としても十分に發揮していただきたいと思ひまして、よろしくお願ひします。私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時18分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成26年6月10日（火）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成26年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成26年6月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君  | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君  | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君  | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君  | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君  | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君  | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |
| 16番 | 小林久美子君 | 17番 | 梅田清明君 |
| 18番 | 大塚昇君   |     |       |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 廣野豊徳君 |
| 書記     | 山野光子君 |
| 書記     | 増永純一君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |        |                                 |       |
|----------------|--------|---------------------------------|-------|
| 町長             | 後藤三雄君  | 副町長                             | 井手義隆君 |
| 教育委員会委員長       | 曾我惟雄君  | 教育長                             | 赤峰洋次君 |
| 教育次長           | 桐陽介君   | 総務部長                            | 吉野邦宏君 |
| 福祉生活部長         | 實取初雄君  | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡邊幸伸君 |
| 産業建設部長         | 松村孝雄君  | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒木一雄君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 大川由紀美君 | 総務課長                            | 吉川義則君 |
| 総合政策課長         | 服部誠也君  | 財政課長                            | 阪本浩徳君 |
| 税務課長           | 阪本章三君  | 人権教育・啓発課長                       | 高木定伸君 |
| 東部町民センター所長     | 平野葉子君  | 福祉課長                            | 西本一浩君 |
| 子育て支援課長        | 宮本義雄君  | 健康・保険課長                         | 佐藤清孝君 |
| 介護保険課長         | 市原憲吾君  | 環境生活課長                          | 今村敬士君 |

町民課長 酒井章彦君  
建設課長 小野秀幸君  
下水道課長 士野公典君  
図書館長 山崎謙三君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 堀行徳君

農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 大山陽祐君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中島秀樹君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、9日に引き続き一般質問を行います。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。議席番号6番の坂本でございます。

先日から消防操法大会の訓練が始まりました。しかし、6時半に詰所を出るときには雨が降ってなかったのが突然雨が降り、県大会出場を大津町にここ何年譲っていましたので、ぜひ勝ちどきを上げて県大会出場をということで庁舎内で集まっていたら、それもできず、本日するそうですが、22日の大会当日、雨が降らないように願っておる次第でございます。

それでは、質問事項に従って、まず町道認定及び町道整備について、2番目に安全で安心できる社会づくりについて、3番目に町営古閑原住宅建て替え計画について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） まず、質問項目1の町道認定及び町道整備についてでございますが、なぜこの質問をするかに当たっては、平成18年10月8日に八代の泉村で県道のくぼみが原因でオートバイの転倒単独事故が起きて、裁判で県に2割の支払い命令が出ました。ほかにも、平成23年5月4日に山都町の国道325号でくぼみが原因での、これは四輪自動車なんです、タイヤのパンク及びアルミホイールの損傷等の事故、またほかにも同様の事故が県内各地で発生しております。そういう状況を危惧してこの質問に至ったわけでございます。

まず、①の住宅開発に伴う新規町道認定に際して検査等は十分されているかについてですが、普通、町がつくる町道については、工事の工程に際して写真の提出等もされておると思います。検査等もその都度やっておると思いますが、新規の町道認定に対して検査等は十分できているか質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） おはようございます。

住宅開発に伴う新規町道認定に際して検査等は十分されているのかについてお答えいたします。

住宅開発に伴う新規道路については、都市計画法第32条第2項に基づき、道路の配置、道路の幅員、舗装厚、路盤厚等の道路構造について、道路管理者である町と開発申請者間で協議を行い、決定してるところであります。その後、許可権者であります県により許可された後に開発行為に入るもので、工事の施工方法等については、県の開発手引に基づいた基準により施工

することになります。開発工事が全て完了した後は、同法第32条で協議した内容について、県の検査基準に準じて町は検査を行い、その後、許可権者であります県の検査が行われるものがあります。

町の検査内容は、先ほど申しあげました協議した設計内容と相違がないか、また路盤等の締め固めの確認は、工事写真により1層当たりの埋め戻し厚さ等の確認を行っているところであり、その際に不具合があれば、手直しを求めております。さらに、引き渡しを受けた後1年以内に道路に支障があった場合や、それ以外の重大な過失により生じたものについては、10年間は開発申請者が責任を持って対処するよう、都市計画法第32条の協議経過書により取り交わしを行っているところでもあります。

以上であります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、現場の検査は何回行かれます。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 現場の検査は、開発の工事につきましては、開発の工事が完了したという開発申請者からの通知を受けて1回行きます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 現場に出向くのは完了後1回ということですね。

（建設課長小野秀幸君「はい、そうです」の声あり）

それとなら、写真の提出ですね、工程ごとの写真の提出はおおむね何回ぐらい、何枚ぐらい提出されますか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 工事の写真の枚数については業者間でさまざま差はありますが、工事が完了した後にそれぞれの管理者宛てに提出するものであります。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃ、町がつくる町道に関しては現場の検査は何回行かれます。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 町がつくる道路については、要所要所全て検査に参っておりまして、材料とかも現場の方で随時確認検査を行っているところでもあります。

（6番坂本秀則君「何回行かれます。おおむねでいいです」の声あり）

何回というのは工種とかによって変わってきますので、一概には言えるものではありません。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 年々、町道認定は増えてくると思うんですよね。前段で言いましたが、こ

ういう事故が起きたら町の責任になるんですね。道路責任者は町なんですよ、町道とかだと。十分に今後は、現場に行くのは1回じゃなくて、ここが認定されるような道であれば途中でも行く必要があると思うんですが、どう思われます。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えします。

道路築造とか、あとほかに開発工事については下水道とか上水道とか、いろいろ工種にまたがっております。その中で道路について申し上げますと、路盤工、それからアスファルトを打つ表層工、それから側溝、そういったものが道路の主な構造物になるわけです。その施工については、途中、現場で確認するというふうな作業は、そこまでは感じられませんので、最終的に町が出向いて検査を行うということで十分だろうというふうに考えております。

しかしながら、下水道工事については、道路の下に下水道管を埋設する関係上、工事が終わってから検査をして、もしも手直しが出た場合は開発業者も施工業者も困るわけですので、その辺は、管を埋設したときに下水道課の方で現地に出向いて検査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 1回で十分ということならば、その1回の検査を、アスファルトの厚さとかアスファルトの質ですかね、素材、また下の山砂からバラスとかありますよね、そういう検査を十分やってほしいと思います。事故がないように、管理者は町ですので、よろしく願いいたします。

次に、2の上下水道工事に伴う段差やアスファルトの劣化及び陥没箇所の整備は今後どのように進めるのかについてですが、緊急応急的な工事以外の本格的な工事について質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

道路に上下水道やガス管等の占用物を埋設する場合は、事前に占用位置、舗装復旧内容等の打ち合わせを行っております。幅員が狭い道路で道路の縦断方向への開削を伴う占用工事の場合は、原則、全面復旧の許可条件を付して工事をさせており、完了後は現地の確認を行っております。その後、工事に起因してできた舗装面の段差や陥没については、施工者側で手直しを行っていただいている状況であります。状況把握については、道路パトロール車での巡回または住民からの通報により把握に努めているものであります。また、舗装の全体的な劣化による改修については、町独自による調査、地区からの陳情また要望を受けることで把握し、対応しております。現在のところ、町内全体で約12か所の舗装の改修を予定しておりますけれども、優先順位をつけながら計画的に改修を進めてまいります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 民生費が年々増加する中ですが、優先順位つけて、それに従い着実に、計画どおりに進めていってほしいと要望いたします。

次に、質問項目の2、安全で安心できる社会づくりについてですが、①の自主防災組織の推進（促進）と拡充を図れないかですが、昨日、梅田議員から、通告になかったと思いますが、自主防災組織のことでかなり聞かれて、町長は入道水が入ってないけん努力しろということですが、私もそこ感じていますが、これにはいろんな要因があると思います。入道水は消防団員がかなり充実してまして、コミュニティもしっかりしてますので、つくる必要がないと判断されて今までの区長がつくらなかったのかなという思いはありますが、先日も順位を言われましたが、せっかく原稿書いたので読み上げます。

昨日、梅田議員が熊日の新聞は紹介されましたが、まず平成25年10月1日での組織率は41.5%でした。本年4月1日現在では3.3%上がって44.8%になっております。県内でもまだまだ低い組織率です。住んでる入道水区がまだ設立されていないのは本当恐縮しとる次第でございますが、自主防災組織の内容や事業、どういう行動を起こすかというのを分かっていない方、分かっていない区長さんたちがまだおられるのかなとも感じます。私自身も、自主防災組織は消防団もあるから、これも自主防災組織かなと思っていた次第でございました。そういう自主防災組織の内容とか行動、事業の周知も図っていかなければならないのかなと思います。その辺も踏まえて①の質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、昨日も梅田議員からこの質問があったところでありますけども、この内容の詳しいところについては総務課長から答弁させますけども、現状と、入道水地区だけじゃありませんので、その辺も含めて答弁したいと思います。

菊陽町における自主防災組織率は、今議員が言われたように、4月1日現在で44.8%、組織数で27地区できております。県内市町村の組織率の平均が70.8%でありますので、大きな差がありまして、町としましては、災害時等における自主防災組織の必要性から、組織率の向上を重要な課題として認識しているところであります。

町から各地区への働きかけとしましては、嘱託員会議の場、区長さんたちの会合の場がありますので、そこで自主防災組織の必要性、設立の方法、町等からの補助制度などについて説明を行い、自分たちの地域は自分たちで守ることを目的に自主防災組織の設立をお願いしてるところであります。特に、今年の5月の嘱託員会議を開きましたけども、そのときは県の危機管理防災課の担当職員及び自主防災組織支援員というのが県におられますので、このお二人をお招きして、自主防災組織の必要性と役割、平常時と災害時の自主防災活動について直接説明していただいたところであります。今後も、未設置の地区へは県の危機管理防災課から自主防災組織支援隊を派遣していただいて、設立のための規約の作成や班編成に係る助言、指導、2番に必要性、役割等に関する講演などを依頼することもできますので、菊陽町の組織率向上に取り

組んでまいります。

自主防災組織は、大規模災害を想定すると、自治会単位で設置した方が最も機能を発揮しやすいと考えておりますけれども、例えば光の森地区でありますけれども、ここはまだ自治会の組織ができたばかりというふうなところの長くないという事情もありまして、今年度中に光の森町民センターも完成しますので、そこを拠点として、まずは合同で広域的な組織をつくることも一つの方策と考えております。広域的な組織から始めて、各地区の組織が安定してきたら、それぞれでまた組織を立ち上げるといった段階を踏むことも提案していきたいと考えてるところであります。

また、自主防災組織は、地域のオピニオンリーダーとなるべき人が積極的に関与していくことが非常に重要であると考えておりますので、それぞれの地域見ますと、議員さんの関係される、ほかの地域もまだできてないところがありますので、ぜひ議員各位におかれましては我が地区のがどうなってるかを確認していただいて、できていない地域におかれましては、オピニオンリーダー的な資格を持っておられる議員さん方でありますので、ぜひ地元の方にそういった話をさせていただいて組織を立ち上げていただくようお願いしたいと思います。

中見てますと、坂本議員が言われるように消防団の組織がしっかりしていて、OBの方々もいろいろ手伝いされるところがあつて必要ないと思われるかもしれませんが、そういうところは、それをそのままOBの方々を中心にされるとすぐでき上がる内容であつて、できると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 町長と同じような内容になるかと思ひますけれども、本町の自主防災組織につきましては、平成16年に要綱をつくりまして自主防災組織の発足を促しております。特に、これにつきましては、未曾有の大災害をもたらしました東日本大震災、それと平成24年7月の熊本広域大水害ということで、災害には自助、共助、公助という、それぞれが機能することによって被害の軽減、拡大防止につながるということで、特にここで言う共助の中心的な役割を果たすのが自主防災組織ということで、これの必要性が特にうたわれております。国も県も積極的に進めておりますので、町も今後設立に向けて一生懸命頑張りたいと思っております。

また、活動の内容としましては、地域の方に対する防災知識の普及活動、それと地域内の防災点検、各種の訓練、特に地域においては消防署の積極的な支援によって、防災知識を含めたそういうものの訓練をやっております。あわせて、先ほど申しました地域内、常備消防が特に充実しておりますけれども、それとあわせて消防団もおりますけれども、地域のことは地域でやる、コミュニティづくりも踏まえたところで自主防災組織というものを発足させていただいておりますので、今後ともそのようなことで皆様方をお願いしたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それでは、これ県からの資料なんですが、新規設立に当たっては補助が5万円ですかね、これ現在もあるのかないのか。また、活動活性化補助で2万円、新規設立後2年目、3年目が対象となっております。と、もう一点、モデル地区でもいいんですが、どういう組織図になってるのか、人の配置ですね、そういうのを簡単にでいいですが、説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 設立につきましては、県と町合わせて10万円、設立助成金を行っております。それと、毎年4万円の活動助成金を交付しております。

（6番坂本秀則君「何年ですか」の声あり）

いや、何年とは限っておりません。毎年、ということではしてます。

（6番坂本秀則君「で、大体モデルケースでいいんですが、人事の配置」の声あり）

これはいろいろ、組織がすばらしいところから、普通と言ったら語弊があるんですけども  
……

（6番坂本秀則君「普通のところでいいです」の声あり）

通常だったら、各区の役員さんを中心にやられてるとこ、それとOBの方を中心にやられてるとこ、そういうことがあります。坂本議員さんがおられます隣の柳水区というのは、すばらしい組織運営をされてます。区民全員を自主防災組織員とされておりまして、お一人お一人の役割が決まっております。そこまでは必要ないかと思えますけれども、そういう組織もありますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長が申されましたが、まだ設立されてないところ見ますと、消防団で操法で郡大会出場したところとか、また光の森なんか新しい行政区ができたところなんで、組織率が低いと懸念はせんでもいいと思うんですよ。でも、我々入道水でも早急に設立するように働きかけはしていきますので、補助金も設立時10万円、で、これ永遠に続くんですか、4万円というのはですね。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 現段階では、予算の範囲内でさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃ、入道も早急に設立できるよう働きかけをいたします。

では、②に移ります。本町消防団員は、団員数が年々減少傾向にあります。その要因としてはさまざまあると思われていますが、本町においては各班での規約等で団員数を決めて、その行政区での団員募集を行っている点も要因の一つかなと。各班で規約で決めてる人数、団員数が減れば、今度は規約変更でまた団員数を減らしていくような、これ入道水もしかり、5分団で、

ほかの分団はどうか分かりませんが。

で、お隣の天津町になりますと、分団で団員数を決めてらっしゃるそうです。分団で団員数の確保して、ところてん方式ですかね、仮に3分団が80名とすると、80名は絶対確保して、勝手にやめられないと。入団者が入ってきたら、3名入ってきたら3名退団していいような状況らしいそうですが、県の消防団の係の方にお聞きしますと、特に熊本市では大学生に積極的な募集をかけて、昨今、飛躍的に団員数が増加したそうですが、本町においても大学生が消防団に加入できるよう、周知ですね。消防団員の中でも、大学生が加入できると知ってる団員は余りいないと思うんですよ。今まで、大学生は消防団に入れませんよということを聞いて、私もそうなんです。菊陽には、皆さん知らないかもしれませんが、崇城大学のキャンパスもありますもんね、菊陽町内にですね。ほかからも大学生が来ておりますので、そういった周知をして、大学生が消防団に加入できるように積極的な働きかけができないか質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 菊陽町の消防団員の定員は460名でございます。4月1日現在で405名となっております。昨年12月に成立しました消防団等の充実強化法、これは昨日梅田議員の御質問にもありましたけれども、この法律の第12条においても、大学等の協力ということで消防団の加入促進を規定しております。これは、大学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な就学上の配慮、その他自主的な取組を促すものでありまして、町としても大学生を含めた団員確保に努めたいと考えております。

また、大学生にとっては、消防団活動を通じて地域や社会人とのつながりができ、学校で学べない貴重な経験をすることにより将来の進路決定にも役立つものと考えられますので、大学関係者にも消防団活動の有効性を周知してまいりたいと思っております。大学等幾つかありますので、町内在住の大学生おりますので、大学等にも消防団募集のポスター等を掲示したいというふうに考えております。

それと、本町の消防団員は18歳以上の頑健な人は誰でも入れるというふうになっておりますので、以前から大学生も含めたところで入団できるようになっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 消防団員が減少傾向の中、増加するように積極的な働きかけ、またできればそういう情報提供ですかね、もよろしく願いいたします。

次に、③の設置費、維持費無料の一般社団法人全国安全環境ネットワーク協会が管理するセーフティーカメラ（防犯カメラ）を通学路等に面した公共地内の自動販売機に設置できないかについて質問いたしますが、まずこの協会の概要ですが、平成25年4月10日に設立されました。代表者は行政書士の友田秀一さんで、顧問には代議士の木原稔さんもおられます。設立の

目的は、1、犯罪防止、治安の維持活動、2、青少年の健全育成、3、事故、災害の防止活動、4、通学路などにおける声かけ事案の抑止活動、5、徘徊老人などの早期発見活動、6、犯罪被害者の方々への支援。事業内容ですが、自動販売機に防犯カメラと録画機を設置し、地域の見守り活動を行うと。2、ドライブレコーダーを使用し、地域の見守り活動を行う。3、防犯カメラ設置協会委員を募り、防犯カメラと録画機を設置し、地域の見守り活動を行う。4、犯罪などの事案発生後に警察からの依頼により協力をを行う。5、防犯カメラの維持管理。6、録画機の維持管理とデータへの保存と機密管理ですね。この団体は非営利の社団法人です。

ですが、学務課長に説明した際に、オーナーさん、地権者さんには負担をかけないと申しましたが、私の認識不足で、既存の自動販売機では、吉本議員の西小の前のブドウ畑に自販機でこのカメラ設置されてますが、その中の収入の20%のうち10%が協会に協力してもらうということで、新規に自販機を設置する場合は電気代とかは無料なんですけど、その自販機の敷地だけを提供してもらうということなんですよね。だけど、少しはオーナー、地権者さんには負担がかかるということです、大変申し訳なかったんですが。

しかし、県下においてこのシステムをつけた自販機は、今、現在105台設置されてるそうです。今年度も50台設置予定だそうですが、そこで③の質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えいたします。

平成26年3月31日現在で、町内の町関連施設に設置している飲料水の自動販売機の設置台数は29台でございます。内訳としまして、役場本館、別館に3台、図書館に3台、中央公民館をはじめとする各町民センターに11台、町民体育館、総合運動場に4台、菊陽杉並木公園等の町内の都市公園に8台を設置しております。この中で、その多くは屋内か敷地内に設置されており、通学路等に面した自動販売機は限られておりますので、一般社団法人安全環境ネットワーク協会が管理するセーフティーカメラを設置することにより、地域の見守り活動に役立ち、安全で安心なまちづくりに寄与するということですから、これにつきましては各学校、PTA、青少協と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） じゃ、前向きに設置の方向に動くということですね。

じゃ、続きまして、④のセーフティーカメラの設置を各団体（商工会等）、今課長がおっしゃった青少協等も含まれますが、周知できないかという質問ですが、答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、地域の見守りと安全で安心なまちづくりに寄与するところでありますので、各団体、商工会等に周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） よろしくお願ひいたします。

次に移ります。⑤の県が打ち出した九州を支える広域防災拠点構想で、本町が、昨日も少し触れられましたが、隣接する県民総合運動公園、阿蘇熊本空港、高遊原分屯地が防災拠点として位置づけられております。本町として、物資協定や輸送協定など積極的な協力体制を構築できないかについてですが、まだ予定だそうです、構想のパンフレットによりますと、菊陽地内の空港ターミナルビル東側に、約2ヘクタールの予定地に駐機場を設置予定だそうです。そこで、⑤の質問をいたします。答弁をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

菊陽町域が含まれている阿蘇熊本空港の防災拠点化については、熊本県が掲げる九州を支える広域防災拠点構想の中に位置づけられております。これから具体的な計画が進められると思いますので、今後、熊本県からの協力要請等がありましたら、きちんと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 県の防災危機課に出向いてお聞きしたんですが、要請があった場合じゃなくて積極的な協力、あれをこちらからできるようにしてほしいんですが、その中で、もしも今拠点のところが使えなかった場合、ヘリポートを含んだ臨時の輸送基地、菊陽でいうならスポーツ広場とか杉並木公園ですかね、そういうところの協定ですね。と、昨日も触れられましたが、非常用の食料1万2,000食分ですかね。これ九州を全部カバーしようという構想なので、島とか、本当、東日本大震災みたいな大規模な災害の場合、全然物資足りないと思うんですよ。で、要請があつてからじゃなくて、こちらからアピールして、こういう協定結びませんかぐらいのことはできないんですかね。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 今まで、熊本県とは防災に関する協定を結んでおります。で、これの件に関しましてはまだ何の説明もあつておりません。だから、具体的なことがどうなるかというのは、まだ協議もいたしておりませんので、要請がありましたらお応えしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 分かりました。

じゃ、次に移ります。⑥に移ります。交通弱者（80歳以上で構成される世帯のみ）に、町内タクシー業者のみで利用できる割引等のカード等を希望者のみに発行できないかについてですが、現在、町内循環バスの運行に際してはかなり充実したものと思っておりますが、その中において交通弱者の方には、ルートに入っていない町外の病院やスーパーまた美容室等を利用される方も

多いのが実態です。

西原村では、平成22年3月31日施行の西原村福祉タクシー料金助成事業実施要綱をつくられております。この内容は、対象者が身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている者、次に熊本県療育手帳交付要綱の規定により療育手帳の交付を受けてる者、3番目に西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定により医療費の助成を受けてる者、4番目に精神保護及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてる者、5番目に75歳以上の高齢者（自家用車による移動ができる者は対象外とする）、6番目に町長が特に必要と認める者で、利用できるタクシーが、対象者が利用することができるタクシー業者は町の区域内のタクシー業者に限ると。助成額が、タクシー乗車料金の助成額は、タクシーに乗車した1回につきタクシー料金が1,000円未満の場合は500円、1,000円以上の場合は1,000円とするとなっております。こういうことを踏まえて⑥の質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

坂本議員の交通弱者に町内タクシー業者のみで使用できる割引等のカードを希望者のみに発行できないかの質問にお答えします。

現在の自動車中心の社会において、運転免許や自家用車を持たない高齢者や障害者、低所得者などの移動を制約される交通弱者は、公共交通機関しか利用できないので、社会的に弱い立場に立っていると言えます。交通弱者対策につきましては、交通弱者の目的の視点から、これまでの一般質問にもありました買い物難民についてだけでなく、病院への通院や社会参加、健康づくりなどにも目を向け、介護保険制度やほかの福祉施策との関係も整理した上で考えていく必要があります。

本町における交通弱者対策であります。まず高齢者への福祉サービスとして、家庭内での送迎や一般交通機関の利用が困難で、病院受診等の際に付き添い援助が必要な高齢者の医療機関への送迎を行う外出支援サービスを町社会福祉協議会に委託して実施しており、現在8名程度の方が利用されています。また、障害者に対する外出支援として、移動支援事業を3か所の登録事業者が実施しており、6名の方が利用登録されています。そのほか、熊本都市圏の4市9町村で運営する福祉有償運送事業により、一定要件に該当する要介護者や障害者はドア・ツー・ドアの運送サービスを受けることができ、これらの制度の周知を図ることも重要だと考えます。

このように、国や県の制度を活用した一定の交通弱者対策を進めてはおりますが、御質問にありました菊陽町の80歳以上の高齢者のみ世帯数は今年4月末時点で568世帯あり、692名おられますが、その中には、制度に該当せず、移動を制約された交通弱者もおられるものと推察します。

ところで、県内の状況を見てもみますと、大きく分けて3つのパターンがあり、本町のように

コミュニティバスのみ実施している地域、乗り合いタクシーのみ実施している地域、エリア別に両方実施している地域と分かれており、さらに交通手段に乏しい高齢者や障害者に安心して利用できる交通手段を確保するため、タクシー利用料金の半額を助成してる町もあります。これらは、各市町村の公共交通、道路関連施設または集落の集中や分散などの状況により、当該市町村における効果的な制度をとっているものと考えます。

なお、交通弱者への支援の対象者を考えたときに、運転免許を取得できない人、取得していても高齢で注意力や判断力が低下している人、自家用車を取得または所有できない人、自家用車の所有を認められていない人などがあります。そのようなこともあり、例えば高齢者は何歳からとするのか、障害者はどこまでを対象とするのか、所得制限をどのように設定するのかといった検討課題があります。

また、県外においては、国や県の制度以外で高齢者の生活利便性の向上や社会参加の促進を目的としたタクシー利用の助成事業として、一定年齢以上の高齢者に対しタクシー利用券を交付してる市町村もありますが、財源については当該市町村単独の予算で賅われているようです。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 内容は分かりましたが、前向きに検討するのかもしれないのか、町長よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 肝心なところを答えてないということですので、答弁いたします。

移動を制約される交通弱者の方におかれましては、ただいま介護保険課長が申しあげました現行制度のさらなる周知を図ってまいりますので、まず該当される方にあつては今ある制度を大いに利用していただきたいと思います。

また、町内巡回バスにつきましては、町民の皆様が愛される巡回バスを目指しておりますので、より多くの町民の皆様が通院や買い物、趣味などに利用していただくように、利用率の少ないところについては見直し作業等を進めております。

いずれにしましても、高齢者などの交通弱者対策につきましては、高齢者福祉サービス等の充実に向けて、いろいろはざまに入ってどうしても利用できない人がおられるようでありますので、御提案のあった、これはタクシーの利用の制度も含めて、積極的に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 町長の積極的に検討しますということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、質問項目の3、町営古閑原住宅建て替え計画についてです。14分ありますので、詳しい説明をお願いいたします。

①の建て替え計画は順調に進んでいるのか、問題点はないのかについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

古閑原団地につきましては、平成21年度に建て替えの計画をしております、住民アンケート等を行い、光団地と同等の木造低層住宅で計画してるところであります。また、問題点についてであります、光団地建設が本年度で完成するため、平成27年度から古閑原団地の建設工事に着手するに当たり、本年度に実施設計等を実施する計画でありましたけれども、平成25年度において、上井手沿いのブロック積みが開発基準に合わないことが判明いたしました。同箇所での建て替えでは既存ブロック積みを改修する必要があり、事業費の増大が問題となっております。また、用地面でも、建て替えに伴い、開発行為で出入り口が開発条件として幅員6.0メートルとなると思われるため、現在の幅員は3.0メートル程度であるため、不足する部分の用地取得が必要となるものであります。

しかし、対象となる土地の地権者は昭和30年に死亡されており、その後の相続登記が行われていないために、土地取得に時間がかかると思われます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） それで、どうなるわけですか。今の、②も含めて今後計画の見直しはあるのかないのか。ゆっくりいいですよ、12分あります。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） それでは、②の今後計画の見直しはあるのかについてお答えいたします。

ブロック積み工事を含めた経済比較により、現在の位置より新しい土地を求めて建設した方が経済的に有利であること、入居者の仮住まいを用意する必要がないこと、施工性がすぐれていることを考え、現在、計画を見直しております。そのために、本年度に古閑原団地の建設候補地を確定させ、開発条件の確認や土地買収の内諾等を行いまして、別の土地での施工が可能となれば、来年度より実施に向けた用地買収や設計等を実施する予定であります。入居者に対しましては、平成26年度において候補地が見つかり、別の土地でも施工ができることが確定しましたら、意見聴取のためのアンケートや説明会等も、事業の進捗に合わせ、適切な時期に実施していきたいと考えてるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 別な土地に移した方が安価で済むということで、そっちの方に切り替えたということですかね。現在の土地では建て替えは検討していないということでもいいんですか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 現在の土地よりも別の候補地を今探しておりますけれども、その候補

地との経済比較を、仮には行っておりますけれども、ほとんど事業費的には変わらないという検討結果が出ておりますので、それからすると、今の現在地の場所で石積み等も改修しながら、また用地の買収も時間がかかりますから、その辺を考えると、別の候補地を選定して進めていった方がベターかなというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） だから、ベターだから、じゃ、もう現在地での建て替えは考えないということでもいいんですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、現在地の方を十分いろいろ検討してきたところでありますけれども、今申し上げましたようにかなり課題があるということで、ただそこに住んでおられる方は地元ということで非常に愛着心を持っておられますので、周辺の中で候補地の方を今探して、そちらの方でというか、新しいところでということで今考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 新しい場所は、岩下議員がまた質問項目に入ってますので、土地に関してはいいんですが、入居者は今現在、何世帯何名住まわれておられるかお願いします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 入居者の戸数でありますけれども、現在のところ12戸でございます。入居者数は、記憶では37名ぐらいだったと思いますけれども。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） 入居者のアンケートとられるということで、入居者の思いとか希望とか十分反映させてもらって建て替えに当たって、また古閑原区の皆様の思いとかも十分、教育長もおられますが、反映してもらうようにして、建て替えがスムーズにいけますようによろしく願いいたします。

本日は早朝より傍聴、誠にありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 皆さんおはようございます。

梅雨に入りましたが、本格的な梅雨入りというのはまだもうちょっと先になるかと思えます

が、スポーツのシーズンになりました。先般、高校総体がありまして、その次に菊池郡の郡体がありました。高校総体のときもそうですし、郡体のときも感じましたが、スポーツというのは非常に元気が出る、そしていろんな意味での人間関係づくりもできるし、波及効果も大きいと思います。現に、高校総体のときも、近隣の市町にはそれぞれの、メインは運動公園でしたけど、それぞれ受入れの施設があって、そこで分散をして大会が開かれました。郡体も同じです。菊池2市2町、スポーツ大会がありましたが、その中で菊陽町が受け入れられる種目は何もありません。その中でも、菊陽町は軟式野球、サッカー、女子のソフトボール、バドミントンと、郡の代表として県体に参加します。

今、菊陽町は、形としては人口も増大し、税収も増え、非常に有力な立派な町だと。確かに、役場にとっては立派な町ですよ、税収がたくさんあるからやりやすい。しかしながら、町民が本当に立派な町だ、住みよい町だ、いい町だと感じているかどうかといたら、なかなかそこまで、町民をある程度満足させるだけのものはないんじゃないかと私個人としては思っています。それはなぜか。今、菊陽町の昭和30年の合併から来年60周年になろうとしとると思いますが、当時の人口1万2,000から確かに4万人にはなりました。社会基盤整備も非常に充実しております。しかしながら、その半面、これが菊陽町だとみんなが自慢できるもの、昔から菊陽町は、人口は多いけどコアのない町、顔のない町とずっと言われてきました。現実的に、今菊陽町の成り立ちを見ても、誕生のときの旧菊池郡原水村、津田村、上益城郡白水村、三村合併でコアができておりますが、そのコアの部分が非常に影が薄い。どちらかという、新興の西、光の森を中心とするあのあたりの重点が移ってしまつような気がします。

計画として、役場周辺は、役場を中心に文教地域としての役割というのを充実させるという計画があったかと思えます。しかしながら、なかなか菊陽町の中心、通常は役場庁舎のある庁舎周辺が町の中心であるべき、それがいろんなことでやりやすいという思いがしますが、現実にはなかなかそういうわけにはいかないような状況であると思えます。ですから、今回の質問は、今までいろんな意味で、前町長からの伝統で、今後藤町政になっておりますが、町の基本計画にのっとって着々と進められてはおりますが、その中で今後の菊陽町の方向性と。後藤町長も3選を目指して頑張るといふ所信表明をされておりますので、それに基づいた一般質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 通告に従ってやります。

まず1番目、大規模建設事業の計画と財政状況についてということで、おおむね今後10年間の間に予定している費用を要する建設事業をどう考えているか、一応列挙していただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えする前に、郡体がありましたけども、菊陽町には会場はないと言われましたけども、グラウンドゴルフにつきましては菊陽杉並木公園で毎年やっており

ますけども、杉並木公園のスポーツ広場もありますけども、大きな大会のときはふれあい広場の方を場所提供しておりますけども、前は県の火の国杯のグラウンドゴルフ大会もあったということで、県外からも約2,000人近くの方が来られて、非常に使いやすい、魅力的なところだということで、外部からは大変高い評価も受けておるところであります。そういった中で、コアもないと言われますけども、私はコアはいろんな面でできて、見方にもよるかと思えますけども、そういうところもあるかと思えます。

それでは、御質問にお答えしていきたいと思えます。

おおむね10年以内の着手を検討あるいは予定している大型、いわゆる1億円以上の建設事業をどう考えているかということでありますので、お答えしたいと思います。

本町では、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を将来像とする平成32年度を目標年次とした第5期の総合計画の基本構想及び前期基本計画に基づきまして、具体的な施策を計画的に進めております。平成27年度以降は後期基本計画を策定し、事業を進めていく考えであります。その中で、現在取り組んでいますものが継続事業の、御承知のとおり、菊陽中学校の耐震化事業ですね、それから（仮称）光の森複合施設建設事業、現在は菊陽町光の森町民センターということで名称も正式に決めたところではありますが、さらには鼻ぐり井手公園の拡張整備事業などをはじめ、町道整備事業、それから菊陽第二土地区画整理事業、そして今年度で終わりますけども、小学校の空調設備の設置事業、武蔵ヶ丘中学校の施設整備事業があります。

次に、平成27年度以降の多額の経費を要する施設整備事業としまして、生徒数の増加や施設の老朽化に対応するための武蔵ヶ丘中学校の施設整備事業や、給食室のあり方を考慮しながら各施設の老朽化対策、さらには非構造部材の耐震化などの小・中学校の施設整備、事業費はこれ1億円は超えませんが、昨日も質問でありました菊陽北小学校の学童保育施設の整備、次はまた1億円を超えるようなものでありますけども、土地改良事業、町道の整備、原水駅の整備、古閑原団地の整備、図書館ホールの整備、その他老朽化した町有施設の改修、光の森北側用地の整備、そして運動関係の施設でありますけども、総合体育館及び総合グラウンドの整備などがあります。これらの事業は、進めている事業、進めていくが計画段階の事業、検討段階の事業、構想段階の事業に分けられますけども、特に大型の事業を進めるに当たっては、財政規律を堅持していくためにも、国、県の支出金の確保や有利な地方債の活用はもとより、当該施設建設のための厳しい中でも基金等を計画的に積み立て、よって財源の確保も必要だということで、この件については後でまた触れますけども、そういうものがあります。

次に、菊陽空港線の延伸、新駅の設置、警察力強化のための交番新設等も目指すこととしておりますので、これらの事業につきましては、継続しまして関係機関に要望しながら協議を進めていく考えであります。

次に、菊池環境保全組合が計画しております新環境工場建設事業や、菊池広域連合が今年度から平成28年度に当たって計画しております消防救急無線デジタル化整備事業も関係市町と協力して進めてまいります。

次に、事業実施の優先順位を考えますと、平成26年度には小・中学校の耐震化対策が完了いたしますので、今後は継続事業をはじめ児童・生徒増加への対応した施設の整備、老朽施設の改築等、その他特に必要とする事業を当面の課題として取り組み、当該事業に必要な財源の確保や進捗状況を見ながら順次進めてまいります。

なお、事業の実施時期につきましては、税収等の動向もありますし、また国県補助金等の制度改正や経済対策なども関係しますので、一時期に事業が集中しないよう、また公債費が含まれないよう計画的な事業の推進を図ることとし、各年度の予算編成の中で慎重に調整しながら計上していきたいと考えております。

地方自治体は、住民福祉の向上のため、さまざまな事業を展開していかなければなりません。現在、町では、予算に限りはありますが、できるだけ住民ニーズに応えられるよう各種の事業を進めております。そのような中であっても、財政規律の方はきちっと守っていかなんといかんかなというふうに考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今、町長が言われたように、やらなければならないことは山ほどあるというのは非常に分かります。これ私の10年前の一般質問です。前町長時代に合併の動きがありました。菊陽町が隣接町村と合併をするという中で、どうしても菊陽町で、あの前町長が、28年間でやり残した仕事は何があるのかという質問に対して10項目ほど上げられました。その中で一番重点的に言われたのは、今町長が言われたように、先ほど私も申しましたが、菊陽町の総合体育館、総合グラウンド、保健センターを兼ねたものが望ましいというのが一つですね。それと、いろいろありますが、今町長も言われましたが、10年前に菊陽町にとってどうしても必要なものがあるんだよと、これだけ一番大型投資を必要とするものはやっぱりスポーツ関係の施設だよということと言明されとるわけですね。

それからもう10年たちました。その中で、その過程で、あの大地震がありましたから、学校の耐震関係、その他もろもろ、確かに金の要ることばかりだったと思います。しかしながら、町民が、目先のいろんなことはその時代時代で何かあると思います。でも、どうしても菊陽町として必要なものは何かと、菊陽町がなくなるとした場合、菊陽町でつくっておかなければならないのは何かと言われたときに、強調して言われたのはそれなんですよ。ですから、ここらあたりの、一番金のかかる事業かもしれませんが、10年たっても同じようなことですかいいね。何ら進捗してない。何回も質問をしました。確かに、町の財政状況はあると思いますよ。だけど、目先のそれをやらないかんけども、計画だけは、旗だけは振って、町民に夢と希望を与えるというところが必要じゃないかと、考え方としてですよ。

確かに、私たちは言うだけだから無責任かもしれませんが、しかし、大多数の町民は、これだけ高齢化になって健康維持をしていかんやいかん、今度武蔵ヶ丘の複合施設の中には保健センター的な役割も多少あると思いますけども、一つのスポーツの中心地ぐらいはですね、この4万の都市に何もないというのはやっぱりおかしいという気がします。ですから、難しいことは

分かりますが、優先度合いとして、確かにいろんな町民の要望多いでしょう。突発的にいろんなことをやらにゃいかんことができると思いますよ。だけど、旗振りだけはやっていただきたいと。どうですか、町長。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 言われるとおり、郡体、県体等がありますが、いつも応援に行きますけども、各近隣の市町を見ますとすばらしいスポーツ施設ができて、我が町にできていないというのが、特に体育館については人口2万人当時の町民体育館しかないということでありまして、そういうことで、ぜひ町民体育館の方の建設の方には早く着手していきたいということと考えておりますけども、25年度の事業で基本構想的なところは生涯学習課の方で立てさせておりますけども、それを実現に向けてどう持っていくかというのが一番の課題であるかと思いません。

どうしても義務教育というのが、子どもたちの教室が足りない、また老朽化してどうしても建て替えんといかんとなると、その波が今ちょうど菊陽町に来ておまして、子どもたちが急増する地域に対する国の支援というのが、昔の日本全体の人口が増えとったときには急増補正というか、2分の1の補助が3分の2まで上がって、それで借りた借金、地方債は全て交付税で算入できる、そういうふうな制度であったんですけど、今は日本全体が人口減少化社会に入ったために、その辺の支援が全くないというか、特に耐震関係あたりは本当に、よく例に出しますけど、生たまごをぱんと割ったら黄身の部分の3分の1しか出ない、あとは全部町の負担だということで、起債についても昔のような有利な起債がない、そういう状況の中でありまして、やらなければならぬものはやりながら、ただ言われますように町民体育館については、いろんなところに行きますと非常に運動施設が足りない、欲しいということがありますので、後の方でまた言おうかと思つたんですけども、25年度の決算の中で、一般会計の方で剰余金の方が大体見込みが出ておりますが、それを、地方財政法の第7条で2分の1を下らない額は基金に積み立てるか地方債の償還財源に充てるとされておりますけども、例年、今まで財政調整基金に積み立てておったところでありまして。そういう中で、町民体育館が、さっき旗を上げとくようなことが大事だと言われましたけども、まさにそのとおりと思ひまして、今回は財調にも一部積み立てながら、新たに総合体育施設建設のための基金というのを設置した上で剰余金の一部を積み立てて、将来の総合体育施設のための財源、そういうものにも実際入っていきたいというところで考えてるところであります。

この新たな剰余金や新たな基金の件につきましては、ちょうど9月が決算の認定時期でありますけども、先になりますけども、6月の、今締めてしまって、するときにちゃんとしたものが決算書ができ上がりますので、9月の議会でそういった新たな基金の関係の議案等も出させていただきますということで準備しておりますので、議員各位におかれましてはよろしくその辺、御理解と御承認をお願いしたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） それともう一つ、これも何回もお話をして提案もさせていただいておりますが、武蔵ヶ丘の多目的グラウンド、あそこは道を隔てて今複合施設ができておりますが、3.5ヘクタールのうちに0.7ヘクタール、約2,000坪が複合施設が今もう着工して11月に完成ということですね。あと2.8ヘクタール、二十数億円を通して、10年前、非常に議会ももめて、将来的な公共用地として必要だからということで確保してあります。それが10年近く、あの2.8ヘクタールがあのままの状態を整備だけをして、ねまっとうと言うとおかしいですけど、執行ができておりません。それで、複合施設との絡みで、約8,000坪ぐらいの土地ですたいね、将来的に光の森地区において本当に必要か。災害地の避難場所と何とかといういろいろなことがあります。民間の力を活用して、菊陽町にない、それこそ健康にいい、それこそ総合スポーツセンターみたいなですね。あそこを3,000坪ば売れば、約6億円、7億円ぐらいの金になるわけですね。だから、財政的に非常に厳しいということであれば、いろんなことを考えて、民間の活力、民間の資金、人材を活用する、そういうふうな考え方は町長お持ちじゃありませんか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 光の森の中にあります3ヘクタールほどの多目的広場の方でありますけども、これにつきましては、南側の今7,000平米の中に町民センターができておりますけども、これができ上がりますと、その中でいろんな行政サービスもしますし、近隣の方々の健康づくりあるいは子育て支援、スポーツにつきましても健康を目的にしておりますけども、小さい小学校の体育館程度の施設もでき上がる予定でありますので、そういうものを使っていかれながら、そして光の森の計画人口が当初約100ヘクタールで7,000人ということでありまして、現段階で大体5,000人ぐらいの方がもう既にされておりますけども、光の森だけではなくて西部地域の中でのあの広場ということで考えておりますので、そういった中で集約しながら、どういう施設を持っていくかということはいろんな町民の皆さんの意見も聞きながら行っていきたく思いますけども、ただあれだけ市街地の中で住宅が集中してるところにあって、やはり一方では何かあった場合の広く使える、建物が建ってしまいますとほかの利用できなくなりますので、そういう面の防災的な意味も含めたところで、いろんな考え方があると思いますけども、そちらの方も集約していかなければなりませんけども、たださっき言いましたように一度に何もかんもやれませんから、そういう面は十分優先順位をつけながらやりたいと思いますけども、そういうところで今後どう使っていくかというのは、やはり民間あたりの、さっき言われるような民間資金、それからPFI等の民間資金を利用した方法とか、または民間に直接かわって何かやってもらうとか、いろんな使い方はあるかと思いますが、本当にあの場所は大事な場所だと考えておりますし、大きな金も土地代に投じておりますので、その辺はこれから十分皆さんの意見を聞きながらまとめていきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） いろんな意味で非常に可能性があるといいますか、そこらあたりの潜在

的な資源というのは非常にあると。だから、それをもうちょっとスピーディーに生かしていける方法はないかと、これをしっかり考えていただきたいと思うんですね。役場の幹部職員さんがずらっとおりますけど、全然楽しい顔しとらんわけですよ。もうちょっと朗らかな顔して、身分保障は全部退職までされとるわけだから、もうちょっと明るく仕事ができるような雰囲気でもって、でけんでもええんですよ、でけんでもええから、こればしめしようと、対外的にも少しアピールをしながらする。堅実はいいですよ。そりゃもう、本当、町長の真面目は非常に買います。だけど、これだけ菊陽町は県下一の町だとよそからも見られとる、みんなも役場の職員もにこにこして仕事ができとる、やっぱすばらしいなと、それぐらい見られんと、役場に行ったら苦虫かみ潰したような幹部職員ばかり座つとるて、いっちょんおもしろなかなって言われたって損でしょうが。

だから、私はでけんでもええんですよ、でけんでもええから、もう少し職員も幹部職員も町長のもとですばらしい町をこうやってつくりよるという方向づけが私は必要じゃないかと。そりゃ、町長の立場からするなら、財政規律を考えながら堅実に着々と進めていかにゃんという意味はよく分かります。私たちは言うだけだから無責任かもしれませんが、私はずっとそういうつもりで一般質問をしてきたつもりです。だから、町長に期待をしますので、ぜひとも旗は振ってもらいたい、町民にも役場の幹部職員にも職員にもですよ。お願いをして、次に移ります。

この次の2番目については、私は最後の質問にしたいと思いますが、菊陽南小学校校区の地域振興と活性化について、本当に議員のメンバーも役場の職員もまたかと言われるかもしれませんが、これは単発で言いよったって意味がありません。

これも10年前の私が執行部に対してした質問です。この通告にも書いてありますが、市内の方から第1空港線を走ると、昔と違って随分廃れております。しかしながら、あの第1空港線沿いには一番市内寄りで酪農牛乳工場があります。次に果実連の工場があります。で、本当に念願の重光産業の本社工場を今造成中です。それを通って左に曲がりますと、この前町長が言われたように、正式名分かりませんが、経済連のライスセンターみたいなのがあります。雪印種苗の会社があります。全部、どっちかといったら1次産業関連です。で、前から、10年前にこれは提案しとつとですよ、菊陽町の基幹産業が農業ということであれば、白水台地を生かすために、今、父ちゃん母ちゃんの農業であれば「さんふれあ」「きくちのまんま」でいいです。しかしながら、中規模以上の農家が安心して農業に励むためには、あそこに食品に限った工場団地ぐらいはつくったらどうかと、ずっと提案してきました。そりゃもうぜひとも必要ですよ、できるでけんは別にしてですよ、必要ですよという回答でした。

しかしながら、去年、今年になるのかな、味千ラーメンの重光産業が来るまではずっとそのままでした。現に、食品工業団地とは行かないまでも、あそこには工場立地として、立地できるまだスペースが役場で調べてもらったらあります。だから、菊陽町の農業を生かす、白水台地を生かす、雇用を創出する、定住者を増やす、そういういろんな観点から、町としてそうい

う受入れ態勢をつくる必要があるかという思いでずっとおります。町長の所信をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 白水地域でありますけども、その大部分が、御存じのとおり、農振の農用地区域に区分されております。この農振農用地区域において食品製造業等の工業団地の造成は、農村地域工業等導入促進法に基づく工業団地造成計画を策定し、国の採択を受け、実施する方法が唯一の方法だと考えてるところであります。

原水工業団地であります。原水工業団地もまた農工法における工業団地の造成計画である工業等の導入に関する基本計画の採択を受けて造成したところでもあります。白水地域における新たな工業団地等の造成計画の採択は、原水工業団地に今あと約6万2,000平方メートルの分譲用地を保有してる現状でありますので、そういった中で新たな、また白水台地の中での工業団地というのは大変厳しい状況にあると認識してるところであります。

一方、農業と関連する食品製造工場が農産物処理加工施設等の農業用施設に該当すれば、立地は可能と認識しておりまして、この場合においては農地法、農業振興地域に関する法律及び都市計画法に基づく計画とする必要がありますけども、このことから、工業団地の整備ではなくて個別案件として誘致する方法、いわゆる進出企業の希望を取り入れたオーダーメイド方式といえますか、そういう方式を取り入れて今後も積極的に企業の誘致をしていきたいと考えております。

企業誘致における白水地区の現状については、今議員が言われましたように、雪印種苗やユーユーフーズといった農業と関連の深い企業が確かに立地しております。また、ユーユーフーズもそうでありますけども、食品製造関係ではマルハニチロ株式会社が立地されておまして、2つの企業とも近年相次いで工場を拡張されたところでもあります。そして、長年手つかずの状況であった辛川の部田地区に重光産業株式会社の本社工場の誘致に、これも大変担当職員と苦労したところでもありますけども、誘致に成功したところでありまして、現在、来年の2月の完成を目指されて工場の工事が進められてる状況であります。また、道明地区におきましては約7ヘクタールを工場等誘致地区に指定するなど、白水地区への誘導を積極的に行っているところでありまして、今後とも食品、農業関係企業及びその周辺産業の企業を中心に企業誘致を進めまして、地域の活性化に努めていきたいということに考えております。

白水地域に立地しておる企業は食品製造業が多い中、白水食品工業団地計画の提案というのは大変ありがたく思っているところでもあります。御提案いただいた工業団地等の造成を現実にするためにも、現在、持っております原水工業団地の完売、いろいろ問い合わせあっておりますけども、そちらの方に現時点では全力を傾注しまして誘致活動を展開していきたいというふうに考えてるのが現状であります。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 原水工業団地の残地については、私たち議員もそれなりのいろんな情報

を集めて、あそこが早く売れてしまうように協力していかにかいかんという思いを強く持っています。ぜひ、町長には何しろ腹くくってやっていただきたいと思います。

最後になりますが、これも単発で白水地区のことをいろいろ言っただけで始まりません。それで、これも平成17年6月議会、これでいいのか、南小、北小、地域づくりの基盤は農業ということで質問をしとる中で、平成17年5月1日現在、菊陽南小学校1年生入学予定者8人、10年前ですよ、10年前。定住をして、そこで結婚して子どもを産み育てて、10年スパンでかかるんですよ。これ10年前ですよ、10年前。

だから、そのために、これは白水地区の人にとっては申し訳ないですけど、この人口増加が来ている菊陽町において白水地域だけ、それこそへんぴな村の過疎部落と一緒にですよ。これを見逃しとって本当にいいのかと。行政的にも非常に責任がある。だから、単発的にいろいろな施策をするんじゃなくて、緊急事態として、白水地区のことなら何でもそれを専門に、休みがあるから365日じゃないですけど、役場の中に1人専門職員を置いて、全ての面でその職員が白水地区のいろんな課題について、白水地区が、変な話ですけど、一人前になるまで頑張るといふような構想を持ってやれたらいいなと。そういう職員がおるかどうかは別ですよ。だけど、それぐらい力をやっていかないと、それこそ今後10年したら本当に南小なんかなくなりますよ。限界集落もよかところになりますよ。ですから、そういう提案をさせていただきたいと思いますが、町長いかがでございますか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 町長ということですが、人事を担当します総務課の方でお答えさせていただきます。

地域の振興、活性化の方策としましては幾つかありますけれども、この地域においては、例えばインフラの整備をはじめとする居住環境の整備、それと雇用機会の確保ということも考えられるかと思えます。地域の振興には全体的なビジョンを持った総合的な検討が必要であり、一方だけでは総合的な振興は不可能であります。これらの条件整備に関しましては、菊陽南小学校区においては、平成20年施行の集落内開発制度により住宅建築がある程度可能となりました。あわせて、昨年10月には都市計画課が定住促進のための補助制度を制定しております。雇用機会の確保については、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、平成25年7月にユーユーフーズ株式会社と工場増設に関する協定を締結し、本年5月に増設工事が完了しております。また、ラーメンの味千をチェーン展開します重光産業株式会社と本年1月に工場立地に関する協定を締結し、本社工場の建設を進めており、来年2月の操業開始を目指しております。

これらの業務に関しましては、都市計画課と商工振興課がそれぞれ担当しておりますけれども、農地転用、開発許可、用地交渉など、多くの担当部署が連携を図りながら事業を進めてまいりました。地域の振興、活性化のために専門職員の配置はできないかというお尋ねでございますけれども、これらの課題解決を図るため、町では以前から総合政策課に地域振興の担当を

配置し、まちづくりの基本となる基本構想等で総括的な観点から検討を行うとともに、福祉課、健康・保険課、学務課などで、福祉、医療、教育などの視点で、保育所の運営、子ども医療費の助成、学童保育の実施、教育環境の改善といった子育て環境について多様な施策を実施してきました。あわせて、生涯学習課では、各町民センターを核として地域の活性化策を進めております。

これらのさまざまな施策は、町全体の地域振興、活性化の視点から、地域間のバランスを図りながら進めております。すなわち、南校区の活性化については、単一の活性化策で全てが解決できるものではなく、複数の活性化策の調整が必要であり、そのためには南校区を中心に見据えた全庁的な活性化策を行うべきであると考えます。地域振興と活性化は町行政にとって重要なテーマであるため、専門的な外部の力を一部かりることはあっても、行政と地域が一緒になって町全体で主体的に取り組むべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 今、総務課長の答弁がありました。そのとおりですよ。だから、それを連携をしてやる、もちろん最終的には連携をしてやらにやいかんでしょ。だけど、南校区のことについては、いろんな意味で全てのことが南校区を活性化できるという、活性化しようという、それを専門的にやる人が必要じゃないかと。現に、今、総務課長言いましたけど、僕は10年前にこれ話したっすよ。それで全然変わっちゃおらんじゃないですか。だから、緊急避難的な方策として、最終的には過去10年同じような道を踏まんためにも、やはり専門職、南校区のことなら何でも、南校区を浮揚させるためには何でも、それにだけ集中する専門職員が必要じゃないかと。

これは南校区のことですけど、別の意味で、これだけ4万人になろうとする町にとっては、福祉部門、都市計画、三、四部門はずっとそれをするぐらいの専門家が必要なんですよ。3年に1度ぐらいこうこうして替わって、系統的な施策はでけんですよ。だから、総合的に連携してやらにゃん部分はよく分かります。しかしながら、今の南校区の現状を見とったら、今、総務課長が答弁したようなことで多種多様な機能でお互いに、部長が総合的な調整機能をしてすとかなんとかて、きれいごと言うのって、なかなかでけんのではないかなと。だから、変則かもしれないけども、何とかそういうことができないかという思いで質問をしました。最後に町長、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） いろいろ事業する中で、特に南校区につきましては、6地区ありますけども、区長さん方の連携も非常に深い絆で行動されておまして、そういった中で、今鼻ぐり井手公園の整備もしておりますけども、これも地域と町の方が一緒になっていろんな知恵を出し合いながら、そこから今でき上がりつつありますけども、そういう面からしましても、今回、南小学校で複式学級ができたということで、来年は解消されると教育委員会から聞いておりま

すけども、非常に子どもの減少しとるということで定住化策あたりも出しておりますけども、地元の方でも南校区の活性化のための組織をつくっておられまして、地元の方からもいろいろ提案したいということがありまして、町の方からも今関係のあったそれぞれの方から出向いていって、そこでどの点から、今の制度でまだ不足する分とか、そういうものを十分話し合いながら、例えば集落内開発制度につきましても、一般の人から、向こうの方で土地を探そうとしてもどこがどうかというのはなかなか分からないということで、地元の方から、その区域内の中で土地を協力してもいいというふうな方もおられるということ聞いてますので、そういう突き合わせをしながらどういう方法で持っていったらいいかということで、具体的、実現性の高いようなものを取りまとめながら積極的にこれから取り組んでいくということでしておりますので、議員さん方におかれましてもいろんな場面で理解と協力と支援をしていただければ、大変ありがたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 時間がちょっと早いですけど、これで私の一般質問を終わりますが、私は基本的には菊陽町は本当にすばらしい町だと思います。全てがフラットな地形で、37.7ヘクタールが、一番高いところで北のふれあいの森センター、南は空港、これだけ中心都市、それも政令都市に隣接して平和な土地に恵まれたところはないと思います。基本的には本当にすばらしい町だと思っております。ですから、余計、潜在力のある今のうちにできるだけ将来的な、現状の問題点は解決し、なおかつ将来的にどういう方向づけをしていくかという、後藤町長時代に、ああ、後藤さんは偉かったと言われるような施策をしていただきたいと。ですから、そういう思いで、私何も文句を言うつもりありません。ですから、菊陽町が名実ともに、今みたいな恵まれた環境、もうあと三、四年もすると菊陽町も、今でさえも人口の増加というのはかなり緩くなっております。ですから、天井が来る、そうした場合、先行的にやらなければならないことをやったら、それがある程度長もちができるような町政運営ができるんじゃないかという思いで一般質問をさせていただきました。

いろいろ要求をするだけのつもりじゃありません。できるだけ金がかからんような状況でまちづくりをしていかんやいかんという気持ちは常に持ってます。ですから、できるだけ協力できるところは精いっぱい協力をしながら、私たちも議員ですから、行政のやることに対するチェック機能というのもあります。いかんとかはいかんと言わんとはいけませんし、また行政とは違った形で議会議員としてまちづくりの方向性の提案もしていかにいかんという思いでやっていくつもりでおりますので、精いっぱい、いろんな意味で町民のためになるような町政をしっかり夢と希望を与えてやっていただきたい。

今日、幹部の中に、教育次長が初めてです、桐さん。前から見とって、議会でこんなもんかと、いつもつまらなさそうな顔に見えたので、少し、町政はそんなもんじゃないと、頑張っていかにいかんのじゃないかというつもりも込めて一般質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩下和高君。

○10番（岩下和高君） こんにちは。岩下です。

今日の質問は3項目、固定資産税について、町営住宅について、子ども医療費についてを質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） それではまず、1項目めの固定資産税についてを質問いたします。

固定資産税は、町にとって大事な財源の一つです。私も毎年、役場から振り込み用紙が送ってきて、ちゃんと納めております。もちろん、納税は義務なので当たり前のことですが、しかし当たり前のことがどのような方法で計算され、町民の皆さんに送付されているのか、ふだんなかなか目にすることがないと思いますので、ここで土地、家屋、償却資産の評価算定方法をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） こんにちは。

ただいまの御質問にお答えいたします。

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に対し、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税ということです。それぞれの評価方法について説明いたします。

まず、土地については、総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた方法により評価します。地目には、宅地、田や畑の農地、山林、原野、雑種地などがあります。宅地の場合は、地価公示価格等の7割を目途にして評価し、主に市街化区域の場合には市街地宅地評価法、これは一般的には路線価方式と言われ、街路ごとに路線価を付設し、それぞれの宅地を路線価をもとに評価します。市街化調整区域の場合は、その他の宅地評価法、これは標準値比準方式と言われ、状況の類似する地域ごとに標準宅地を設定して、その価格に比準してそれぞれの宅地を評価します。雑種地の場合は、宅地比準といいまして、その土地の状況が類似する宅地の価格に比準して価格を決定しますので、宅地の価格が基本になります。また、宅地見込みの土地、駐車場、私道、荒地など、その土地の現況によって評価が異なります。また、農地、山林、原野等は、市街化区域の場合は家屋等を建てるのが可能であること

から、基本となるのは宅地の評価額であって、それに造成費等を考慮して評価します。市街化調整区域の場合は、状況の類似する地域ごとに標準的な田、畑、山林等を選定し、売買実例価格等による適正な時価に基づいて評価します。

次に、家屋については、土地と同じように、総務大臣の定める固定資産評価基準によって評価します。この評価基準に、一般的な家屋に使用される資材や設備に点数が設定された再建築費評点基準表に基づいて、その家屋にどのような資材や設備がどのように施工されているのかを調査します。そして、評価基準により再建築価格を基準として評価する再建築価格方式を採用しています。これは、評価の時点において評価対象の家屋と同じものを新築したとした場合に必要とされる建築費を求め、その家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、その家屋の価格を算定する方法です。具体的には、次の3つのポイントをもとに評価額を算定します。まず1点目は、どのような資材をどれだけ使用しているか、これを再建築費評点数といいます。2点目は、構造及び用途等の区分に応じて設定される建築後の経過年数に応じる減価率、これを経年減点補正率といいます。3点目は、地域に応じた物価水準と工事原価に含まれない設計監理費、一般管理費等負担額の費用、これを評点1点当たりの価額といいます。最終的には、評価する家屋について、単位当たり再建築費評点数と経年減点補正率と床面積と評点1点当たりの価額をそれぞれ掛けて評価額を算定します。

次に、償却資産についてですが、償却資産とは土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費として算入されているものです。償却資産についても、固定資産評価基準によって評価する点では土地や家屋と同じですが、償却資産の場合は、対象資産の取得価格を基礎として、所得後の経過年数に応じた価格の減少を考慮して評価します。土地や家屋の場合と違うのは、所有している償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数等について申告していただく必要があります。そして、この申告に基づいて価格を算定します。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 税金、税のことは相当複雑で、法的なところが多いかと思えますけど、菊陽町は東と西、いわゆる市街化調整区域、市街化区域、農業用地などの土地の価格が大きく違っておりますが、その地域の評価はどこを基準にどのような形で評価をしてるのか。分かりますか、私の言ってる質問。どこの地域を基準に評価をしてるのかというのを教えてください。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 具体的にはどこどこということを指定していただいた方が一番分かりやすいんですけども、菊陽町の場合、全体的に、先ほど申しましたように市街化区域と市街化調整区域と大きく2つに分かれておられますので、そこを代表的に光の森と例えば久保田地域でどのように違うかということで、先ほども土地の評価の方法については申しましたけれども、

それをさらに詳しく申し上げるということでよろしいでしょうか。

(10番岩下和高君「はい、お願いします」の声あり)

市街化区域の場合には、先ほど申し上げましたように路線価方式による評価を行います。この路線価方式の評価の方法は、まず住宅地区、商業地区、工業地区など、利用状況が類似している範囲で地区を大きく区分します。この区分を用途区分といいます。そして、それぞれの用途区分内で細かく土地の状況が類似する地域に分けます。これを状況類似地域といいます。そして、状況類似地域につき1か所、主要な街路というのを選定します。この主要な街路に沿接する宅地の中から状況類似地域内の標準的な宅地を選定します。この宅地の鑑定評価を行い、先ほども言いましたけども、そのおおむね7割を適正な時価として設定をします。この7割で設定した適正な時価を路線価に付設します。質問が具体的にありませんでしたけども、代表的なところで、一番菊陽町で高いところということで光の森の地域なんですけども、そこが1平米当たり8万2,600円というふうになっております。そして、そこが一番代表するところですので、その周辺の街路については、この主要な街路をもとに状況に応じて、街路条件、交通近接条件とか環境条件、行政的条件ですね、郵便局が遠いとか近いとか、駅が遠いとか、その手の条件ということで、そういう条件を加味して価格を設定します。最終的に、個別の各筆の評価は、それぞれ設定した路線価をもとに、宅地計算法、どの路線に面しているか、土地の形状、奥行きとか間口とか、そういうのを適用してそれぞれの土地の評点数というのを計算します。

そして、市街化調整区域の場合には、標準値比準方式による評価ということを行います。まず、土地の状況が類似する地域ごとの状況類似地域に分け、その状況類似地域ごとに間口、奥行き、形状等が標準的な宅地というのを選定して、それを標準地として設定します。そして、その標準地の鑑定評価を行い、これも市街化区域と同じように、そのおおむね7割を適正な時価として設定をします。質問にはありませんでしたけども、久保田地区で申しますと、市街化調整区域ということで、平米単価が1平米1万2,880円というふうになっております。そして、最終的には各筆の評価をしますけども、宅地計算法ということで、また土地の形状、形で、奥行き、間口などを適用して、それぞれの土地の評価、評点数というのを計算します。

以上でございます。

○議長(大塚 昇君) 岩下和高君。

○10番(岩下和高君) それでは、光の森と今久保田地区っておっしゃってましたけど、詳細に評価するポイントというのは何か所ぐらいあるんですか。

○議長(大塚 昇君) 税務課長。

○税務課長(阪本章三君) 菊陽町の場合、標準値宅地というのをポイントとして選定するんですけども、これは市街化区域、市街化調整区域全部含めて、菊陽町には48ポイントございます。その中で、市街化区域が31ポイント、そして調整区域が16ポイント、そして市街化調整区域なんですけども路線価を適用してるところが1つありますので、それが1ポイントと。合わせて、

トータル48ポイントということになります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） このポイントに入っていない地域とか、そういうところは、全て、いわゆる字とかそういう部分でのポイントで町内に入っていないというのはないわけですかね。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） ありません。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 分かりました。公正にももちろん評価がしてあるんだらうと、私たちはふだん分かりませんので。これは、じゃ、誰がどのような形で評価をされてるんですか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 評価そのものにつきましては、もともと最終的には町が、町長が行うんですけれども、事前に、固定資産評価員という特別職の方がおられますけれども、その方から評価調書というのを提出していただきます。これは、地方税法の規定によりそういうふうになっておまして、これを、1月1日が賦課期日ということで先ほど申しましたけれども、3月の下旬ぐらいに出していただいて、これを3月31日までに決定をする必要がございますので、その決定をするのは町長でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） それで納得がいけない、納税証明書をいただいて町民の方が納得がいけないという場合には、何か方法があるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 固定資産税につきましては、情報を開示するという制度がございます。それで、そのことについて少し申し上げたいと思います。

まず、固定資産課税台帳についてでございますけれども、これは納税義務者本人が所有している土地、家屋の評価額等が記載されております固定資産課税台帳、一般的には名寄せ帳と言われておりますけれども、これを4月1日からはいつでも新年度分の閲覧をすることができております。それから、毎年4月1日から固定資産税の第1期の納期限までは、今年は6月2日までですけれども、固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿と、それと家屋価格等縦覧帳簿を縦覧ができます。これは、納税者の方が本人所有以外のほかの土地や家屋の評価額について確認することで、御自分が所有される土地、家屋の評価額が適正であるかどうかというのを確認するためのものです。このため、土地だけを所有されてる方は家屋の縦覧はできません。逆に、家屋だけを所有されてる方は土地の縦覧はできません。

そして、見た結果、どうしても自分の土地は高過ぎるんじゃないとか、そういったことを思われた場合、そういう場合には町の方に不服審査というか、する手続がございますので、そ

の手續を、通常は窓口で納得されて帰られるケースが多いんですけども、どうしても納得できないとかといった場合には不服審査の手續をすることも法で規定されております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 詳しい説明ありがとうございます。

じゃ、次に、町内の市街化区域内に、家が建てられるのに農業用地みたいな感じで残ってる土地がありますよね。それに対する課税というのはどういう形で行われてるんですか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 農業用地に対しましては、市街化区域の場合ということで今おっしゃられましたので申し上げますと、基本的には家が建てられる土地ということでございますので、あくまでも土地を評価する場合は宅地が基準となります。それに、宅地にするためには、土地の状況によって違うんですけども、造成費がかかりますので、例えば平たん地でも整地とか、地盤が弱ければ地盤を改良するとか、土を盛ったりとか、土どめをしたりとか、山林とかは今回関係ありませんけども、もし傾斜地であれば、傾斜の角度が大きいほどフラットにするためにはお金がかかりますので、その辺のところを差し引いたような形の考え方で評価も行いますので、農地の場合、評価額は市街化区域の場合は宅地の大体3分の1程度の価格で評価を算定しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 3分の1の課税という形ですかね、評価の課税。周りが宅地、隣が宅地、家が建ってる場合もありますよね。その場合にでも3分の1の課税しかないってことなんですか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 評価と課税が、微妙にこれが難しくて申し訳ございませんけども、評価額自体は3分の1程度、これも程度ですので、場合によっちゃ前後しますけども、あと課税する場合には、市街化区域の場合にはさらに3分の1で課税するように、これ法律で決まっていますもんですから、実際はだから3分の1、3分の1の掛け算ですので9分の1ぐらいの税金、課税になるというふうな計算になります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 隣はまともにとられ、隣は家がすぐ建てられるのに9分の1というのは何か納得がいきませんが、法的にこれはちゃんと決まってる、国が決めてるのか、それとも町が決めてるのか、それをお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 国が決めております。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） じゃ、次に、土地の相続価格は国の多分国税局が算定してると思うんですけど、町の固定資産税の評価と多分違ってると思うんですけど、これはなぜ違ってるのか、町の固定資産税とどのように違うのかというのを説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 固定資産税の場合は、先ほど申しましたように、地価公示価格というのは7割を基準として算定しておりますけども、相続税の評価につきましては、これは国税庁ということで、税自体は御承知のとおり国税でございまして、分かる範囲でお答えいたしますけども、国税庁の方が路線価格というものを公表しておりまして、相続税や贈与税の申告時に必要となる税額計算の評価に利用されているものです。通常、宅地の場合は、先ほど固定資産は7割と申しましたけども、こちらの方は地価公示価格の約8割で設定されているようです。市街化区域のように路線価が定められている地域は路線価方式で、また路線価が定められてない地域は固定資産評価額をもとに一定の倍率を掛けて計算する倍率方式という方法の2種類があるということでございまして、少しもともとの基本となる省庁が出してるところが違いますが、その辺で少し差があるという状況です。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） この部分で、住民の皆さんから町の評価と相続税で評価が違うというお話を聞いたことがありますので、もちろん法的な国の評価と町の評価、今御説明があったように違うというのは分かりますけど、そこを、国の方が結局8割ということなんで高い評価ということなんですかね。じゃ、町の評価は7割の評価でって形ですかね。じゃあ、住民の皆さんにとってマイナスになるってことはないってことですかね。その部分でマイナスになるってことはないってことですかね。分かりました。

じゃ、次、家屋の評価で少しお尋ねしますが、家屋の評価というのは誰が評価に行かれてるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 税務課に、係には固定資産税係という係がございまして、家屋の担当がおりますけども、職員2人で必ず実際家に、新築等があったときには住民の方と日程を決めて、屋根とか、中の床とか、壁とか、天井とか、そういうものを一つ一つ家屋評価ということで、先ほどは調査という言葉を使いましたけども、家屋評価と通常言っていますけども、それを職員が行っております。そして、それを持ち帰って、材料とか仕上げがどうなってるのかというのをシステムの中に入れて価格を算定するという方法をとっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 役場の職員さんがお二人で調査、算定に行かれるということなんですけど、こういう時代ですので、中に入れてもらえないとかはないんですか、見せてくれないと。

そういうケースの場合はどういう形で対応されてるんですか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） まず、そういうケースがあるかどうかということをお答えしますけども、まれにございます。そういう場合にどうするかということですが、図面をいただいて、建築申請とかの図面がありますので、そういったものを利用して、図面に基づいて、税金をかけんといけませんもんですから、そういうことがまれにはございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） でも、適正にちゃんと課税はされてるってことなんですかね。はい、分かりました。

税金、税のことはなかなか難しくてですね、最初言いましたように。聞いてもなかなか難しく、分からないようにしてあるんじゃないかなと思うぐらい難しいですね、税金のことはですね。適正な形で今後も、大事な財源の一つですので、トラブルがないように評価をしていただいて税金の徴収をしていただきたいと思います。

次に、町営団地について御質問いたします。

町営住宅ですが、午前中、坂本議員が質問をされておりましたが、答弁を聞いておりましたら、ちょうど私もタイムリーな質問を今回昼からするという思いで聞いておりましたが、最後に町長が古閑原周辺にお答えされて、何か否定されたのかなと思ひまして、やめようかなと思ひましたけど、気を取り直して質問させていただきます。

今回、なぜ南小校区に町営団地なのかと。言わずとも皆さんお分かりになってるかと思ひますが、今後、南小を存続させるには、校区の再編とか人口の増加、それも義務教育前のお子さん、若い人たちに来てもらうしか手段がないと思ひます。校区の再編は、これまで町の方向性を見る限りは、すぐに現実になるとは考えにくいなと。そうなると、人を増やすという選択しかないのではないかなと思ひます。それで、1番の質問、1項目しかないですけど、この質問をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 現在、古閑原団地の建て替えが計画されているが、菊陽南小学校区内に規模を拡大し、移転建設できないかについてお答えいたします。

古閑原団地の建て替え計画につきましては、坂本議員の質問で答弁しておりますので割愛いたします。

古閑原団地の建て替えについては、説明会を平成20年2月に行っており、その際、入居者の了承をいただいております。その後において、平成21年11月に古閑原団地建替え計画アンケートを実施しておりますが、その結果については、建て替え後も今住んでいる団地に入居を希望されますかの質問に対して、回答者の約9割がはいとの回答でありました。このことは、入居者の方々が古閑原団地に長く住まわれている方が多いため、住みなれた地域での愛着が強いあ

らわれであると推測できます。このように、アンケートの結果から鑑みますと、規模を拡大し、南小学校区に移転建設することは現在の入居者の意向にそぐわないため、非常に困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 住んでらっしゃる方がいらっしゃるんで、その方々の意思を尊重はしていかないといけないということは分かりましたけど、今回、南小校区という私が限定してるのは、今町が行っている定住促進とか集落内開発の推進で努力されておるといのは大変評価できますけど、これは待ちの姿勢ではないのかなと。待ってるようでは、南小学校というのは急を要してる以上、問題の根本の解決にはならないのじゃないかと。そこで、即効性、確実性のある町営団地の建設が十分検討に値すると思いますけど、町長、このあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 南小学校区の活性化につきましては、南小学校区で必要な若い人向けの住宅政策が可能であるかどうかなどを検討する必要があるとは考えております。午前中も質問がありましたけども、南校区の方に活性化協議会というのが立ち上がっておりまして、そちらから今日も傍聴に来とられた、いろいろ要望あたりも言って帰られましたけども、そういうところも含めまして、今岩下議員の方から御提案がありました住宅政策も含めまして、南小学校区の活性化のための総合的などどうするかという、いわゆる再開発といいますか、どういうものが計画として、実施していく必要があると考えておりますので、その辺はまた地元の協議会の方々ともいろいろ意見を十分聞いた上で、地元からの提案もしたいということがあっておりますので、そういう面と、町の方からも、午前中川俣議員の質問でありましたように、それぞれの分が一緒に行って話を十分突き合わせながら、地元の人たちが、そこで生まれた人たちが、いろいろ状況見てみますと、結構上の団地の方に住んどる若い人たちもおりますので、そういう人たちが、地元の方々には、まず地元出身の方が自分たちの地域を愛して、またそこに帰ってくるようであれば、なかなか外部の方から呼び込むのも難しいということもありますし、また一方では外部から入ろうとしても、建てる場所はあると言っても、そこがどの辺が可能なのかということも分からないということで、そういういろんな情報提供もしながら、そして開発するための地区計画等打っていくと、ある一定の規模があれば、なかなか一軒じゃ入りにくいようなところも、田舎の方ですので、その風習の中に自分ところがなじんでいくかどうかもあるかと思いますが、どのような地域かということも十分紹介ができるような形で、きちんとそういう場所の提供とかも、また不動産の関係のされとる住宅関連会社あたりにもいろいろPRもしていこうと思いますけども、そういうところでの開発のときの、どういうことがそろっとったら開発しやすいとかということもありますけども、そういういろんな面がありますので、若い人向けを対象にした町営住宅の建設が可能かどうかあたりも、十分また県の方

とも協議してみないと分からないところもありますけども、そういうことも含めながら、南小学校区の活性化のための総合的な計画、これを実施していく必要があるというふうには考えております。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） それでは、古閑原団地の建て替えは古閑原地区でと、一応検討すると。で、南小校区内には、さらに若い人向けの町営団地の構想を持ってらっしゃるといことなんですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 古閑原団地の方がとにかく建て替えんといかんような時期に来てますので、そして古閑原団地、今入居されるところは、詳しくは見ておりませんが、ほとんど高齢者というか、長く住んどられる方が多くて、そこから子どもが帰ってくることは、そこまで私きちんと確認してないんですけど、ほとんどないんじゃないかと思います。そういうことで、まず入居者を一番優先せんといかんということでもありますので、さっき言いましたように、希望をとったら、またその古閑原団地の方に住みたいという、今の方々はですね。だから、南校区の方ということになれば、当然また別建てで考えんといかんかなということでもありますけども、ただ町営住宅の方も入居してからある程度すると、子どもさんが育てれると、そこにまたずっと住み続けるということになると一過性のことで、その時期が来たらまたあそこは子どもがいない地域になるということもあるものですから、そういうところを、若者向けというか、それに限ってできるかというふうなことはきちんと調べてみないと分かりませんが、優先度をつけるというのは、入居のときに若い人を優先するとかというのは条例とかあたりを改正すればできるかなということはあるんですけど、それ詳しく調べてみないと分かりません。

そういうこともありまして、地元の方と話しながら、できたら民活の方が一番いいと思うんですよね。菊陽町の場合には、全体的に見ますと民営のいろんなアパートもマンションあたりもいっぱいあるものですから、そういった中でさらに町営住宅ということはどうかなというところもありますけども、特にそこに限って、南校区に限ってということであれば、十分中身を検討していく必要があるということで、その辺は今回いよいよ地元の方と話し合いを始めていきますので、まずは古閑原団地の方を、光団地が終わったら古閑原団地の方の建設に移りますけども、そういう点も見ながら、視野に入れた中で検討していきたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 若い人向けって限定するとなかなか難しくなるとは思いますけど、古閑原団地は、先ほど午前中の答弁で、光団地並みの町営団地を考えてるっておっしゃってましたけど、町営団地の建設というのは町の負担が、長期にわたって負担がかかるわけですので、そんなに何戸も何戸もというわけにはいかないと思います。それで、南小校区にまた別の考えというのは果たしてどうなのかという、公的な住宅をというのはどうなのかなと思いますけど、で

きたら古閑原団地の建て替えを南小校区とする、同じ予算を使うのであればですね。それの方が、北小校区の方には悪いんですけど、南小校区は今もうこういう状態ですので、急を要する状態になってると思いますので、そこは十分に町長、検討されていただきたいと思います。

町が町営団地で開発を進めていけば、南小に限らず、周りに定住の促進になるとか、集落内開発は民間の事業ですので、民間の方が事業をやりやすくなっていくんじゃないかと、そういうふうな気がしますけど、そのあたりは課長の方どう、そういう観点からいくとどうですかね、その考えは。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今の岩下議員さんが言われた質問ですけれども、そのほかに、先ほどの補足説明といたしますか、詳しく説明したいことがございますので、お聞きしていただきたいと思います。

（10番岩下和高君「はい、お願いします」の声あり）

古閑原団地には、現在12世帯27名の居住者がおまして、南小学校区への建て替え移転をこの方々全員の御理解をいただくことは、ほぼ不可能に近いというふうに思われます。また、それ以前の大きな問題として、これを行えば、結果として行政が住宅居住者の移転を強制してしまうこととなりますので、憲法22条の居住、移転の自由を侵害することになりかねません。よって、議員の御提案にお応えすることは誠に困難ではないかと思っている次第でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） そう言われると身もふたもございませぬけど、私は南小校区の人口減少を何とか解消できないのかと。法的なこと言われたら本当に何もできないでしょう、当然ですね。でも、町営団地というのは本当に確実性があるものじゃないですか。民間に頼るよりも、もちろん早いし確実、さっきから言ってますが、確実な手段だと思っておりますけど、質問しようがないですね、こう言われるとですね。町長、もう一度、南小校区には全く無理ですかね。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 古閑原団地の方は、移転されても居住されとる方が優先しますので、もちろん地元に住みたいと言っておられますし、なおられるとしても、ほとんど高齢世帯だと思うんですよね。だから、若者向けにはなじまないと思います。

南校区の方については、さっき言いましたように若者向けといいますか、そういうのを、ある程度若い人たちを優先にするというような建て方ができるかと、県の方に協議しますが、少し、最終的に南校区の方に何戸か建てるというふうに思います。その辺を地元と話し合っ、町営住宅の方が何戸かつくってほしいということであれば、可能であるってことであれば、そういうことも視野に入れた中で南校区の方との協議に入っていくということでもあります。

ので、最終、できれば民活の方で進んでいってもらいたいと思うんですけども、町営住宅を建てる道がない、道がないというか、それがないとなかなか進まないというふうな内容になれば十分考えんといかんとおっしゃるんですけども、そういう意味で南小区の総合的な再開発の計画というか、そういう中での一つの町営住宅の建設ということも視野に入れながら協議していきたいということで考えております。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） それでは、できる限り検討していただいて、こういう機会ですので、なるべく菊陽町全体がよくなるように検討していただきたいと思います。

じゃ、最後の質問に行きます。子ども医療費についてですけど、子ども医療費について、現在の子どもの医療費助成を高校生まで拡大できないかを御質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、現在の中学生医療費無料を高校生まで拡大できないかについてお答えします。

本町の子ども医療費助成制度につきましては、子どもたちの疾病の早期治療の促進、また健康の保持と健全な育成を図ることを目的に、平成4年度から乳幼児医療費助成制度として開始し、平成19年度から名称を子ども医療費に変え、助成範囲を小学3年生まで、平成21年度から小学6年生まで、そして平成23年度から中学3年生まで広げて実施しております。御質問にある高校生まで医療費無料化、すなわち医療費に係る保護者負担金の無料化を実施してる自治体は、県下では現在芦北町、和水町の2町ですが、本町で実施するためには3つの課題があると考えております。

まず1つ目は、増加が続く子ども医療費助成に要する財源の課題です。平成25年度子ども医療費助成の実績額は約1億8,844万円で、平成24年度より7.1%の伸びとなっており、今後も児童・生徒の増加に伴い、助成額も年々800万円程度は上昇していくものと予想しております。高校生まで拡充した場合の助成額は、平成25年度末の高校生の数が対象年齢16歳から18歳までで1,137人、これは現在の中学生1,279人とほぼ近い数字ですので、高校生の医療費助成額も平成25年度の中学生助成実績額約2,161万円に近い額となり、新たな財源が必要になると予想されます。町にとりましては、約2,000万円の歳出増加は大変な財政負担であり、一般財源をどうするかが課題になります。

次に、2つ目は、この事業に要する事務経費です。係の方で、この助成金請求に対しての書類審査及び支払い業務を、現在月に8,000件から9,000件を処理しております。助成範囲を高校生までに拡張した場合は、この処理件数が月に800件ほど増加し、審査、支払い業務に要する時間が大幅に増加しますので、係の他の業務に無理を生じるため、審査、支払い業務の専門機関である熊本県国民健康保険団体連合会、また国保以外は全て社会保険診療報酬支払基金熊本支部へ外部委託をせざるを得ない状況となります。その委託料を平成25年度の処理件数をもとに計算しますと、概算ではありますが、約800万円の経費が見込まれます。これも一般財源を

どうするかが課題となります。

以上2つについて、その財源を確保するために町の何らかの事業を縮小しなければならないとか、他の市町村で実施されているように、現在無料としている負担金の一部を保護者に支払っていただくとか、町民の皆様は何らかの御負担をお願いしなければならないかと思えます。

次に、3つ目は、子ども医療費助成は病院等にかかった医療費の個人負担分である3割分の支給であり、残り7割は国民健康保険や会社や保険組合などの一般社会保険の保険者が負担していることは御承知のとおりですが、医療費の窓口負担が無料となれば、予想以上に医療機関を受診する傾向が見られます。高齢化の進展に伴い、医療費が年々増加してる中で、国保でも一般社会保険でも財政的に厳しい状況があり、少しでも医療費の上昇につながることは避けたいとの思いがあります。現に、一般社会保険の中で、子ども医療費助成を実施している市町村に対して付加給付を停止してくる事態が起きております。現在、国保でも一般社会保険でも、増加する医療費の財源をどうするのかが全国的な問題となっていますし、国民健康保険では国保税率の見直しの要因になるかと思えます。

最後に、子ども医療費助成事業は、医療費の保護者の負担金がなくなり、気軽に受診できる便利さがありますが、保護者は子ども医療費の治療に幾らかかっているのが不明で、医療費は無料といった誤解を生むおそれもあります。医療費の適正な使い方の観点から、保護者の皆様に日ごろから子どもの健康に関心や注意を払っていただくよう願っていますし、また高校生になれば、子どもたち自身で健康に注意して大人に成長していく心構えも必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） やはり予算、経費ですね、が負担がのしかかってくるというような御説明ですけど、今回この質問を取り上げた経緯は、本町の助成制度が不十分だとか、問題があるとか、そういうわけではありません。近い将来、必ずやっぺこよう人口減少の対応策の一つとして検討していただけたらと思っております。

先ほど説明がありましたように、県内では和水町と芦北、全国を見ても、ほとんどが人口減少に歯止めがきかなくなってる状態、それに子どもが少なくて苦肉の策でこの制度を採用されていると思われます。しかし、残念なことに、ますます少子化が進む中で、子どもがいないのに今さらこの制度を採用したところで、それはもう手遅れな状態と。例えば、企業ですと、傾きかけたら、ほかから資金を調達できればすぐにでも立ち直すことは可能ですけど、町は人口が減ったからといって隣町から借りてくるとか、誰も助けてはくれません。現在の菊陽町の繁栄は、これまで長い年月をかけて築き上げてきたものですが、人口が増えているこのときだからこそ、それにまた近隣市町村が採用まだしてない、このタイミングがベストじゃないかと思えますけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） これまで子育て支援を推進し、保育施設、保育サービスの充実、妊婦健診助成の拡大、発達障害相談の機会充実、定期予防接種の拡大と無料化、子ども医療費につきましては中学生拡大というふうに誠意取り組んできております。現在、本町における出生数は年間500人程度で続いておりますので、今後もいろんな子育て支援の施策、例えば定期予防接種あたりもまた今度水痘あたりの定期化も予定されておりますし、これに取り組んでいかなければなりませんし、また、今後も少子化、議員様が言われるように、県の少子化に対しての新たな施策も出てくるかと思えます。そういうものにも備えていくためには、今の状況を、今行ってる部分を私たちは正確に充実させていく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） 施策は県も町も国も考えてらっしゃると思いますけど、子どもがいないことには、それを幾ら旗振っても対象者がいなくなったらどうしようもないという状態だと思いますので。3月議会の中で、町長が、菊陽町は人口の増加が続いているが、この増加がいつまでも続くとは考えられないと、そのときに備えてソフト面の社会基盤の整備をする必要があると答弁されております。菊陽町の未来のさらなる繁栄のためにも、一つの手段として取り組むことはできないでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、健康・保険課長が答弁しましたように、医療費の高校生までの拡大ということになりますと、近隣の市町村の動向も把握してはと思いますところは、うちの町が中学生まで上げて、近隣の方から菊陽が上げたけん何とかて言われたこともありますし、そういうこともあるんですけども、高校生の医療費助成を、またそこまで手当てをしていきますと、課長が言いましたように財源とか、事務委託に係って、また金がそこで出ますし、今年の予想では、25年度ですかね、実績で1億8,800万円ほどかかるとるわけですね。そこでまた2,000万円近くのが出ていくと、2億円を超してしまうということになるものですから。

というのが、本町の場合は中学生まで見ても、自然増の分が大体、この前もPTAの会議があったんですけど、そのときも、今年が小・中学生合わせて93人か94人増えとったんですよ。そういうことで、制度を中学生までしか見らないとしても、子どもの数が増えて今非常にその負担が大きくなるとあるということがあるものですから、高校生までやれば本当に、高校卒業するまでということは非常にいいのはいいんですけども、ほかにも何か、来年はまた保育所が新しく2つできますと、そこに対する町の負担も出てきますし、いろんな面で非常に民生費の予算というのが拡大してる中であって、財政状況というのは十分踏まえていかんといけないなということを思っておりますし、医療費の増加が続いている国保、それから一般社会保険の方にも与える影響もあるということもあるものですから、本町としては人が増えて子どもも増えておりますけども、いろんなことはありますけども、中学生までの医療費の助成、これは継続していきたいというふうなのが、そういう思いがあるものですから、高校生までのところと

いいますと、もう少しほかの面の、非常に財政状況的にはいろんな大きな事業も取り組んでいかんといかんというふうな状況があるもんですから、できればやればいいと思いますけど、今のところ中学生までのところをきちっとやっていかんといかんかなという、そういう思いがあります。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君。

○10番（岩下和高君） そういうお答えが返ってくるのは予想はしておりましたが、私が言いたいのは、私たちの子ども、皆さんのお子さん、お孫さんの20年、30年後のことを考えると、一つの手段としてこういうものもあるんじゃないかと。まだほかにもいい施策なりがあれば、どんどん出していただいて、言っていただきたいと思います。

最後になりますけど、町は人ですので、人がいなくなったら町ではありませんので、これからも一人でも多くの方に菊陽町に来ていただけるよう努力してもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 岩下和高君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時57分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成26年6月11日（水）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成26年6月13日（金）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程（4日目）

（平成26年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成26年6月13日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第4 議案第23号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第25号 合志市道路線の認定に係る承諾について
- 日程第7 議案第26号 町道路線の変更について
- 日程第8 報告第2号 平成25年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について
- 日程第9 報告第3号 平成25年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 報告第4号 平成25年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第11 報告第5号 菊陽町土地開発公社の経営状況について
- 日程第12 報告第6号 有限会社さんふれあの経営状況について
- 日程第13 同意第2号 菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

- 日程第1 議案第27号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校給食室改修工事（建築））
- 日程第2 議案第28号 工事請負契約の締結について（鼻ぐり井手公園拡張整備管理棟建築本体工事）

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 中岡敏博君  | 2番  | 野田恭子君 |
| 3番  | 吉本孝寿君  | 4番  | 吉山哲也君 |
| 5番  | 渡邊裕之君  | 6番  | 坂本秀則君 |
| 7番  | 石原武義君  | 8番  | 甲斐榮治君 |
| 10番 | 岩下和高君  | 11番 | 佐藤竜巳君 |
| 12番 | 福島知雄君  | 13番 | 川俣鐵也君 |
| 14番 | 加藤眞佐男君 | 15番 | 上田茂政君 |

16番 小林 久美子 君

17番 梅田 清明 君

18番 大塚 昇 君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野 豊徳 君

書記 山野 光子 君

書記 増永 純一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤 三雄 君

副町長 井手 義隆 君

教育委員会委員長 曾我 惟雄 君

教育長 赤峰 洋次 君

教育次長 桐 陽介 君

総務部長 吉野 邦宏 君

福祉生活部長 實取 初雄 君

武蔵ヶ丘支所長兼  
光の森町民センター  
開設準備室長  
産業建設部審議員兼  
商工振興課長

渡邊 幸伸 君

産業建設部長 松村 孝雄 君

荒木 一雄 君

会計管理者兼  
会計課長

大川 由紀美 君

総務課長 吉川 義則 君

総合政策課長 服部 誠也 君

財政課長 阪本 浩徳 君

税務課長 阪本 章三 君

人権教育・啓発課長 高木 定伸 君

東部町民センター所長 平野 葉子 君

福祉課長 西本 一浩 君

子育て支援課長 宮本 義雄 君

健康・保険課長 佐藤 清孝 君

介護保険課長 市原 憲吾 君

環境生活課長 今村 敬士 君

町民課長 酒井 章彦 君

農政課長 志垣 敏夫 君

建設課長 小野 秀幸 君

都市計画課長 大山 陽祐 君

下水道課長 士野 公典 君

総務課長補佐兼  
総務法制係長

中島 秀樹 君

図書館長 山崎 謙三 君

学務課長 松本 洋昭 君

生涯学習課長兼  
中央公民館長

堀 行徳 君

農業委員会事務局長 紫藤 広美 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（大塚 昇君） 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものです。

経過を申しますと、地方税法の一部を改正する法律等が去る3月31日に公布されました。これに伴い、菊陽町税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするために法人町民税の法人税割の税率の改正、軽自動車税率の引き上げに伴う改正、固定資産税の特例措置に伴う改正などがあります。

内容につきまして、2枚めくっていただきますと、改正条文がございますが、条文では分かりにくいですので、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

参考資料にはページを振っておりますけれども、9ページめくっていただき、参考資料の1ページをお開きください。

左側が現行で、右側が改正案になります。改正の中には、法律等の改正等による条項の整理なども含まれていますが、内容が変わるものではありませんので、その部分の説明は省略させていただきます。

まず、第23条第2項は、町民税の納税義務者について法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備です。

第34条の4は、地方法人税が新たに創設されることに伴い、法人町民税の法人税割の税率100分の12.3を100分の9.7とするものです。

2ページを御覧ください。

第48条は、ただいまの地方法人税の創設に伴い、外国法人に係る外国税額控除を適用対象に加えるなど、所要の規定の整備です。

次に、第52条は、法人税法で外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う所要の規

定の整備です。

4 ページを御覧ください。

第82条は、軽自動車税の税率の改正です。

概要としまして、第1項第1号の原動機付自転車と、5ページにあります第3号の二輪の小型自動車の税率は1.5倍を基本に、例外としまして現在最低年額1,000円を年額2,000円に、また4ページの第2号の軽自動車及び小型特殊自動車は四輪以上の乗用の自動車と小型特殊自動車の農耕用のものは1.5倍に、そのほかは1.25倍を基本に改正するものです。

具体的には、第1号の原動機付自転車ではイの総排気量が0.05リットル以下のもの、1リットルが1,000ccですので、通常言う場合は排気量が50cc以下のものということで、現行年額1,000円を改正案の年額2,000円に、このほかにロ、ハ、ニとありますが、改正案のとおりそれぞれの排気量等に応じて年額を改正するものです。

第2号では、軽自動車及び小型特殊自動車では代表的なものとしてイの軽自動車の4行目から四輪以上のものに乗用のものと貨物用のものがありますが、乗用自動車であれば現行年額7,200円を改正案の年額1万800円に、貨物用の自家用であれば現行年額4,000円を5,000円に改正するものです。このほかについても資料のとおり車両の種類に応じてそれぞれ改正するものです。

5 ページを御覧ください。

4行目からは附則の改正になります。第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例であります。租税特別措置法の改正に伴う所要の整備であります。

第6条から11ページまで続きますが、第6条の3まではもともと地方税法に同様の規定があり、それを条例でも規定していましたが、条文の内容が単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例であえて規定する必要のないものでありますので、条文を削除、または削るものです。したがって、制度の運用は法律であります地方税法の規定に基づき行いますので、今回この条文を削除等することによって制度そのものが変わるものではありません。

11ページ下段の第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期間を平成27年度までを3年間延長し、平成30年度までとするものです。

12ページを御覧ください。

第10条の2は、もともと地方税法で規定されていましたが、条例で定めるように法律が改正されたことにより条文を加えるものです。このため、制度そのものが変わるものではありません。

第1項の法附則第15条第2項第1号に規定するものとありますのは、具体的には水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設についての固定資産税の課税標準の割合を3分の1とするものです。

第2項の法附則第15条第2項第2号に規定するものは、大気汚染防止法に規定する指定物質

の排出抑制施設について、第3項の法附則第15条第2項第3号に規定するものについては土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設について固定資産税の課税標準の割合をそれぞれ2分の1とするものです。

第7項の法附則第15条第37項に規定するものは、水防法に規定する地下街等の所有者または管理者が平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の施設について、固定資産税の課税標準の割合を取得後5年間は3分の2とするものです。

第8項の法附則第15条第38項に規定するものは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で、冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素、または水のみを使用するものうち平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたものについて固定資産税の課税標準の割合を取得後3年間、4分の3とするものです。

12ページから13ページにかけての第10条の3の第9項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に一定の耐震の改修を行い、一定の基準に適合することについて証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から2年間当該家屋に係る固定資産税の2分の1相当額を当該家屋に係る固定資産税から減額するもので、この規定の適用を受けようとする場合は、耐震改修完了後、3か月以内に第1号から第6号までの事項を記載した申告書を提出しなければならないとするものです。

第16条は、最初の車両、軽自動車の関係ですけれども、最初の車両登録から13年を経過した翌年の14年目の年度分から三輪以上の軽自動車について標準課税のおおむね20%を引き上げるものです。

具体的には、14ページに続く表がありますが、読みかえになっておりますので、資料が少し飛びますけれども25ページの読みかえ表を御覧ください。

左側が読みかえ前で、右が読みかえ後ということで、三輪のもので年額3,900円を年額4,600円に、四輪以上のもので乗用のものの営業用は6,900円を8,200円に、自家用は1万800円を1万2,900円に、貨物用のものの営業用は3,800円を4,500円に、自家用は5,000円を6,000円にするものです。

資料の14ページに戻っていただきますでしょうか。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を3年延長するものです。

15ページの第19条から17ページまでの第19条の3までは規定を明確にするため、または法律改正に伴う所要の規定の整備であります。

第21条は、平成20年12月に公益法人関係法が施行し5年が過ぎましたので、旧民法第34条の法人から移行した法人等が固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告についての改正であります。

18ページを御覧ください。

第22条と19ページの第22条の2と、21ページの23条までは、東日本大震災に係る特例でありまして、法律で同様の規定があり、条例であえて規定する必要もないものですので、条文を削るものです。したがって、制度の運用は法律であります地方税法の規定に基づき行いますので、この条文を削ることによって制度そのものが変わるものではありません。

23ページを御覧ください。

題名が、第2条による改正菊陽町税条例の一部を改正する条例となっています。これは平成25年9月27日に菊陽町税条例第16号で公布しました菊陽町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。附則第20条の5を削るの次に、改正案の下線を引いた部分は地方税法の改正に伴う条ずれの改正です。

附則の第1条は、施行期日ではありますが、第1項内第2号中、7条の4第1項を7条の4に改める部分は単なる条文の整理ではありますが、（附則第20条の4第3項の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）を加えることによって利子所得の金額についての施行期日は平成29年1月1日ではなくて、平成28年1月1日とするものです。

第2条の経過措置の改正は、規定をより明確にするためなどの改正であります。

次に、附則について説明いたします。

資料最初に戻っていただきまして、6枚めくっていただきますでしょうか。

5行目の附則第1条施行期日でございます。

第1条の施行期日につきましては、平成26年4月1日からの施行です。ただし、次の各号ということで第1号から第6号までありますが、それぞれ各号に定める日から施行します。

第1号は、第1条中菊陽町税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定、これは地方法人税の創設に伴うもので、平成26年10月1日からの施行とし、第2号で第1条中菊陽町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は平成27年1月1日とし、第3号は第1条中菊陽町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条、これは軽自動車税の改正に関するもので、括弧書きの部分を除いて平成27年4月1日が施行期日となり、（第1条の規定による改正後の菊陽町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）とありますのは、最初の車両登録から13年を経過し、14年目からの課税分の軽自動車税の改正の部分になりますが、次の第4号に規定がありまして、平成28年4月1日が施行期日となります。

その第4号ですが、第1条中菊陽町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定、これは外国法人に係る改正部分と、先ほどの軽自動車税の改正部分で、平成28年4月1日が施行期日となります。

第5号は、第1条中菊陽町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条

の2第2項の改正規定、これらについては全て町民税の関係で、法令等の改正に伴う条項の整理等の内容の部分で、平成29年1月1日が施行期日です。

第6号は、第1条中菊陽町税条例第57条及び第59条の改正規定、これは地方税法の改正による条項の整理の部分で、子ども・子育て支援法の施行の日を施行期日とするものです。これは、今後消費税がどうなるか確定していませんが、今の段階では消費税を10%に引き上げる予定の施行の日、平成27年10月1日の属する年の翌年の4月1日までの間に政令で定める日となっております。

次の第2条は、見出しにありますように町民税に関する経過措置です。

第1項は、別段の定めがあるものを除き、新条……

(「これは何ページです」の声あり)

ページが振ってありませんけども、今のは7枚目ですね。前から7枚です。

第2条は、見出しにありますように町民税に関する経過措置です。

第1項は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例によらし、第2項は新条例附則第4項の2の規定は公益法人等に係る町民税の課税の特例で、租税特別措置法の改正に伴う所要の整備であります。平成27年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については従前の例によらし、第3項は新条例附則第19条の3第2項の規定は租税特別措置法の改正に伴う所要の規定の整備であります。平成27年度以降の年度分の個人の町民税について適用するとし、第4項は新条例第33条第5項附則第7条の4及び第19条第1項の規定は町民税の関係で法令等の改正に伴う条項の整理等の内容の部分ですが、平成29年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度までの町民税についてはなお従前の例によらし、第5項は新条例附則第19条の2第2項の規定は町民税の課税の特例の規定の明確化の部分で、平成29年度以降の年度分の個人の町民税について適用するとし、第6項は次項に定めるものというのは法人税割の税率改正の部分で、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分の法人の町民税についてであります。これを除き新条例の規定中法人の町民税に関する部分は附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、これは平成28年4月1日ですが、この日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税についてはなお従前の例によらし、第7項は新条例第34条の4の規定は、第6項でもありました法人税割の税率改正の部分で、附則第1条第1項に掲げる規定の施行の日、これは平成26年10月1日です。この日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税についてはなお従前の例によるものです。

次の第3条は、見出しにありますように固定資産税に関する経過措置です。

第1項は、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は平成26年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税についてはなお従前の例によるとし、第2項は新条例附則第10条の2第1項の規定は平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して、これは水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設についての固定資産税の課税標準の特例ですが、これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するとし、第3項は新条例附則第10条の2第2項の規定は平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して、これは大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設についての固定資産税の課税標準の特例ですが、これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用するとし、第4項は新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して、これは土壌汚染対策法に規定する特例有害物質の排出抑制施設についての固定資産税の課税標準の特例ですが、これに課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第5項は、新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して、これは地下街等の洪水時の避難の確保などのための一定の設備についての固定資産税の課税標準の特例ですが、これに課すべき27年度以後の年度分の固定資産税について適用するとし、第6項は新条例附則第10条の2第8項の規定は平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して、これはフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器に適用される固定資産税の課税標準の特例ですが、これに課すべき27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第7項は、新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して、これは建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震改修が一定の基準に適合する場合に適用される固定資産税の課税標準の特例ですが、これに課すべき27年度以後の年度分の固定資産税について適用するとするものです。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置で、新条例で82条の規定は軽自動車税の税率の改正についてであります。平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税についてはなお従前の例によるとし、第5条は第1項で新条例附則第16条の規定は最初の車両登録から13年を経過した翌年の14年目の年度分の三輪以上の軽自動車税についての改正についてであります。平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するとし、第2項は平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。これは、平成15年10月14日より前に初めて車両登録があった軽自動車については、登録月

が把握できていないため、登録月をその属する年の12月とするものです。

第6条は、平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

これは表の読みかえになりますので、参考資料の27ページを御覧ください。

平成27年3月31日までに最初の車両登録をした三輪以上の軽自動車については、改正前の現行の税率を適用するためのものです。例えば、代表的なものとして四輪以上のもので乗用のものの自家用であれば、年額1万800円を年額7,200円とするものです。ほかの種類については、資料のとおりです。

また、資料の28ページを御覧いただきますと、読みかえ表がありますが、これは平成27年3月31日までに最初の車両登録をした三輪以上の軽自動車が13年を経過し、14年目の年度になったとき、これは施行期日時点で既に14年目の年度になっているものも含まれますが、軽自動車税の税率を規定するためのものです。

これは読みかえ表の読みかえとなっておりますので、次の29ページを御覧ください。

例えば、四輪以上のもので乗用のものの自家用は年額7,200円が1万2,900円になります。なお、ほかの種類については資料のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第1号で専決処分の承認ということで今説明があったんですけども、地方の第179条第3項の規定によりということなんですけど、今回の中身は26年度にかかわるものと、その以降の分がかなりあるかというふうに思うんですけど、その以降の分とは専決でなくても十分審議ができる時間があるのではないかということが質問と、あと今ちょっと説明をいただいたんですけども、非常に条例の分だけで分かりづらいので、やっぱりどういうふうになるかという参考資料等もついてはいますけれども、もう少し分かりやすくできる工夫はないのかという2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） まず、1つ目の26年度分だけの改正だけではなくてそれ以降の分もということの御質問ですけども、これが法律の改正そのものが同じようにこういった形で先のことに対してまで変わってしまいますもんですから、それと一緒に合わせておかないと、また次の改正次の改正が出てきた場合につじつまが合わなくなって、もう条例自体がちぐはぐになってしまいますもんですから、これはもう法律の改正に合わせて条例の方も同じように合わせ

ておく必要がありますので、そういった手法といたしますか、そういったやり方でございます。

それから、資料が内容が分かりづらいということでございますけども、確かに地方税法の改正は条文自体が読みかえとか何条の規定によるとか、そういったよそを呼びに行くような規定で大変分かりづらうございます。ですので、今回大きな改正があったものは一番最初の方に申し上げましたように軽自動車税の改正、それから法人住民税ですね。町民税ですね。その関係が大きなところだろうかと思います。

あとの内容につきましては、若干具体的なものもございましたけども、条文のずれとかそういったものが結構多ございますので、なるべくその2つ、今回についてはその2つぐらいについては資料も考えなくもなかったんですけども、この次の検討課題ということで、これからそういうふうに検討しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） ただいまの小林議員と似たようなことになるかと思いますが、多少自戒を込めて申し上げます。ほとんど理解できませんでした、今の説明ですね。ただ、課長さんとしてはこれはもう税法というのは大事なことですから、正確にやっぱりきちつと言わにゃいかんということで逐条で行かれたと思いますけれども、実際にはほとんど理解ができないといひますか、本当は我々がちゃんと読んで理解をしてこの議場に臨まなくちゃいけないのがもう筋だと思ひますけれども、大体もともとが地方税法というのがもう変わってきておって、それとの整合性をこの条例でとるといふ性質のものなので、基本的にはこれはもう認める以外にはなからうといふ態度でずっと見ているもんですから、余り精査をしないといふところがあります、実際の話がですね。だから、自戒を込めて申し上げるんですが、今回総務常任委員会ではこの専決処分の分からないところについて若干の議論を課長さんも来ていただいていたいたしました。ですから、こういう問題の場合には、今後はもう少し議論の仕方、論点の絞り方とか、そういうことについて工夫が要るのではないかといふふうな気がいたします。これは質疑ですから質疑の形せんといけません、そういう論点整理の仕方ですね。それあたりをお互いに執行部も議会もちょっと話し合つて、こういう種類のものについては今後検討すると、審議のあり方を検討すると、そういうふうにしていただきたいと思ひますが、いかが思われますか。質疑にせにゃいけません。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） ほかの団体、市町村とかのやり方とかも参考にしながら検討させていただきたいと思ひます。よろしく願ひします。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてということで今提案がありましたけれども、この分は主に自動車取得税の引き下げに伴って代替財源の確保のために軽自動車税や原付、オートバイに係る軽自動車税が大幅に増額される条例です。原付二輪車については約1.5倍の引き上げになります。この菊陽町もそうだと思うんですけれども、やはり都市部と違って地方においては車が生活の必需品ということで非常に負担が重くなるというふうに思いますので、やはりこの点については賛成できないということを述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（大塚 昇君） 日程第2、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものであります。

経過を申しますと、地方税法施行令の一部を改正する政令が去る3月31日に公布されました。これに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

内容は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額と保険税の減額の基準についての改正であります。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと改正条文がございますが、条文では分かりにくいので2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条の課税額であります。第3項が後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額14万円を16万円にし、第4項が介護納付金課税額に係る課税限度額12万円を14万円とするものです。

第18条は、条項の整理です。

第23条は、国民健康保険税の減額で、第1項は先ほどの第2条でありました限度額の改正に伴うもので、第1項第2号は当該納税義務者を除くを削ることによって5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めることとなります。

第1項第3号は、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を35万円を45万円とするものです。

前から3枚目の改正文に戻っていただきまして、附則について説明いたします。

第1条の施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行するものであります。

第2条の適用区分は、改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第2号の専決処分の承認を求めることについてということで今税務課長より説明をしていただきましたが、今度の改正の主なものは後期高齢者支援金等の限度額が14万円から16万円に限度額上限の引き上げ、また介護納付金の課税額ですね。これも14万円から16万円の引き上げで、1つは両方とも上限の引き上げになるという点で反対するものです。ただ一方で、国民健康保険税の減額が行われるということで、これは5割軽減、2割軽減の方対象、特に低所得者の方に対しては優遇されるというか、条件がよくなるということで、この点については賛成をしますが、やはり限度額の引き上げは今でも国保税の収入そのものは非常に国保税世帯は収入が低いですから、非常に重い負担になるという点で反対をするものです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

○議長（大塚 昇君） 日程第3、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

承認第3号の専決処分の承認を求めることについては、平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））についてであります。

3月の定例会以降に確定しました各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入、それから緊急を要する歳出などについて調整し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額から1億135万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を149億3,447万2,000円と定めました。

第2条では繰越明許費の追加及び変更を第2表で、第3条では地方債の変更を第3表でそれぞれ定めております。

2ページをお開きください。

2ページから6ページは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降で説明させていただきます。

7ページをお開きください。

次は、第2表の繰越明許費補正の1の追加で、款の6農林水産業費、項の1農業費の急速充電器設置事業を1,026万5,000円追加しました。

次に、2の変更は、款の3民生費、項の2児童福祉費の地域少子化対策強化事業614万5,000円を0円とするものです。これは、経済対策として3月補正で計上しましたが、全額県補助の事業でありましたが、事業が採択されなかったということで減額するものでござい

す。

8ページをお開きください。

次は、第3表の地方債の補正の1、変更で、記載のとおり3件の限度額の調整を行っております。合計しますと、28億1,690万円から690万円を減額し、平成25年度の地方債の限度額を28億1,000万円といたしました。

10ページをお開きください。

次は、補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、まず1、総括の歳入ですが、3月の補正後において確定した歳入などについて補正しました。

主なものでは、款の12地方交付税を1億4,454万9,000円増額し、款の20繰入金を1億2,712万1,000円減額し、款の22諸収入を4,451万9,000円減額しております。

以上、合計で1億135万1,000円を減額し、歳入総額を149億3,447万2,000円といたしました。

下の11ページを御覧いただきますと、歳出になります。

主なものでは、款の3民生費は7,722万円の減額、款の4衛生費は8,285万3,000円の減額、款の10教育費は1,505万3,000円の減額、最後に歳入歳出予算調製のため款の14の予備費を8,187万6,000円増額しております。

以上、合計で1億135万1,000円を減額し、歳出総額を149億3,447万2,000円といたしました。

なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

次に、12ページをお開きください。

これからは款項目節ごとの説明になりますが、主なものについて説明いたします。

まず、2の歳入ですが、款の2の地方譲与税から15ページの款の13の交通安全対策特別交付金などの各種交付金等は確定額に合わせて増減しておりますが、このうち15ページをお開きいただき、款の12地方交付税は特別交付税を1億4,454万9,000円増額しました。これにより特別交付税の合計は1億7,454万9,000円となり、普通交付税と合わせた地方交付税の総額は5億5,085万8,000円となりました。

16ページをお開きください。

中ほどの款の16国庫支出金は18ページにかけまして国庫負担金、項の2は国庫補助金、項の3国庫委託金をそれぞれ記載のとおり増減いたしているところでございます。

18ページをお開きください。

中段の款の17県支出金は20ページにかけて県負担金、県補助金、県委託金それぞれ記載のとおり増減しておりますが、このうち19ページを御覧いただき、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の3児童福祉費補助金、説明欄の下になりますけど地域少子化対策強化交付金は、先ほど説明しましたとおり事業が採択されなかったというところで減額いたしております。

21ページをお開きください。

下の段の款の20繰入金、項の2基金繰入金は目の1財政調整基金繰入金を5,000万円、目の3公共施設整備基金繰入金を1,908万5,000円、それから次の22ページをお開きいただき、目の8学校建設基金繰入金を5,000万円それぞれ減額し、補正額としましては1億2,712万1,000円の減額で、基金繰入金の合計額は2億6,351万4,000円となるものでございます。

下の23ページを御覧いただき、款の22、項の5雑入、目の4雑入、節区分の2の臨時診療所診療収入は新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額いたしております。

中段以降の款の23の町債は記載のとおりでございます。

以上で歳入を終わり、次は歳出に移らせていただきます。

25ページをお開きください。

歳出は、補正額が0円の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

また、40ページには給与費明細をつけております。

それでは、増減額の大きいものを中心に説明いたします。

27ページをお願いいたします。

款の3民生費、項の2児童福祉費は28ページにかけて説明欄に記載のとおりそれぞれ減額しているものでございます。

29ページを御覧いただき、29ページは款の4衛生費、項の1保健衛生費は、説明欄にありますような各種の予防接種や健診委託料をそれぞれ減額いたしております。

また、目の5の臨時診療所費は、新型インフルエンザ蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、歳入と同じく4,277万円全額を減額いたしました。

31ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の17農業構造改善事業費は節区分19の負担金、補助及び交付金で、電気供給工事負担金を326万5,000円増額しました。これは、「さんふれあ」におきます急速充電器の設置するための負担金というところでございます。

あわせて、明許繰越を設定しているところでございます。

32ページ以降につきましては、款の8の土木費、款の9の消防費、款の10の教育費、それから款の13の諸支出金について実績に応じ調整しているところでございます。

最後に、39ページをお開きください。

款の14の予備費は、歳入歳出予算調製のため8,187万6,000円増額し、予備費の計を1億7,537万5,000円といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号でページの7ページの農林水産業費の急速充電器設置事業の繰越の理由と、それから民生費の地域少子化対策強化事業は採択されなかったということなのですが、主にどういう内容を考えておられたのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、急速充電器設置事業の繰越理由についてお答えいたします。

急速充電器設置につきましては、次世代自動車の4企業からの補助金をいただいて設置する事業でございますが、本来この充電施設については単独で電気供給、九電からの電気の供給を受けるところでございましたが、負担金の問題等が発生しまして、どうしても年度内に完成することができませんでしたので、今回専決で負担金の方をお願いいたしまして、繰越しとさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

今、小林議員が御質問されました地域少子化対策強化交付金についての御質問にお答えします。

まず、この地域少子化対策事業につきましては、国の平成25年度補正予算で全国枠30億1,000万円で新設されまして、これは市町村独自に地域の実情に応じて国が指定します、結婚、妊娠、出産、育児に関するそれぞれの切れ目のない支援を4つのテーマを全て盛り込んで、それらの事業がいわゆる先駆的な取組として国の方で判断されれば市町村の場合、最大800万円を上限として交付金が交付される事業であります。町では国との協議を開始するに当たり本年3月定例議会において一般会計補正予算（第5号）の歳入のところで地域少子化対策強化交付金ということで今回減額しております614万5,000円を計上して平成26年度に繰越する予定でありましたけれども、これ町では地域の実情を踏まえ先駆的な事業として菊陽町の独自の少子化対策強化事業を国に申請しましたが、本事業は補助率が100%という交付金でありまして、審査基準が非常に厳しいものでありました。そういったところで、その後内閣府の方から菊陽町のこの少子化対策強化事業の計画については全国的な水準でいきますとまだ先駆的な取組までいってないというようなところで今回は先ほど話があったように採択にならなかったというところでございます。

本年3月議会のときに予定しておりました分の事業でございますが、この地域少子化対策事業については国の方で4つのテーマを指定しておりました。まず1つが、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うための仕組みの構築、それと2番、結婚に向けた情報提供等、3番、妊娠、出産に関する情報提供、そして4番目としまして結婚、妊娠、出産、育児をしや

すい地域づくりに向けた環境整備ということで4つの事業がありまして、これを全て盛り込むと。それが全て全国水準で先駆的でないとだめだということでありまして、町ではまず1番の結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うための仕組みの構築ということで、これは計画としては少子化フォーラムということを考えておりました。それと、結婚に向けた情報提供につきましては、これは婚活のためのスキルアップセミナーということで、婚活事業、カップルを組み合わせるんじゃなくて、婚活をする上での男女のそれぞれのスキルアップ事業を行いたいというところで案を出しておりました。それと、国がテーマとしました妊娠、出産に関する情報提供につきましては、妊娠、出産等の啓発事業、これは主にパンフレットをつくったりとかということで考えておりました。それと、結婚、妊娠、出産、育児をしやすい環境づくりに向けた環境整備につきましては、3本考えておまして、これは平成26年度の当初予算にも上げておりましたけれども、放課後児童クラブの統一運営組織の構築事業ということで、これもユニークな取組ということで出しておりました。それとあと、来年4月から始まります子ども・子育て支援新制度の候補事業ということで上げました。それとあと、保育士等の発達障害に関するスキルアップということで、それらの事業を菊陽町の少子化対策強化事業として一応計画しておりましたけれども、全国的なレベルでは先駆的とまでは言えないというところで、今回の事業は不採択となったところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第23号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第23号平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第23号平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

先日の町長の提案理由説明にありましたように、新年度に入ってから2か月余りしか経過していませんが、急を要するものが生じたので補正をお願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に3,256万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億3,256万8,000円と定めるものであります。

第2条では、継続費の変更を第2表で、第3条では地方債の変更を第3表でそれぞれ定めております。

2ページをお開きください。

2ページから3ページは、第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は7ページ以降の補正予算に関する説明の中で説明いたします。

4ページをお開きください。

第2表の継続費補正の変更であります。

変更しますのは、款の2総務費、項の1総務管理費の（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業で、平成26年度の年割額及び総額をそれぞれ1,713万6,000円増額するものであります。補正後の平成26年度の年割額を3億2,968万7,000円、総額を9億3,900万5,000円といたしております。

変更の理由は、建設工事の基礎打ちの際、転石のため工法を変更したことにより工事費が増加しましたので、今後予算が不足するということをございまして、今回はその不足分を計上しているものでございます。

下の5ページを御覧いただき、次は第3表の地方債補正の1、変更で、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業を1億760万円から1億7,560万円に変更するもので、6,800万円の増額となります。これにより、地方債の総額は14億4,640万円となります。

8ページをお開きください。

補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、まず1、総括の歳入です。

補正額を申しますと、款の16国庫支出金を233万2,000円、款の20繰入金金を4,800万円それぞれ減額し、款の22諸収入を1,490万円、款の23町債を6,800万円それぞれ増額し、歳入合計は補正額としまして3,256万8,000円を増額し、総額を133億3,256万8,000円といたしております。

下の9ページは、歳出になります。

主な補正額を申しますと、款の2総務費を3,203万6,000円、款の3民生費を119万9,000円、款の6農林水産業費を384万6,000円それぞれ増額し、予算調製のため款の14予備費を522万4,000円減額し、歳出合計は補正額として3,256万8,000円を増額し、総額は133億3,256万8,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

10ページをお開きください。

次は、2の歳入です。

款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金を353万1,000円減額しておりますが、これは（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業分であります。

目の2民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時給付金事業補助金で、事務費分の119万9,000円を増額するものであります。

中段の款の20の繰入金、項の2基金繰入金、目の3公共施設整備基金繰入金は、4,800万円を減額しております。これは（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業の町債の増が見込めるための減額でございます。

次に、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、節区分4のその他の雑入で、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を1,490万円計上しております。

下の11ページを御覧いただき、中段の款の23町債、項の1総務債、目の1総務債は、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業の6,800万円であります。

次の12ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。

まず、款の2総務費、項の1総務管理費、目の10地域政策費は、（仮称）菊陽町光の森複合施設建設の工事費を1,713万6,000円計上しております。

内容は、先ほど申しましたとおり基礎打ちの際、転石のための工法変更による工事費の増に係るものでございます。

次に、目の12自治振興費は、先ほど歳入にありましたコミュニティ助成事業の分でございます。1,490万円を計上しております。これは、2つの地区に対するもので、財源は全てその他の財源でございます。

それから、下の13ページを御覧いただき、款の3民生費、項の2児童福祉費、目の2児童措置費は、子育て世帯臨時特例給付金事業に係るもので、財源は全て国庫支出金でございます。

14ページをお開きください。

次は、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の4畜産振興費で、鳥インフルエンザや口蹄疫発生時の初動防疫に必要な資機材の購入費を合わせまして384万6,000円計上いたしております。

下の15ページを御覧いただき、款の8土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費は、中九州横断道路早期整備促進総決起菊池大会を実施するに当たり、大会開催に係る負担金を20万円計上しているところでございます。

次の16ページをお開きください。

款の10教育費、項の3中学校費、目の5学校建設費は、菊陽中学校建設事業の中の給食室の増築・改修工事費1億4,700万円のうち4,100万円を給食用備品購入費に予算の組替えというところでございます。

下の17ページを御覧いただき、款の14予備費は予算調製のため522万4,000円を減額しているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○6番（坂本秀則君） ページ、12ページの目の12の自治振興費ですね。この補助金の相手が2団体とおっしゃったんですが、もうちょっと具体的な説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それじゃ、お答えいたします。

これは財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業といいまして、宝くじの財源を原資としております。一応今回幾つかの団体が26年度申し込まれておりましたけれども、2団体が採択をされております。杉並台区の公民館助成、それと中代区の公民館の備品についての助成でございます。これ毎回毎年度毎年度募集はあっておりますけどなかなか採択が厳しいような助成事業です。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 光の森の複合施設の建設事業の地方債の補正で公共施設の整備繰入金は減額4,800万円で減額して、総務債がトータルで6億9,580万円になっているんですけども、大体こういう地方債に切り替える時期というのは一定事業が国との折衝とかいろいろあると思うんですけど、こういうふうにか月か月でこういうふうにか切り替えになるんですけども、その流れについてちょっと教えていただきたいのと、あと地方債の補正のところは今利率が年5%以内というふうになっていますが、大体今の利率というのはどのくらいかと、その2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、小林議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、地方債の補正する時期等であったかと思えます。この光の森の複合施設の建設事業につきましては交付金事業でございまして、当然交付金の額は増減したりいたします。それに伴いまして、地方債の額も変更になるというところでございますが、今回につきましては1次協議でできなかった分を今回2次協議で行うというところでございます。

それからもう一点が、地方債の利率というところでございます。

せんだって5月だったと思えますが、銀行等の借入札を行いました。そのときはすごく安くございまして、0.03%だったと思えますので政府資金よりも安かったという例もございまして。これやっぱり入札をする時期によっても変わりますでしょうし、全体的な金融の景気あたりにも変わってくると思えますが、近年では銀行、国の方も安くございまして、民間関係は特に低いというのは言えるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第24号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第24号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第24号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定によりまして町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御承認をいただきたい道路は、原水駅前1号線、沖野7号線、光の森106号線及び光の森109号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

1の路線は原水駅前1号線であります。

場所は、町営光団地西側になりまして、光団地と県道熊本菊陽線を結んでおり、民間住宅地

開発で築造され、町に帰属された道路であります。延長が116.43メートル、幅員が5.0メートルの道路でございます。起点、終点とも、菊陽町大字原水字迎原地内であります。

続きまして、2ページを御覧ください。

2の路線は沖野7号線であります。

場所は、沖野2丁目の県道辛川鹿本線の北側で、堀川中継ポンプ場の西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路でございます。延長が61.80メートル、幅員が6.0メートルの道路であります。起点、終点とも、菊陽町沖野2丁目地内であります。

続きまして、3ページを御覧ください。

光の森106号線と光の森109号線であります。

朱色で示しました3の路線が光の森106号線で、4の路線が光の森109号線であります。昨年12月議会にゆめタウン光の森店の開発計画により廃止をしておりましたが、今回熊本県が開発計画の許可を出したことにより計画が確定しましたので、認定するものであります。

3の光の森106号線は、起点部分は変わりませんが、終点部分がJR光の森駅前道路町道杉並木線に接続いたします。また、4の光の森109号線は、終点部分は変わりませんが、起点部分が南側の光の森108号線の接続部分に位置するものであります。なお、ゆめタウン光の森別館南側の青色の破線は昨年12月に町道廃止した箇所であります。光の森106号線については延長が298.94メートル、幅員が6.0メートルから10.0メートル、光の森109号線については延長が162.50メートル、幅員は10.0メートルでございます。いずれの道路も起点、終点は光の森7丁目地内であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第25号 合志市道路線の認定に係る承諾について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第25号合志市道路線の認定に係る承諾についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第25号合志市道路線の認定に係る承諾について御説明いたします。

提案理由であります。菊陽町区域内に存する合志市道路線の認定について、道路法第8条第4項で市町村の区域を越えて市町村道の路線を認定する場合には、関係市町村長は議会の議決を経なければ承諾をすることができないと規定されているため、議会の議決を求めるものであります。

御承認をいただきたい道路は、合志市道福原原水線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

路線名は、福原原水線であります。

場所は、セミコンテクノパークと菊池病院との間に位置しておりまして、合志市道竹迫第二テクノ線と、県道大津植木線を結ぶ新設道路であります。延長が1,094.0メートル、幅員が10.0メートルの道路でございます。この道路は、菊陽町地内を区間1で延長135.0メートル、区間2で延長188.0メートルが通過するため、合志市道路線の認定に係る承諾を求めるものであります。

なお、全区間の起点は、議案書の別紙に記載のとおり、合志市福原字長迫地内、終点は菊陽町大字原水字北上原地内でありまして、菊陽町地内の区間1、区間2の起点、終点はともに菊陽町大字原水北上原地内であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号 町道路線の変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第26号町道路線の変更についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第26号町道路線の変更について御説明いたします。

提案理由であります、セミコンテクノパーク東側の原水工業団地内で平成25年度に町道のつけかえ工事を実施いたしましたので、道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

御承認をいただきたい道路は、上大谷1号線と上大谷2号線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

1の路線は上大谷1号線であります。

青色の路線が破線から東側の実線へつけかえた町道南方護川線です。旧起点が東側の新起点に移動したものであります。このことにより、延長855.12メートルが787.33メートル、幅員は変更なしで5.98から8.07メートルであります。起点は、菊陽町大字原水字上大谷、終点は菊陽町大字原水字下大谷と変更なしであります。

2の路線は上大谷2号線であります。

詳細図で説明しますと、同様につけかえにより旧起点が東側の新起点に移動したものであります。このことにより、延長313.10メートルが308.70メートル、幅員は変更なしで7.99から9.35メートルであります。

起点は、菊陽町大字原水字下大谷が字上大谷に変更し、終点は菊陽町大字原水字上大谷で変更なしであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 報告第2号 平成25年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について**

○議長（大塚 昇君） 日程第8、報告第2号平成25年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第2号平成25年度菊陽町一般会計予算継続費繰越計算書について説明いたします。

内容は、平成25年度一般会計予算の中で議決いただきました継続費について、5月31日までに繰越額を調整しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定より、繰越計算書として報告するものであります。

表紙をめくっていただきますと、継続費繰越計算書がございます。

まず、款の2総務費、項の1総務管理費の（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業で、継続費の総額は9億2,186万9,000円であります。このうち平成25年度継続費予算現額の計が6億931万8,000円で、支出済額は2億3,445万6,000円あります。差し引きますと、残額は3億7,486万2,000円となり、翌年度繰越額も同じ額となります。財源は記載のとおりでございます。

次は、款の10教育費、項の3中学校費の菊陽中学校増築・改修事業で、継続費の総額は20億3,139万3,000円あります。このうち平成25年度継続費予算現額の計が11億5,894万8,000円で、支出済額は6億5,155万2,400円あります。差し引きますと、残額は5億739万5,600円となり、翌年度繰越額も同じ額となります。財源は記載のとおりであります。

以上、2つを合計しますと、継続費の総額が29億5,326万2,000円、平成25年度継続費予算現額の計が17億6,826万6,000円、支出済額及び支出見込額は8億8,600万8,400円、残額と翌年度繰越額が8億8,225万7,600円となります。財源は繰越金が7,978万600円、特定財源の国県支出金が1億8,987万7,000円、地方債が6億1,260万円あります。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 報告第3号 平成25年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について**

○議長（大塚 昇君） 日程第9、報告第3号平成25年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算

書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、報告第3号平成25年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

平成25年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月30日までに繰越額を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で金額とありますのが予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に平成26年度に繰越した額になります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を中心に御説明申し上げ、詳細につきましては御質問等に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、3行目の款の2総務費、項の1総務管理費の地区公民館整備費補助事業は1,200万円ございまして、内容は中代区と中尾区に対する補助金でございます。

次に、4行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業は4,080万円で、これは認知症高齢者グループホーム設置者に対する補助金で、財源は全て県補助金ということになっております。

次に、款の6農林水産業費、項の1農業費の急速充電器設置事業は1,026万5,000円で、内容は先ほどもございましたが、「さんふれあ」駐車場に設置します急速充電器の設置に係るものでございます。

次に、下から2行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の狭あい道路整備等促進事業は1,055万6,000円で、これは三里木北地区の道路改良事業でございます。

最後の行の款の8土木費、項の3都市計画費の鼻ぐり井手公園拡張整備事業は1億2,050万円を繰越しております。内容は、管理棟の建築工事で、一部は入札を執行しているところでございます。

次のページをお開きください。

次は、款の10教育費、項の2小学校費の小学校空調設備設置事業で2億181万6,000円を繰越しております。菊陽北小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校3校分の空調設備設置工事で現在工事を施工中でございます。

以上、合計しますと翌年度繰越額は12の事業で4億2,865万8,000円になります。

なお、このうち6つの事業3億4,240万5,000円は経済対策に係る前倒し事業の分でございます。

なお、財源は記載のとおり未収入特定財源の国庫支出金が1億5,297万7,000円、地方債が2億3,250万円、一般財源が4,318万1,000円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第4号 平成25年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、報告第4号平成25年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（士野公典君） それでは、報告第4号平成25年度下水道事業会計予算繰越計算書について説明いたします。

平成25年度下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして建設改良費に係る予算を翌年度に繰越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をお開きください。

繰越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名公共下水道事業で、事業費総額2億1,671万円のうち8,385万円を繰越したものでございます。その内訳でございますが、工事請負費でございまして、汚水工事に3,061万9,000円、雨水工事に5,323万1,000円でございます。

次に、繰越しました理由としましては、鼻ぐり井手公園整備に伴います汚水工事につきまして認可区域拡大の変更協議に不測の日数を要したものでございます。また、向陽台及び花立の一部の地域の雨水工事につきまして関係機関との協議に不測の日数を要し年度内の完了が困難となったため、予算の繰越しを行ったものでございます。

なお、財源といたしましては、交付金が4,078万2,000円、地方債が3,790万円、損益勘定留保資金が516万8,000円としております。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第11 報告第5号 菊陽町土地開発公社の経営状況について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、報告第5号菊陽町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、報告第5号菊陽町土地開発公社の経営状況につきまして説明させていただきます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、菊陽町土地開発公社の平成25年度決算に関する書類を別添のとおり提出するものです。

決算につきましては、土地開発公社経理基準要綱、土地開発公社予算基準、菊陽町土地開発公社財務規定により作成しております。

表紙をめくっていただきまして、1ページをお開き願います。

平成25年度決算に関する書類は、事業報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、財産目録、収入支出決算明細書、決算附属諸表で構成されています。

次の2ページをお開き願います。

平成25年度事業報告書です。

事業の実施状況で、原水工業団地造成事業について報告します。

原水工業団地造成事業は、平成16年度に事業決定され、用地買収、造成工事を経て平成19年度の7月に第1期分譲用地である9万525平米を、その後平成23年度に3万447平米を販売しています。平成25年度においては解散に向けた事務を進め、平成26年3月28日に県知事からの解散の認可を受けたことにより公社は解散し、現在清算業務を行っています。

下の3ページをお願いします。

平成25年度損益計算書の説明をいたします。

これは、単年度の経営成績をあらわす計算表になります。

1、事業収益及び2、事業原価は売却がなかったため0円となっています。

3、販売費及び一般管理費で、事業損失として620万4,271円、内訳は土地の草刈り、雑工事費などの維持管理費です。

4、事業外収益、(1)受取利息5,339円、(3)雑収益2万9,000円で、合計3万4,339円。

5、事業外費用、(1)支払利息603万1,692円、これは借入金の利息になります。

以上のことから、経常損失は1,220万1,624円となっています。

6、特別利益、(1)代位弁済による特別利益8億420万円、これは第三セクターと改革推進債を町が活用し、町から代位弁済してもらった金額で、12ページに掲載しています短期借入金及び長期借入金を返済した額となります。

次に7、特別損失、(1)代物弁済による特別損失8億3,051万7,217円、これは町から代位弁済してもらったものを土地開発公社保有の有形固定資産53万5,500円と土地8億2,998万1,717円をもって町に弁済した額となります。

次の4ページをお開き願います。

平成25年度貸借対照表になります。

これは、財政状況をあらわす計算表になります。

まず、資産の部です。1、流動資産の中の(1)現金及び預金は919万2,232円、(2)から(5)までは0円となっております。

流動資産合計、資産合計とも919万2,232円。

次に、負債の部に移ります。

1、流動負債、(1)未払金0円、(2)短期借入金0円、流動負債合計0円となっております。

2、固定負債、(1)長期借入金0円、負債合計も0円となっています。

下の5ページをお願いします。

次は、資本の部です。

1、資本金の基本財産、資本金合計とも500万円です。

2、準備金、(1)前期繰越準備金4,271万1,073円、(2)当期純損失3,851万8,841円で、準備金合計は419万2,232円となります。これに資本金合計の500万円を足しまして、資本合計919万2,232円になります。この資本合計に4ページの負債合計の0円を足しますと、負債資本合計は919万2,232円となり、資産合計と一致します。

次の6ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書です。

平成25年度の全ての現金の動きをあらわす、示す計算表となります。

1、事業活動によるキャッシュ・フロー、(1)土地造成事業収入0円、(2)その他事業収入3万4,339円で、預金利息、用地貸付けの合計になります。

(3)土地造成事業支出、1)取得に係る支出、マイナス979万5,760円、これは9ページの土地造成事業費になります。

(4)その他事業支出、マイナス1,223万5,963円、これは8ページの販売費及び一般管理費と支払利息になります。合計しまして、マイナス2,199万7,384円。

次に、2、投資活動によるキャッシュ・フロー、(1)有形固定資産の取得による支出マイナス53万5,500円、これは9ページの固定資産取得になります。

次に、3、財務活動によるキャッシュ・フロー、(1)長期借入れによる収入800万円、(2)長期借入金の返済による支出0円。合計しまして800万円。

以上により、現金及び現金同等物増減額マイナス1,453万2,884円、現金及び現金同等物期首残高2,372万5,116円、現金及び現金同等物期末残高919万2,232円。

下の7ページは平成25年度の財産目録で、1、資産の部は現金及び預金で資産合計が919万2,232円、2、負債の部は0円、差引純財産は919万2,232円となっています。

以降の8ページから12ページまでは、これまでの説明と内容が重複しますので、省略いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 報告第6号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、報告第6号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（志垣敏夫君） それでは、報告第6号有限会社さんふれあの経営状況について説明します。

有限会社さんふれあは、町が出資している法人でありますので、地方自治法243条の3第2項の規定により、平成25年度決算に関する書類及び平成26年度の事業に関する書類について報告するものであります。

では、表紙から2枚めくってください。

平成25年度の決算に関する書類でございます。

それでは、3ページを御覧いただきたいと思います。

平成25年度事業の実施状況です。4月から翌年3月末までの期間において実施されたものです。主なものを申し上げます。4月8日、さん彩出荷協議会の総会。5月19日、春の感謝祭では農産物PRと各種イベントの開催。6月9日、「さんふれあ」創業祭ではミニ新幹線体験乗車他イベントの開催。6月17日、さんふれあ杯グラウンドゴルフ、参加者164名。7月7日、「さんふれあ」七夕ライブ。10月4日、さんふれあ杯グラウンドゴルフ、参加者146名。10月13日、ジャズコンサート。11月17日、鼻ぐり井手祭りで農産物加工品の販売。11月23日、秋の感謝祭、農産物PRと各種イベントの開催。12月9日、さんふれあ杯グラウンドゴルフ、参加者149名。12月28日から29日、年末杵つき餅の実演販売。1月2日、温泉初湯、大広間の営業。1月4日、初売り。3月10日、さんふれあ杯グラウンドゴルフ、参加者188名。3月30日、第5回富士フイルムさくら祭りに出店。そのほかに、毎月ふれあ館コンサート、感謝デー、さん彩便りの発行が行われております。

次に、4ページから11ページに記載されています平成25年度決算の状況について報告いたします。

まず、6ページの貸借対照表を御覧ください。

資産の部の合計が7,229万334円、負債の部の合計が4,341万594円です。また、純資産の部合

計が2,887万9,740円で、負債及び純資産の部の合計が7,229万334円です。

次に、7ページを御覧ください。

損益計算書です。売上高で温泉券売機売上、ふれあ館の売上、大広間売上、売店・氷菓里売上、直売所売上、直売所委託料収入、農園使用料収入、その他の収入の合計が1億9,841万5,244円でございます。さらに、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が1億6,356万3,863円でございます。

その下段は、販売費及び一般管理費の総額です。

内訳としましては、次の8ページを御覧ください。

職員の給与、水道光熱費、燃料費、衛生管理費などの合計で1億6,453万2,386円を支出されています。

7ページに戻っていただき、中段の売上総利益の1億6,356万3,863円から経費部分である販売費及び一般管理費の1億6,453万2,386円を引きますと、営業利益がマイナス96万8,523円でございます。

営業外収益と営業外費用を加算しまして、経常利益がマイナス13万4,483円でございます。ここから法人税などの特別利益を加算したマイナス12万9,963円が当期利益となります。

次に、11ページをお開きください。

5月23日に監査が実施されていまして、5月28日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、13ページからは平成26年度の主な事業計画を載せております。

また、次の14ページに収支予算に関する平成25年度計画と実績、及び26年度計画を載せています。

ここで、25年度実績の下から3行目の寄附金の欄を御覧いただくと、平成24年度分の100万円の支出があります。なお、25年度は赤字決算のため26年度での寄附金の支出計画はありません。

なお、25年度決算における営業収支の赤字は主に直売所とレストラン、大広間などの食事関係部門の不振が要因です。その内容は、直売所では国の緊急雇用対策事業により小・中学校の給食食材を取り扱う職員の人件費を補助金で賄っておりましたが、平成25年度からはそれがなくなりました。事業の取りやめも検討されましたが、これまで行ってきた地産地消の取組もあり、「さんふれあ」の単独負担で継続したことにより赤字となったものです。

また、昨年8月中旬から9月中旬の高温と干ばつにより種まきができず、秋野菜の出荷が少なく販売が落ち込んだこと、加えて全体的な出荷者の高齢化による出荷者数と出荷量の減少などが直売所販売不振の主な要因であると考えられます。平成26年度につきましては直売所の販売手数料率12%をJAまんま店と同じ15%するため3%の引き上げを出荷者をお願いし、5月より実施しています。

また、食事部門では、地産地消に徹したことによる高い食材の原価率の問題と、近隣の同業

民間施設との料理の差別化などの問題が残っていますので、今後の全体的な業績改善については具体的な経営改善計画を策定させ、それに基づき指導助成を行い、業績の改善を図ってまいりたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 同意第2号 菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（大塚 昇君） 日程第13、同意第2号菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 同意第2号菊陽町監査委員の選任について議会の同意を求めることについて説明いたします。

現在、代表監査委員であります中原輝男様の任期が本年6月16日をもって任期満了となりますので、引き続き中原輝男様を監査委員として選任するもので、選任につきましては地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

中原様の経歴等について説明いたします。

住所が、菊陽町武蔵ヶ丘2丁目2番14号、生年月日が昭和21年1月12日生まれの68歳です。

中原様は、昭和46年4月に熊本県庁に入庁され、平成15年4月から熊本県土木部菊池地域振興局土木部長、平成17年に財団法人熊本県建設技術センター常務理事等の要職を歴任後、平成18年3月に県庁を退職されておられます。35年という長きにわたり県職員として勤務され、また平成22年6月からは本町の監査委員として1期4年御活躍いただいております。

財政に精通しておられ、温厚誠実な人柄であり、さらに人格高潔で、財産管理及び事業の経営管理等にすぐれた識見を有されております。本町の監査委員として適任でありますので、御同意をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第2号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本議会に提案されました案件の審査は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案2件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様におかれましては、6月5日から本日までの9日間にわたり、提案しました付議事件について慎重に御審議いただき、全ての議案等について御承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

大変お疲れとは存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

議案第27号は、菊陽中学校給食室改修工事（建築）の請負契約締結についてであります。

内容は、菊陽中学校耐震事業計画に伴い本年度計画の給食室改修工事で給食室の改修及び増築工事などを行うものであります。

議案第28号は、鼻ぐり井手公園拡張整備管理棟建築本体工事の請負契約の締結についてであります。

内容は、現在進めている鼻ぐり井手公園拡張整備に伴い、管理棟及び野外テラスの建築工事などを行うものであります。

詳細につきましては、議案審議の際に担当課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第27号 工事請負契約の締結について（菊陽中学校給食室改修工事（建築））

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、議案第27号工事請負契約の締結について（菊陽中学校給食室改修工事（建築））についてを議題といたします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第27号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽中学校給食室改修工事（建築）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年菊陽町条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽中学校給食室改修工事（建築）。2、契約の方法、指名競争入札。  
3、契約金額、6,480万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町新山3丁目5番11号、株式会社藤島工務店代表取締役藤島友一でございます。

工事の施工場所及び内容を御説明します。

参考資料の次の図面を御覧ください。

図面は菊陽中学校耐震事業の全体配置計画図です。赤色が給食室改修工事の施工箇所になります。

将来の生徒数を見据えた給食食数を想定した改修及び増築、また文科省の策定しております学校給食衛生管理基準における食中毒防止によるドライシステム化で計画しております。食数につきましては、500食を700食対応で今後見込んでおります。

工事の内容を説明いたします。

既存の給食室の改修と増築工事であります。改修部分の構造は、鉄筋コンクリート造で平家建てとなっております。床面積240.83平方メートルの改修を行います。

増築部分の構造は、鉄骨造で平家建てとなっております。床面積26.74平方メートルの増床を行います。

それから、渡り廊下の構造は鉄骨造で、平家建てとなっております。建築面積44.28平方メートルの増築を行います。

合計建築面積としまして、311.85平方メートルでございます。

次の図面をお開きください。

給食室の平面図を添付しております。

右側中ほどに凡例を表示しております。赤色が改修部分の施工箇所、緑色が増築部分の施工箇所になります。

調理場の配置は、北側より配膳ホール、あえもの室、中央に調理室、中央東側に洗浄室、南側の西側より下処理室、食品庫、研修室、準備室、事務室、便所、休憩室を配置計画しております。

また、工期は、平成26年6月19日から平成26年12月25日までとしております。菊陽中学校耐震事業は、平成27年1月末までに工事を完成し、2月中旬の引き渡しを計画しております。引越しについては、今後の工事の進捗状況を見ながら、中学校と協議しながら進めてまいりたいと思っております。菊陽中学校3年生の現中学校3年生でございますが、生徒が短期間であっても新校舎で授業ができますよう全力で取り組みますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、菊陽中学校給食室改修工事（建築）の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開きいただきたいと存じます。

本件につきましては、工事の規模や工事の内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保などを勘案し、4月30日と5月19日の指名審査会を経まして、熊本県の建築一式工事における最上位等級のA1ランクに格付されている町内の2業者を含む9業者と、町内の県A2ランクの建

築業者3業者の合わせまして12業者を単独で指名いたしました。

指名競争入札は、6月6日に執行し、指名しました業者及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった10番目の株式会社藤島工務店を落札者と決定いたしました。

落札しました株式会社藤島工務店は、町内の建築業者で、これまでの実績は申し分のない業者でございます。

なお、税込みの予定価格6,653万9,000円に対しまして、落札価格は6,480万円で、落札率は97.39%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第27号ですけれども、今、松本課長の方から説明がありましたけれども、給食数が500から700という説明だったんですけど、委員会では大体1,000食に対応する内容だったんじゃないかと思いますが、その点の確認を1つお願いしたいということと、それから指名入札業者、指名審査会でこの前、議員2親等規制は合憲だということで報道とかされてますので、委員会としてはどういうふうな検討を町の方としては指名審査会等で検討されたのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 給食食数につきましては恐らく皆様混乱をされているのかなと思いますが、中部小学校、それから武蔵ヶ丘中学校、このあたりが食数については1,000食対応という形で今まで委員会とかで説明をさせていただいたところでございますが、菊陽中学校につきましては将来の見込みを見ましてもおよそ700食あれば足りるということで、現在500食を700食という形で御説明してきたかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（16番小林久美子君「武蔵ヶ丘を聞いたんだ」の声あり）

はい、そういうことです。

（16番小林久美子君「分かりました」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 小林議員の質問、後段の部分は指名審査会に関わるので、私の方から回答をさせていただきます。

議員おっしゃいましたとおり、5月27日に最高裁第三小法廷でいわゆる2親等規制は合憲であるというような形の判決が出たところです。要旨概略御説明いたしますと、府中市議会の政治倫理条例の第4条1項及び3項の規定のうち議員の2親等以内の親族が経営する企業は同市の工事等の請負契約等を辞退しなければならず、当該議員は当該企業の辞退届を徴して提出す

るよう努めなければならない旨を定める部分は、憲法21条並びに22条1項、29条に違反しないというのが最高裁小法廷の判決であります。

この中の論点幾つかあるわけですが、この件に関して2親等の規制というのが合憲であるというようなところに限って申し上げますと、1つは2親等規制を定める規定というものは21条1項、これは議員活動の自由というところになってくるわけなんです、これに違反するものではないと解するのが相当であるというような判決になっています。その中身は、2親等規制に基づく議員の議員活動の自由についての制約は地方公共団体の民主的な運営における活動の意義等を考慮してもなお議会の公正な運営と姿勢に対する市民の信頼を確保するという正当な目的を達する手段として必要かつ合理的な範囲のものであるということができるといような中身になっています。

その理由は、条例第4条第3項は、議員に対して2親等以内の親族企業の辞退届を提出するように努める義務を課すにとどまり、辞退届の実際の提出まで義務づけるものではない。それから2つ目に、審査会の審査結果を公表されることによって議員の政治的立場への影響を通じて議員活動の自由についての事実上の制約が生ずることがあり得るが、これらは議員の地位を失わせるなどの法的な効果や強制力を有するものではない。それから3点目が、条例は地方公共団体の議会の内部的自立権に基づく自主的規制としての性格を有しており、このような議会の自主的規制のあり方はその自主的な判断が尊重されるべきであるというようなことで、1つは合憲であるということになっています。

それから2つ目が、同じようなものなんです、2親等規制を求める本件規定は憲法22条1項職業選択の自由及び29条財産権の保障に違反するものではないと解するのが相当であるというような論点になってきています。この中身は先ほど言いましたのと大体似たようなものなんです、2親等規制に基づく2親等内親族企業の経済活動についての制約は地方公共団体の民主的な運営における活動の意義等を考慮してもなお議会の公正な運営と姿勢に対する市民の信頼を確保するという正当な目的を達するための手段としての必要性や合理性に欠けるものとは言えず、2親等規制を定めた市議会の判断はその合理的な数量の範囲を超えているものではないというふうな理由になっています。

この理由のところ、これもまた2つございまして、1つ目は2親等内親族企業であっても条例の規制の対象となる企業の請負契約等に係る入札資格を制限されるものではない。2つ目が、条例上、2親等内親族企業は当該請負契約を辞退しなければならないとされているものの制裁を科すなどして、その辞退を法的に強制する規制を設けておらず、2親等内親族企業が当該請負契約を締結した場合でも当該契約が司法上無効となるものではないというような理由でこの2親等規制が合憲であるというような判決の中身になっております。

したがいまして、私どもが今まで幾つか議会案件の中で本件規制のような場面に遭遇してきているわけなんです、今までやってきたことがこの判決によって当然後から出てきた判決ですからこのことで覆るわけではないわけなんです、この判決で今の私どもがやっています入札

のシステムについて変更を必要とすることがないのではないかと考えているところ  
です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第2 議案第28号 工事請負契約の締結について（鼻ぐり井手公園拡張整備管理棟  
建築本体工事）**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第2、議案第28号工事請負契約の締結について（鼻ぐり井手公園  
拡張整備管理棟建築本体工事）についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（大山陽祐君） 議案第28号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

鼻ぐり井手公園拡張整備管理棟建築本体工事の請負契約について議会の議決に付すべき契約  
及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでありま  
す。

契約の内容について御説明申し上げます。

1、契約の目的、鼻ぐり井手公園拡張整備管理棟建築本体工事。2、契約の方法、指名競争  
入札。3、契約金額、7,344万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番  
地、坂本・渡辺・安永特定建設工事共同企業体、代表者株式会社坂本建設代表取締役坂本俊正  
でございます。

続いて、工事の内容ですが、参考資料の図面をお開きください。

今回、工事を行う管理棟などの整備内容は、公園全体の整備を含めて地域の皆様方と意見交  
換を行いながら計画してきたものでございます。

図面は、下の平面図と上の屋根図となっております。

右側部分が鉄筋コンクリート造、左側が一部鉄骨造で、全て平家建てとなっております。

本体の延べ床面積は352.8平方メートルとなります。

図面の下が平面図となります。平面図の左側の屋外テラスはイベントのときなどのステージとしての利用をステージとして利用できるようにしております。

図面北側中央が玄関、建物に入りましてホール、事務室、レクチャー室、廊下、そして一番奥に収納等を配置しております。

廊下は、パネルなどの展示スペースを兼用としており、レクチャー室では鼻ぐり井手等の文化財の紹介に必要な映像機器等の整備も予定、考えているところでございます。

また、これらの各スペースは、それぞれ間口を広く確保しておりまして、気候のよいときは一時的に開放された空間として来園者などを迎える予定でございます。

次に、次のページの図面ですが、立面図となっております。

先ほど申し上げましたように全体が平家建てとなっております、屋外テラスが鉄骨造、管理棟部分が鉄筋コンクリート造となっております。

建物の工期を平成26年6月29日から平成27年1月31日までとしております。なお、全体、公園全体の竣工につきましては、来年度中を考えているところでございます。

以上で担当課からの説明を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、鼻ぐり井手公園拡張整備管理棟建築本体工事の指名業者及び入札結果について御説明を申し上げます。

参考資料の最後のページをお開きいただきたいと存じます。

本件につきましては、工事の規模や内容、町内の建築工事業者の受注機会の確保と技術向上の点などを勘案し、4月30日と5月19日の指名審査会を経まして最終的には町内の建築業者により自主結成された5つの特定建設工事共同企業体と、県A1ランクの建築業者7社、合わせまして12社を選定いたしました。

指名競争入札は去る6月6日に執行し、結果につきましては資料のとおりであります。

指名しました業者名及び税抜きの入札結果は一覧のとおりですが、最低の価格で入札のあった11番目の坂本・渡辺・安永特定建設工事共同企業体を落札者と決定いたしました。この坂本・渡辺・安永特定建設工事共同企業体は、町内業者3者で構成されておりまして、代表者が株式会社坂本建設、構成員が渡辺住建と安永建設であります。

なお、税込の予定価格7,516万4,000円に対しまして落札価格は7,344万円で、落札率は97.71%という結果でありました。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第28号で、すいません、ちょっと聞き漏らしたんですけれどもレクチャー室の活用方法と収容人数等について説明があったと思いますが、もう一度ちょっと確

認をしたいというのと、あと鼻ぐり井手の中の全体の公園のどの辺にできるのかという地図がこれではちょっと分からないんですけども、その説明と2点お願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） まず、おわび申し上げます。全体の地図を添付しておりません。申し訳ございませんでした。後にお示ししたいと思います。言葉で申しますと、鼻ぐり井手と申しますのは南を向いて上の方が三角形の形なんですけれども、その一番下の段が駐車場、それからその次に広場がございまして、広場の一番北側東側ですか、のところに管理棟を予定しまして、その斜面の上の方に公園を予定しているというところでございます。

それと、レクチャー室の収容なんですけれども、図面の方に椅子の配置等、一応仮で置いておりますけれども、これを具体的にどうしていくかについては予算の問題、整備、映像等の機器とか、椅子のぐあい等の問題も考えまして、今後詰めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

人数等につきましては、ここの絵柄でございまして3つがけのやつが9つという形になっているんですけども、これは椅子の大きさ、形、並べ方等によって変わってくるものですから、その人数が何人という想定は今のところしておりません。一定の広さを確保しているというところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません。それは一番どこにできるのか見に行った方が一番早いわけですけども、計画ですので公園のどの辺という資料はないとちょっとまずいのではないかと思いますけど。あるから配付していただければと思いますけど。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 今回図面を添付していないのは一言お断り申しますけれども、この事業はもう2年目ですね。3年計画の2年目のものでございまして、公園のもともとの整備計画等の中に一定の図面もお示しはしているかと思っておりますので、そのあたりも御確認いただけたらと思っております。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

岩下和高君。

○10番（岩下和高君） これの建物に太陽光パネルが載っておりますけど、これは売電とか、そういう目的はされているのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えから申しますと売電の予定はございません。全て施設で利用するところを予定しているものでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 入札業者の中で4番と6番の増永組と株式会社シアーズホームの失格と書いてありますが、失格理由は何でしょう。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の御質問にお答えいたします。

予定価格をオーバーしたというところがございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成26年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時38分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 岩下 和高

菊陽町議会議員 佐藤 竜巳

菊陽町議会会議録  
平成26年第2回6月定例会

平成26年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919